

第3部 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

はじめに

近年、企業活動やサプライチェーンのグローバル化が進む現状において、知財の重要性はますます高まっている。特に、人工知能や情報通信技術の急速な発展は様々な分野でイノベーションを創出し、知財保護の重要性は益々増している。加えて、新興国や途上国への企業の進出や技術移転が進展しており、これらの国における知財権の保護の現状についても注視する必要がある。このような背景から、各国の知財制度の改正状況や知財関連の注目裁判例等について、最新の情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとって重要である。

特に、中国における知財制度の改正状況や司法判断は企業へ与える影響の程度・可能性も大きいと考えられることから、その最新情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとっても有意義な情報となる。

中国は、専利法第4次改正を2021年6月1日より施行しており、さらに2024年1月20日には専利法実施細則及び専利審査指南を施行したところであり、これらは、企業の知財戦略に大きな影響を及ぼすと考えられるが、これらを含め、最近の知財制度の概要や知財関連の注目判決を以下にまとめた。

第1章 中国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向

第1節 中国における最近の知財関連注目判決

1. 中外製薬と温州海鶴薬業有限公司との間の特許権侵害事件¹ (最高人民法院(2022)最高法知民忠第905号民事判決)

(事案の概要)

中外製薬は「ED-71 製剤」と称する特許200580009877.6号を有している。登録特許は骨粗鬆症に関する技術であり2005年2月7日に国家知識産権局に出願され、2010年12月8日に登録された。中外製薬は上市された原薬「エルデカルシトールソフトカプセル」の上市許可保有者でもある。

中外製薬は、上記先行医薬品と登録特許を中国上市医薬品特許情報登記プラットフォームに登録し、登録特許の請求項1～7にその原薬が属すると主張した。

温州海鶴薬業有限公司(以下「海鶴公司」という。)は、後発医薬品「エルデカルシトールソフトカプセル」の登録を医薬品特許情報登記プラットフォームに申請し、後発医薬品が関連する特許権の特許請求の範囲に属さないという声明を作成した。

中外製薬は、第4次改正専利法76条(※)に基づき、北京知識産権法院に訴訟を提起し、海鶴公司が登録を申請した後発医薬品の技術が中外製薬の登録特許の特許請求の範囲に属することを確認するよう請求した。

¹ 以下、判例(1)～(6)は、下記の文献の内容を参考にしている。
<https://note.com/shankouzhiyan76/n/n272dcfa74dc2> (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

中外製薬の訴訟の提起に対抗して、海鶴公司是、係争登録特許に対し無効宣告請求を行ったことから、中外製薬は、無効宣告手続において係争登録特許の請求項に対し補正を行った。

無効宣告請求手続きにおいて、特許権者である中外製薬は、係争登録特許の請求項に記載された4つの選択肢から1つの選択肢を選択し、その選択された化合物によって請求項を減縮したことから、北京知識産権法院は、その選択された化合物以外の抗酸化剤を含む係争後発医薬品に対して禁反言の法理により均等主張は認められないとした。

北京知識産権法院は、係争後発医薬品の技術が係争特許の特許請求の範囲に属しないと判断し、中外製薬の訴訟請求を却下した。

中外製薬はこれを不服とし、上訴した。

(※) 第4次改正専利法76条の規定は以下のとおりである。

76条 薬品販売のレビューと承認過程において、薬品販売の許可申請人及び関連する特許権者または利害関係人は、申請登録の薬品に関連する特許権を理由に紛争が生じる場合、関連当事者は、人民法院に起訴することができ、申請登録に関連する技術方案が薬品他人の薬品特許権の保護範囲に属するか否かの判決を求めることができる。国務院薬品監督管理部門は、規定期間内に、人民法院の効力を生じた判決に基づき、関連薬品の販売決定批准を一時停止するか否かについて決定することができる。

薬品販売許可申請人及び関連する特許権者または利害関係者はまた申請登録薬品に関連する特許権紛争について、国務院特許行政部門に行政裁決を請求することができる。

国務院薬品監督管理部門と国務院特許行政部門は薬品の販売許可の審査評価と薬品の販売許可申請段階の特許紛争解決の具体的な整合方法を制定し、国務院の同意を得て実施する。

(裁判所の判断)

中国最高人民法院は、特許侵害紛争案件の審理における法律適用についての若干問題に関する解釈(司法解釈[2009]21号)6条(※※)を引用して、中外製薬が無効宣告手続において行った補正により禁反言が生じたとして、係争後発医薬品が係争特許の特許請求の範囲に属しないと判決を下した。

中国最高人民法院は、係争後発医薬品の技術が係争特許の特許請求の範囲に属するどうかを判断する場合、原則として、後発医薬品の申請者の申請資料に基づいて比較判断を行うべきであるとし、係争後発医薬品の技術が係争登録特許の特許請求の範囲に属しないと判断した。

以上により、中国最高人民法院は、上訴を棄却し原審判決を維持する判決を下した。

(※※) 特許侵害紛争案件の審理における法律適用についての若干問題に関する解釈(司法解釈[2009]21号)6条は以下のとおりである。

6条 特許出願人、特許権者が特許授權または無効宣告手続において請求項、明細書について補正または意見陳述することによって放棄した技術方案について、権利者が特許権侵害紛争案件において改めてこれを特許権の技術的範囲に加えた場合、人民法院はこれを支

持しない。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられており、そこでは、本事件は、第 4 次改正専利法 76 条（2020 年改正）が施行されてから中国で最初の医薬品パテントリンケージ（薬事規制当局が後発医薬品の製造販売の承認手続において先発医薬品にかかる特許権の侵害性を判断するシステムである）訴訟ケースであるとされている²。

医薬品特許に関する複雑な事件でありながら一審・二審合わせても約 9 カ月のスピード審理であった点も注目される。

2. 上海万翠堂餐饮管理有限公司と温江五阿婆青花椒魚火鍋店との間の商標権侵害事件（四川省高級人民法院（2021）川知民終 2152 号民事判決）

(事案の概要)

上海万翠堂餐饮管理有限公司（以下、「万翠堂公司」という。）は、



12046607 号登録商標、



17320763 号登録商標、



23986528 号登録商標、

の権利者であり、登録役務として 43 類のホテル、レストランなどを含んでいる。

3 件の商標権は、すべて商標権の権利期間内である。

2021 年 5 月 21 日、万翠堂公司是、温江五阿婆青花椒魚火鍋店（以下「五阿婆火鍋店」という。）が店の看板に「青花椒魚火鍋」という文字を使用していることを発見し、五阿婆青花椒魚火鍋店が登録商標の商標権を侵害していることを理由に一審法院に訴えた。

万翠堂公司是、五阿婆火鍋店が商標侵害を直ちに停止し、五阿婆火鍋店が合計 50,000 人民元の経済損失と合理的な支出を賠償するよう一審法院に請求した。

一審法院は、五阿婆火鍋店が商標権侵害を停止し、五阿婆火鍋店が経済損失及び合理的な支出合計 30,000 人民元を賠償するよう命じた。

五阿婆火鍋店は、不服として上訴した。

² 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

(裁判所の判断)

四川省高級人民法院の第二審判決の要旨を以下に示す。

「青花椒は、四川料理の調味料として広く知られている。

レストラン、レストランのサービス、料理の調味料との間には自然なつながりがあるため、係争商標である『青花椒魚火鍋』と登録商標である『青花椒』という言葉を含む料理名称は、識別において相互に混同されやすいが、係争商標の顕著性が大幅に低い。

係争商標である『青花椒魚火鍋』の識別力は低いため、その保護範囲は広すぎではならず、その保護範囲を広義に解釈すると、その他の市場主体の正当な使用を妨げ、公平競争の市場秩序に影響する。

本事件において、被告である五阿婆火鍋店の看板に含まれる『青花椒』という文字は、それが提供する魚鍋に青花椒調味料が含まれているという特徴の客観的な説明であり、単独で使用されたり、万翠堂公司の係争商標の意図に便乗したりしたものではなく（フリーライドしようとの意図もなく）、中国国内の公衆を混同させ又は誤認させる可能性が低い。」

五阿婆火鍋店の被疑行為が正当な使用であり商標権侵害を構成しないため、四川省高級人民法院は一審法院の判決を取り消した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている³。

本事件に関し、最高人民法院は、「本事件の第二審判決は、商標の正当使用の認定基準を明確にしており、『権利には適切な範囲があり、誠実に行使されなければならない』との道理を説いている。第二審判決は、人民の常識、一般的な感情及び道理を十分に尊重し、法に基づいて信義誠実の原則、正当に経営している零細企業の合法的な権益、更に公平競争の市場秩序を維持するものである。」と評価している。

3. 北京百度網訊科技有限公司と蘇州閃速推ネットワーク科技有限公司との間の不正競争事件

(江蘇省蘇州市中級人民法院 (2021) 苏 05 民初 1480 号民事判決)

(事案の概要)

北京百度網訊科技有限公司（以下「百度公司」という。）は、百度検索エンジン（Baidu 検索エンジン）の事業者である。

蘇州閃速推ネットワーク科技有限公司（以下「閃速推公司」という。）は、顧客の業界で一般的な検索キーワードに関連する大量の広告ページを生成した。

閃速推公司是、この広告ページを重要度の高いウェブサイトの下位のディレクトリ内に繋げ、ユーザが百度などの検索エンジンでこれらのキーワードを検索すると、販売促進させる企業の広告ウェブページが検索結果のトップページの一行または複数行を占めるという、「万詞霸屏（大量のキーワード設定により検索時結果の上位を制覇する）」サービスを

³ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

実行した。

検索エンジンの検索結果を操作してユーザのウェブサイトを作為的に上位に表示させる「万詞霸屏」サービスは、毎年3月15日の「世界消費者権利デー」に放映される特集番組（315晚会）でも、取り上げられ、社会全体の関心を集めていた。

百度公司是、閃速推公司による作為的な行為が不正競争になるとして江蘇省蘇州市中級人民法院に訴訟を提起した。

（裁判所の判断）

一審法院の判決は以下の要旨の判決を下した。

「検索エンジンが既にネットワーク利用者が情報サービスを得るために必須のツールとなっており、オンライン經營者が検索エンジンを利用して營業活動を行う際に信義誠実の原則と商業道德を遵守すべきであり、オンライン經營者が社会主義の核心となる価値觀を堅持し、国家の利益に損害を与えず、公共の利益と、公民、法人及びその他の組織の合法的權益とを守らなければならない。

閃速推公司是、百度検索エンジンに依拠して「万詞霸屏」サービスを実行し、技術的手段を故意に利用して、百度検索エンジンのキーワードに基づく検索の正常な収録とランキング秩序を破壊し、ユーザ情報取得コストを増加させ、市場競争秩序及びインターネット情報サービス管理秩序を乱し、信義誠実の原則および公に認められたビジネス道德に反し、不正競争を行った。

閃速推公司的サービスは、不正競争防止法12条1項4号の「事業者が適法に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運行を妨害、破壊するその他の行為」に該当する。」

一審法院は、閃速推公司が不正競争行為を停止し、閃速推公司が經濟損失と合理的な支出合計275万3000人民元を賠償するよう命じた。

第一審判決後、百度公司、閃速推公司的両当事者はいずれも上訴しなかった。

（参考）

本事件は、最高人民法院による2022年の中国の裁判所における知的財産事件トップ10に取り上げられている⁴。

本事件について、最高人民法院は、「技術的手段を利用して検索エンジンの自然な検索結果順位に干渉、操作する行為を有効に制止し、ネットワークユーザの合法的權益の保障と、健全で秩序ある検索環境及び公平競争のインターネット秩序の維持に役立つものであり、人民法院の清廉で明るいネットワーク空間の創出に対する力量と決意を示すものである」と評価している。

4. 特威茶餐飲管理（上海）有限公司と、浙江省農業技術振興センター及び上海市浦東新区知識產權局との間の上海市浦東新区人民政府行政処罰事件及び行政再審理事件 （上海知識產權法院（2022）沪73行終1号行政裁決）

（事案の概要）

⁴ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。



浙江省農業技術振興センターは、の係争商標の商標権者であり、商標の指定区分は 30 類「茶」商品である。

特威茶餐飲管理（上海）有限公司（以下「特威茶公司」という。）は、「盛玺龙井茶」と「龙井茶」のロゴ入りのお茶を販売していた。

上海市浦東新区知識産権局は、特威茶会社の販売行為が商標権の侵害に該当すると判断し、「盛玺龙井茶」と「龙井茶」のロゴが入った 1,422 箱のお茶葉を没収することを行政処罰決定し、54 万人民元の罰金を科した。

特威茶公司是、不服として上海市浦東新区人民政府に行政再審理を申請した。

上海市浦東新区人民政府は、特威茶会社が提出した再審理の理由に根拠がないと判断し、行政処罰決定を維持した。

特威茶公司是、行政再審理の決定を不服として上海浦東新区人民法院に訴訟を提起した。

上海浦東新区人民法院は、被疑行政処罰決定、被疑行政再審理決定が合法であると判断し、特威茶会社の訴訟請求を却下する判決を下した。

特威茶公司是、不服として上訴した。

（裁判所の判断）

上海知識産権法院は、以下の主旨の判決を下した。

「係争商標は、地理的表示証明商標として、原産地の自然条件、工芸技術、製造方法等によって決定される特定の品質を有することを示しているので、商品の原産地を特定する機能を有している。

特威茶公司是、特威茶公司の商品が地理的表示証明商標に課される植栽地域範囲に由来することを十分に立証しておらず、特威茶会社が被疑侵害商標を使用すると、商品の原産地等特定の品質について容易に公衆の誤認を生じることとなり、特威茶公司の販売行為は商標権の侵害となる。

特威茶公司是、侵害商品を販売する行為を実施しただけでなく、他人の登録商標を無断で使用する行為も行っている。

行政機関である上海市浦東新区知識産権局が本事件の具体的な状況に基づいて科した罰金額は、侵害製品の販売額が比較的多いので合理的である。」

上海知識産権法院は、特威茶公司による上訴を却下し、原審判決を維持した。

（参考）

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁵。

本事件について、最高人民法院は、「行政機関が法律に従って行政を行うことを支援し、行政法執行基準と地理的表示の保護のための裁定基準の統一を促進し、地理的表示の司法

⁵ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

保護を強化し、事業者による地理的表示を含む商業標識の正しい使用を規制し、消費者の利益を保護するための積極的な意義を持っている。」と評価している。

5. 深セン市テンセントコンピュータシステム股份有限公司と郴州七嘯ネットワーク科技有限公司等との間の不正競争事件

(北京市海淀区人民法院 (2020) 京 0108 民初 8661 号民事判決)

(事案の概要)

深センテンセントコンピュータシステム股份有限公司(以下「テンセント」という。)は、「WeChat」および「QQ」のソフトウェアを開発、運営している。

郴州七嘯ネットワーク科技有限公司と長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部(以下「両被告」という。)は、共同で「WeChat Business スクリーンショット王」(後に「WeChat Business 星球」に改名)、「火星美化」という二つのソフトウェアを開発、運営している。

二つのソフトウェアは、「WeChat」および「QQ」ソフトウェアのインターフェース、アイコン、顔文字と完全に一致する素材とテンプレートを提供し、「WeChat」や「QQ」ソフトウェアの各種使用場面インターフェースと同一の、対話、紅包(お祝い金、お小遣いの少額送金)、口座間送金、財布の虚偽のスクリーンショットをユーザが自ら編集して作成できるようにするプログラムである。

北京神奇工場科技有限公司が運営する「楽商店」アプリケーション・プラットフォームは、被疑ソフトウェア(両被告が開発した二つのソフトウェア)のダウンロードサービスを提供していた。

テンセントは、郴州七嘯ネットワーク科技有限公司、長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部、北京神奇工場科技有限公司の三被告の行為が不正競争に該当すると判断し、北京海淀区人民法院に訴訟を提起した。

(裁判所の判断)

一審法院である北京海淀区人民法院は、以下のよう判断した。

「郴州七嘯ネットワーク科技有限公司、長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部の両被告は、「WeChat」および「QQ」のソフトウェアの広範なユーザ基盤と、構築された真実、信義誠実の SNS 生態系を利用し、且つフェイクや不正行為によって不当な利益を得ようとする一部ユーザの心理を利用して、被疑ソフトウェアを大量のユーザに取得させて、これによって高額収益をあげた。

両被告は、そのユーザのためにフェイクや不正行為のための重要なツールを提供し、詐欺や欺瞞の行為のための条件を提供し、信義誠実の原則及びビジネス道德に違反した。

両被告の被疑行為は、「WeChat」と「QQ」の真実のソーシャルに基づいた運営基盤に直接打撃を与え、虚偽のスクリーンショットにより容易に消費者に人的および財産的損害を与え、市場競争秩序を乱し、不正競争に該当する。

それに対して、北京神奇工場科技有限公司は、ネットワーク サービスプロバイダーとして、既に合理的な注意義務を果たしており、関連する法律責任を負うべきではない。」

北京海淀区人民法院は、両被告が被疑ソフトウェアのユーザ数や取引額に基づいて経済

損失及び合理的な支出の合計 5,284,520 人民元をテンセントに賠償するよう命じた。

郴州七嘯ネットワーク科技有限公司、長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部の両被告は、不服とし北京知識産権法院に上訴した。

北京知識産権法院による二審は、両被告による上訴を却下し、原審判決を維持する判決を下した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁶。

本事件について、最高人民法院は、「この事件は、人民法院がオンライン産業の不正競争を取り締まり、不正行為や偽造ツールの提供を取り締まり、市場競争の秩序を維持し、事業者と消費者の正当な権利と利益を保護し、公正な競争市場環境の形成を促進する典型的な事例である。」と延べている。

6. 羅某洲、馬某華他とアップルとの間の商標権侵害事件

(広東省深セン市中級人民法院 (2022) 粵 03 刑終 514 号刑事裁決)

(事案の概要)

アップルは、指定商品が「イヤホン」であり、商標が「AIRPODS」、「AIRPODS PRO」である商標の商標権者である。

羅某洲、馬某華他は、アップルの登録商標を模倣した Bluetooth 搭載のイヤホンを製造・販売していた。

係争製品である Bluetooth 搭載のイヤホンは、アップルの登録商標が印刷されているかどうかに関わらず、イヤホンが Bluetooth 機能によりアップルの携帯本体に接続すると、携帯本体のポップアップ画面に「Airpods」または「Airpods Pro」の商標をポップアップ表示していた。

アップルは、羅某洲、馬某華他の行為が商標権侵害に該当するとし、広東省深圳市龍崗区人民法院に提訴した。

一審である広東省深圳市龍崗区人民法院は、羅某洲、馬某華他がいずれも商標権の侵害を犯し、羅某洲、馬某華他に 2 年～6 年の懲役と罰金を科すと判決した。

一審判決後、羅某洲、馬某華他は、不服として広東省深セン市中級人民法院に上訴した。

(裁判所の判断)

二審である広東省深セン市中級人民法院は、以下のように判断した。

「登録商標模倣犯罪において「使用」は、商標が商品、商品包装、または容器等の有形媒体に用いられることに限られず、ビジネス活動において、商品の出所を識別するために用いられる行為であれば、商標権における「使用」に該当する。

侵害製品であるイヤホンが Bluetooth 機能にてアップルの携帯本体にペアリング接続されるペアリングアクティブ過程において、アップルの携帯本体が「Airpods」、「Airpods Pro」

⁶ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

の商標を消費者にポップアップ表示しており、消費者は、アップルが使用する Bluetooth 搭載のイヤホンと誤認し、侵害製品であるイヤホンの出所の混同及び誤認を生じさせている。」

広東省深セン市中級人民法院は、羅某洲、馬某華他の侵害行為が商標権の侵害に該当するとし、羅某洲、馬某華他が 22,106,296.08 人民元の損害賠償をアップルに支払うように命じた。

以上により、広東省深セン市中級人民法院は、上訴を却下し、原審判決を維持する判決を下した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁷。

本事件について、最高人民法院は、「電子機器のインターネット技術を使用して、デジタル経済で新しい形の商標犯罪を示す典型的なケースである。商標犯罪の本質を把握し、商標の使用を正しく定義し、新しい技術を使用して知的財産権を侵害する犯罪を効果的に取り締まった点に意義がある。」と評価している。

7. シーメンスとその中国有限公司と寧波斉電機有限公司との間の商標権侵害事件及び不正競争事件

(最高人民法院 (2022) 瑞高法民中第 312 号民事判決)

(事案の概要)

シーメンスとその中国有限公司は、洗濯機（第 7 類）を指定商品とする「西門子（中国語でシーメンスと発音）」及び「SIEMENS」商標の商標権者であり、両商標は長期にわたる使用及び宣伝により、中国国内で周知性を獲得していた。

シーメンスとその中国有限公司は、寧波斉電機有限公司が「上海西門子電器有限公司」及び「SIMBMC」との標識を付した洗濯機を製造・販売する行為が自らの商標権を侵害し、不正競争行為であるとして、江蘇省高級人民法院に侵害行為の停止及び 1 億人民元の損害賠償を求める訴訟を提起した。

一審である江蘇省高級人民法院は、寧波斉電機有限公司がセーシェル共和国で登記された「上海西門子電器有限公司」の商号を付した洗濯機を製造・販売する行為が『西門子』部分の識別力を発揮するように使用していないため、2013 年商標法 57 条 7 号に規定の「他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為」には当たらず、商標権侵害に該当しないと判断した。

一方、江蘇省高級人民法院は、寧波斉電機有限公司が自らの有する登録商標「SiMBMC」の小文字「i」を大文字に変更した「SIMBMC」標識を付した洗濯機を製造・販売する行為が登録商標の顕著な特徴を変更し、「SIMBMC」がシーメンス社の英語商標であるという消費者の誤認混同を惹起するものであり、且つ「SIEMENS」商標の識別力を希釈化するもので

⁷ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

あり、2013 年商標法 57 条 7 号に規定の商標権侵害に該当すると判断した。

また、江蘇省高級人民法院は、寧波斉電機有限公司がシーメンスとその中国有限公司の登録商標を含む企業名称を被疑侵害製品に表示し、公衆を誤認させ、2017 年反不正当竞争法 6 条 4 号の「他人の商品又は他人と特定の関連性がある誤認を生じさせるその他の混同行為」に該当し、不正競争を構成すると判断した。

以上により、江蘇省高級人民法院は、寧波斉電機有限公司が直ちに侵害を停止し、寧波斉電機有限公司が 1 億人民元の経済的損失と 16 万 3000 人民元の合理的な費用を補償するよう命じた。

寧波斉電機有限公司は、不服として最高人民法院に上訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院の二審判決は、シーメンスとその中国有限公司が被疑侵害標章「SiMBMC」と「SIMBMC」についても使用の停止を請求しないため、当該部分の行為が係争登録商標専用権を侵害しているか否かについては評価しないと判断した。

最高人民法院の二審判決は、寧波斉電機有限公司の「上海西門子電器有限公司」の商号のうち、「西門子」の部分が識別力を有しており、商号の洗濯機における使用が「西門子」商標（第 7 類）と同一の商品における類似商標の使用にあたり、商標法 57 条 2 号に規定された商標権侵害に該当すると判断した。

また、寧波斉電機有限公司の「上海西門子電器有限公司」の商号の使用は、一定の影響のある企業名称及び他人の登録商標を使用する行為であって、2017 年反不正当竞争法 6 条 2 項及び 4 項に規定の不正競争行為に該当すると判断した。

なお、寧波斉電機有限公司は、1 つの被疑侵害行為に対して、商標権侵害行為を構成すると認定し、さらに不正競争行為を構成すると認定することはできないため、一審法院の法適用に誤りがあると主張した。これに対し、最高人民法院は、シーメンスとその中国有限公司がその登録商標「西門子」と商号「西門子」に対してそれぞれ商標権と企業名称権を享有しており、寧波斉電機有限公司が異なる状況下で被疑侵害標章「上海西門子電器有限公司」を使用していることがシーメンスとその中国有限公司の商標権と企業名称権のいずれかに対しても侵害を構成するため、一審法院がそれぞれ認定したことに不当がないと判断した。

損害賠償額について、シーメンスとその中国有限公司は、侵害行為により自らが受けた損害賠償額及び寧波斉電機有限公司が得た利益額を立証することができなかった。

しかし、最高人民法院は、寧波斉電機有限公司の侵害行為による利益が商標法上の法定賠償額の上限である 500 万人民元を超えることが明らかであり、且つ、寧波斉電機有限公司が損害賠償額の算定に必要な資料の提出を拒んでいる状況において一審法院が「寧波斉電機有限公司の年間売上が 15 億元」との報道に基づいてシーメンスとその中国有限公司の求める 1 億人民元の賠償額を認めたのは不当ではないと判断した。

最高人民法院は、寧波斉電機有限公司が侵害に関する財務情報の提供を拒んでいることが証拠妨害に該当すると認定した。

以上により、最高人民法院は、上訴を棄却し、原審判決を維持する判決を下した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁸。

本事件について、最高人民法院は、「二審判決は、挙証妨害制度を厳格に運用し、故意に証拠を提供せず人民法院による事実認定を妨害する侵害者に対し、法に基づき、不利な処理方式及び裁判結果を提示した。本事件は、人民法院が知的財産権を保護する姿勢を充分に体现しており、悪意で有名商標にフリーライドする行為に厳しく対応し、市場の秩序を浄化し、良好な経営環境の創出を推進する重要な効果を発揮するものである。」と評価している。

8. シャトー・ラフィット・ロートシルトと南京金酒類有限公司との間の商標権侵害事件及び不正競争事件

(最高人民法院 (2022) 瑞高法民中 313 号民事判決)

(事案の概要)

シャトー・ラフィット・ロートシルトは、「酒類」を指定商品とする商標「LAFITE」及び商標「CHATEAU LAFITE ROTHSCILD」の権利者である。両商標は、長年の使用により中国国内にて周知性を獲得していた。

2005 年 4 月 1 日、南京金酒類有限公司は、「ワイン」を指定商品、「LAFEI MANOR」を商標とする商標出願を出願した。それ以降、南京金酒類有限公司は、ワインの製造、輸入、販売の過程で「LAFEI MANOR」、「Lafite MANOR」のロゴを使用し、ウェブサイトや取引書類でワインの宣伝を行った。

2016 年 12 月 23 日、最高人民法院の判決により、南京金酒類有限公司が商標権者である指定商品「ワイン」、商標「LAFEI MANOR」に係る登録商標の無効が確定した。

南京金酒類有限公司によるワインの製造、輸入、販売の行為は、中国国内においてシャトー・ラフィット・ロートシルトに経済的損失を与えていた。

シャトー・ラフィット・ロートシルトは、南京金酒類有限公司を含む 7 社のワインの製造、輸入、販売の行為が商標侵害、不正競争に該当すると判断し、南京金酒類有限公司を含む 7 社を第一審法院に提訴した。

第一審法院は、南京金酒類有限公司を含む 7 社が商標侵害と不正競争に該当すると判断し、侵害の停止と懲罰的損害賠償を命じた。

南京金酒類有限公司を含む 7 社は、不服として、最高人民法院に上訴した。

(裁判所の判断)

最高人民法院は、南京金酒類有限公司が商標「LAFEI MANOR」に係る商標出願を出願した行為及び南京金酒類有限公司が「LAFEI MANOR」の商標ロゴを使用した行為が悪意の

⁸ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

意図があったとして不正競争に該当すると判断した。

最高人民法院は、南京金酒類有限公司が「Lafite MANOR」の商標ロゴを使用した行為が商標侵害に該当し、南京金酒類有限公司が商標「Lafite MANOR」に係るワインの歴史的遺産と人気を誇張して宣伝した行為が虚偽の宣伝に該当するとして不正競争に該当すると判断した。

最高人民法院は、南京金酒類有限公司を含む 7 社による明らかな悪意による侵害行為に対して 2013 年商標法 63 条 1 項（※）に基づいて懲罰的損害賠償を認定し、経済的損失と合理的な費用として合計 7,917 万人民元の賠償を命じた。

最高人民法院は、「金酒類有限公司を含む 7 社は、シャトー・ラフィット・ロートシルトが商標訴訟を提起した後も係争商標を使用し続けた。南京金酒類有限公司を含む 7 社は、共同経営にて生産と販売の規模を絶えず拡大し、宣伝活動においてフランスにて著名な『Lafite MANOR』ワインの人気にあやかっていた。南京金酒類有限公司他の侵害の悪意は明らかである。」と判決文に記述し、一審判決が懲罰的損害賠償を適用したことに誤りはないと判断した。

（※）2013 年商標法 63 条 1 項

商標侵害された場合の賠償額は、侵害により権利者が被った実際の損失に応じて決定し、実際の損失を決定することが困難な場合は、侵害により侵害者が得た利益に応じて決定することができ、権利者が被った損失または侵害者が得た利益を決定することが困難な場合は、商標の使用許諾料の合理的な倍率を参照して決定する。

商標侵害が悪意で行われ、その状況が重大である場合、賠償額は、上記の方法に従って決定された額の 2 倍以上 3 倍未満で決定することができる。

（参考）

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁹。

本事件について、最高人民法院は、「商標登録者が他人の商標の名声を利用する意図を持って商標を使用することは保護されるべきではないと指摘し、市場主体が誠意を持って誠実に市場競争に参加することを積極的に提唱した点に意義であり、フリーライド・ダイリ्यूション・ポリリ्यूションを厳しく罰する人民法院の強さと決意を示している。」と評価している。

9. 北京中華科技有限公司と国家知識産権局との間の特許権の無効をめぐる行政事件 （最高人民法院（2021）最高法制刑終字第 556 号行政裁決）

（事案の概要）

北京中華科技有限公司は、特許番号 200480036270.2 の特許権者である。

特許番号 200480036270.2 は、「顔画像の取得方法および顔認識方法およびそのシステム」に関する発明である。

⁹ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

北京中華科技有限公司は、本事件に係る無効審判の審理中に、登録特許の特許請求の範囲について訂正の請求を提出した。

国家知識産権局は、北京中華科技有限公司が提出した訂正の請求を一部認めず、訂正を認めた訂正の請求の請求項の部分のみを審理の対象とし、進歩性がないと無効の審決を下した。

北京中華科技有限公司は、不服として北京知識産権法院に提訴した。

しかしながら、北京知識産権法院は、国家知識産権局の審決を維持した。

北京中華科技有限公司は、不服として最高人民法院に上訴した。

北京中華科技有限公司は、不服の理由として国家知識産権局の審理にて提出された訂正の請求の全てが認められるべきと主張した。

（裁判所の判断）

最高人民法院は、専利法 33 条及び専利法細則 69 条 1 項に基づき、国家知識産権局が訂正の請求を認めなかった請求項が訂正の請求前の請求項の特許請求の範囲に含まれるとし、国家知識産権局が無効審判の審理にて訂正の請求を認めなかった請求項の訂正を認めるべきと判決を下した。

最高人民法院は、一審の北京知識産権法院の判決を取り消し、国家知識産権局に再審理を行うよう命じた。

（参考）

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている¹⁰。

本事件について、最高人民法院は、「特許確認の行政手続におけるクレーム補正の範囲、方法、目的に関する要件、特に限定的な補正に関する基準を明確にするものであり、特許確認の行政手続におけるクレーム補正の法的基準を把握するための参考となった点に意義がある。」と評価している。

10. 小某科技有限责任公司 (xiaomi) と陳氏、深圳雲科技有限公司との間の不正競争事件 (浙江省温州市中級人民法院 (2023) 浙江 03 年民楚第 423 号民事判決)

（事案の概要）

本事件は、「小愛同学」という AI スピーカーの起動ワードについて、陳氏が商標の先取り登録を行い、陳氏が小某科技有限责任公司に商標権侵害の警告状を発送した行為が不正競争行為に該当すると認定された事件である。

小某科技有限责任公司は、2017 年 7 月に、起動ワードを「小愛同学」とするスマートスピーカーを発売した後、同じ起動ワードの AI 言語インタラクション・エンジンを携帯電話やテレビに搭載・使用していた。

「小愛同学」は、中国語で「愛ちゃん」のような意味を持ち、Google Home の「OK, Google !」等と同じように、起動ワードとして利用され、親しまれていた。

¹⁰ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

これに対し、陳氏は、2017 年 8 月～2020 年 6 月に、様々な指定商品について「小愛同学」の商標 66 件を出願して登録させていた。

陳氏は、小某科技有限责任公司に対して商標権侵害行為の停止を求める警告状を送付するとともに、深圳雲科技有限公司と協同して「小愛同学」商標を付した腕時計、目覚まし時計等の商品の宣伝を開始した。

小某科技有限责任公司は、陳氏、深圳雲科技有限公司の一連の行為が不正競争に該当するとして、浙江省温州市中級人民法院に提訴した。

(裁判所の判断)

浙江省温州市中級人民法院は、

「(1)「小愛同学」は広範囲での宣伝及び使用により一定の影響力を有する起動ワード、AI インタラクション言語エンジンの名称、及び AI インタラクション言語エンジンを搭載したスマートスピーカー等の商品の名称となっており、不正競争防止法による保護を受けられる。(2)陳氏が大量の「小愛同学」商標を先取り登録した後に、陳氏が小某科技有限责任公司に警告状を送付した行為は①信義誠実の原則に反しており、②公平な市場の競争秩序を乱すものであり、③小某科技有限责任公司の合法的權益に損害を与えるものである。(3)陳氏の一連の行為は不正競争法 2 条の「事業者が生産経営活動において本法の規定に違反し、市場の競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の合法的權益に損害を与える行為」に該当する。(4)陳氏が「小愛同学」の商標を付した商品を販売・使用する行為は虚偽の商業的宣伝を流布する不正競争行為である。そのうえで、陳氏が侵害行為を即時に停止し、陳氏が経済的損失及び権利行使のための合理的支出の合計 120 万人民币元（深圳雲科技有限公司が 25 万人民币元の賠償額の連帯責任を負う）を支払うべきである。」という判決を下した。

この浙江省温州市中級人民法院の一審判決に対して、いずれの当事者も上訴していない。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている¹¹。

本事件について、最高人民法院は、「本判決は、AI 言語エンジンの起動ワードを保護した典型的な事例であり、一定の影響力を有する起動ワードが不正競争防止法の保護対象であることを明確にすると同時に、悪意で他人の起動ワードを先取り登録し、その権利を乱用する行為を規制して、イノベーション型企業のブランドを十分に保護したものである。」と評価している。

11. 四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司と山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社との間の特許権侵害事件、技術秘密侵害事件特許権侵害事件

(最高人民法院 (2020) 最高法知民終字第 1559 号民事判決)

¹¹ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

技術秘密侵害事件

(最高人民法院 (2022) 最高法知民终字第 541 号民事判決)

(事案の概要)

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、特許番号 201110108644.9 の特許権者であり、四川金化学有限公司は、加圧気相焼入れおよび冷却による生産量 50,000 トンのメラミン生産システムの技術秘密の所有者である。

特許番号 201110108644.9 は、「メラミン製品の生産システムおよびメラミン製品の製造方法」に関する発明である。

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、本事件に係る特許権の発明者の 1 人である尹氏が本事件に係る特許権と技術秘密を侵害し、四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司が経済的損失を被ったとして、第一審法院に特許侵害訴訟及び技術秘密侵害訴訟を提起した。

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、特許権侵害訴訟、技術秘密侵害訴訟という 2 つの侵害事件を提起した。

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、特許権侵害で生じた 1 億 2000 万人民元の経済的損失と権利保護のための合理的な費用を連帯して補償するよう広東省高級人民法院に求めた。

また、四川金化学有限公司は、技術秘密侵害で生じた 9800 万人民元の経済的損失と権利保護のための合理的な費用を連帯して補償するよう四川省成都中級人民法院に求めた。

(裁判所の判断) (第一審法院)

(1)特許権侵害訴訟について、第一審法院（広東省高級人民法院）は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社が本事件に係る生産システムの製造を中止し、山東華化成公司が本事件に係る生産システム、製造方法の使用を中止し、本事件に係る生産システム、製造方法を用いて製造したメラミン製品の販売を中止するよう命じた。

また、第一審法院は、山東華化成公司が四川金化学有限公司及び北京葉科技有限公司に 8000 万人民元の経済損失と合理的な費用を補償し、寧波市のエンジニアリングデザイン会社と寧波市のコンサルティング会社が 8000 万人民元の補償のうち 4000 万人民元の経済損失と合理的な費用を連帯して負担するよう命じた。

ただし、第一審法院は、本事件に係る特許権の発明者の 1 人である尹氏が連帯して補償責任を負わないと判断した。

山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社は、一審判決を不服として控訴した。

(2)技術秘密侵害訴訟について、第一審法院（四川省成都中級人民法院）は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社が本事件に係る技術秘密の使用を停止し、本事件に係る技術秘密の資料を破棄するよう命じた。

また、第一審法院は、山東華化成公司が四川金化学有限公司及び北京葉科技有限公司に

5000 万元の経済的損失と権利保護のための合理的な費用を補償し、本事件に係る特許権の発明者の 1 人である尹氏が 5000 万元の補償のうち 120 万人民元を連帯して責任を負い、寧波市のエンジニアリング会社と寧波市のコンサルティング会社が 5000 万元の補償のうち 500 万人民元を連帯して責任を負うと命じた。

ただし、第一審法院は、四川金化学公司及び北京葉科技有限公司が要求したメラミン製品の販売の中止を山東華化成公司、寧波市のエンジニアリングデザイン会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏に命じなかった。

原告の四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司、及び被告の山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏は、一審判決を不服として最高人民法院に控訴した。

（裁判所の判断）（最高人民法院）

最高人民法院は、2つの事件である特許侵害訴訟、技術秘密侵害訴訟について二審判決を下した。

(1)特許権侵害訴訟について、最高人民法院は、第一審法院（広東省高級人民法院）の判決を支持して、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社に対して本事件に係る生産システムの廃棄、メラミン製品の販売の中止を命じた。

但し、最高人民法院は、第一審法院がメラミン製品の製造・販売による山東華化成公司の侵害利益を過少に見積もったとし、新たな侵害利益の算出方法を示し、山東華化成公司山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社に対して経済的損失と権利保護のための合理的な連帯補償として 1 億 2000 万人民元の支払いを命じた。

(2)技術秘密侵害訴訟について、最高人民法院は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏に対して本事件に係る生産システムの廃棄、技術秘密の使用の停止、技術秘密資料の破棄、メラミン製品の販売の中止を命じた。

最高人民法院は、技術秘密の使用の停止、技術秘密資料の破棄に加えて、第一審法院（四川省成都中級人民法院）の判決を覆して、本事件に係る生産システムの廃棄、メラミン製品の販売の中止も命じた。

最高人民法院は、山東華化成公司山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏の 4 者による技術秘密を利用した共同侵害行為が故意行為と過失行為を組み合わせて実施されていることで四川金化学公司及び北京葉科技有限公司に経済的損失を現在も与えていると判断して、本事件に係る生産システムの廃棄、メラミン製品の販売の中止も命じた。

最高人民法院は、第一審法院がメラミン製品の製造・販売による山東華化成公司の侵害利益を過少に見積もったとし、新たな侵害利益の算出方法を示し、山東華化成公司山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏に対して経済的損失と権利保護のための合理的な連帯補償として 9800 万人民元の支払いを命じた。

山東華化成公司他は、最高人民法院の最終判決を不服として再審を請求したが、最高人民法院は、再審の請求を棄却する判決を下した。

（本判決後の動向）

その後、権利者である四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司は、山東華化成公司他に対して新たな訴訟を提起した。

新たな訴訟の審理にて、両当事者は、包括的な和解に達した。

山東華化成公司他は、四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司に 6 億 5800 万人民元の経済的損失の補償を支払い、四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司と山東華化成公司他は、包括的なライセンス契約を締結した。

（参考）

6 億 5800 万元の経済的損失の補償額に関して、国内の知的財産権保護の新記録を樹立したので、最高人民法院知的財産権法廷 5 周年記念の影響力のある事件トップ 10 の 1 つに選ばれた。

権利者である四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司は、それぞれ中外合弁会社とハイテク民間企業であり、被告である山東華化成公司是、国有企業を背景にした上場企業である。

2 つの事件の判決は、知的財産権の司法的保護を効果的に強化するという人民法院の司法的方向性を全面的に反映しているだけでなく、あらゆる企業を平等に扱う司法の姿勢を示していると、中国の司法当局は評価している¹²。

1 2. 英国某テクノロジー企業と蘇州の某テクノロジー企業との間の特許権侵害事件 （最高人民法院（2022）最高法規知民中第 189 号民事判決）

（事案の概要）

英国のテクノロジー企業と蘇州のテクノロジー企業は、どちらも世界の家電業界で影響力のある企業である。

英国のテクノロジー企業は、蘇州のテクノロジー企業が製造・販売する 2 つのコードレス掃除機に使用されている「クリーニング機器」の技術が特許番号 200780027328.0 の特許請求の範囲に属するとして、蘇州のテクノロジー企業に対して侵害を停止し、100 万人民元の経済的損失の補償するよう訴訟を提起した。

第一審法院は、英国のテクノロジー企業の請求を棄却した。英国のテクノロジー企業は、一審判決を不服として控訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院は、英国のテクノロジー企業と蘇州のテクノロジー企業の両当事者が世界中においてこの事件を含む知的財産紛争を提起していることを知り、両当事者間の一連の知的財産紛争を包括的に解決するように促進し、この事件を含む世界中の 20 以上の知的財

¹² 最高人民法院情報局

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2784.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

産紛争を和解させた。

最高人民法院は、両当事者間の矛盾を緩和するための対話プラットフォームを設置して両当事者が和解することを促進した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による最高人民法院知的財産権法廷 5 周年記念の影響のある事件トップ 10 に取り上げられている。

中国の司法当局は、「本事件が中国と外国の当事者がグローバルな紛争のパッケージ解決に到達し、国境を越えた紛争を「東洋の経験」で実質的に解決し、「フロントエンドを把握し、病気が発生する前に治療する」と『双贏多贏共贏 (Win-Win、Multi-Win、Win-Win)』という積極的な司法を人民法院が実施していることを鮮やかに具現化し、市場志向、法律に基づく、国際的な一流のビジネス環境を効果的に作り出すことになった。」と評価している¹³。

1 3. 西安西電捷通 (Xidian Jietong) とアップル (Apple Computer Inc.) との間の標準必須特許の特許権侵害事件

(最高人民法院 (2022) 最高法知民終 817 号民事判決)

(事案の概要)

世界の無線 LAN の主な規格として、米国にて提案された Wi-Fi 規格、中国にて提案された WAPI (Wired Authentication and Privacy Infrastructure) 規格が存在する。

2002 年 11 月、西安西電捷通は、中国において WAPI のコア技術の特許出願を行い、その出願は 2005 年 3 月に許可されていた。

WAPI 技術の着実な発展に伴い、西安西電捷通は、世界で WAPI 技術の特許ポートフォリオを構築するために、米国、日本、韓国、ヨーロッパなどの 12 を超える国と地域で特許出願を行い、その出願は許可されていた。

さらに、西安西電捷通は、国内外の 100 社以上の企業とライセンス契約を結んでいた。そのうちヨーロッパ、米国、日本、韓国の有名企業が約 50% を占めており、アップルは当然のことながらその中に含まれていた。

2010 年に、西安西電捷通は、アップルと 4 年間の WAPI 特許のライセンス契約を結んだ。

この契約に基づき、西安西電捷通は、アップルに 35 件の登録特許と 16 件の特許出願をライセンス供与した。

ライセンス契約期間中、アップルは、西安西電捷通に販売台数を隠して、契約上の義務を完全に履行することを一貫して拒否し続けた。

西安西電捷通は、ライセンス契約の満了後もアップルとライセンス交渉を行ったが、アップルは、西安西電捷通が求めるライセンス料が高額であることを理由にライセンス料の支払いを拒否し続けた。

2016 年 3 月、西安西電捷通は、陝西省高等人民法院に提訴し、陝西省高等人民法院がア

¹³ 最高人民法院情報局

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2784.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日)。

アップルに特許侵害行為を直ちに停止するよう命じ、アップルが損害賠償額として1億5000万人民元を支払うよう求めた。

陝西省高等人民法院は、第一審判決を下した。

第一審判決の主な内容は以下のとおり。

(1)アップルに対して、西安西電傑通の特許権を侵害する携帯電話製品およびタブレット製品の複数のモデルの販売を直ちに停止するよう差止めを命じた。

(2)アップルに対して、2015年～2017年に販売されたモデルA携帯電話製品4000万台、2016年～2017年に販売されたモデルB携帯電話製品700万台、2015年～2017年に販売されたタブレット製品270万台の販売による西安西電傑通の経済的損失を補填するために、懲罰的損害賠償も認定して西安西電傑通に合理的な費用を含む1億5000万人民元を補償するよう損害賠償を命じた。

アップルは、第一審判決を不服とし、最高人民法院に控訴した。

(裁判所の判断)

最高人民法院は、第一審判決で判断した(1)差止め命令、(2)損害賠償命令が不当でないとの判決を下した。最高人民法院による第二審判決の主な内容は以下のとおり。

(1)差止め命令について、最高人民法院は以下のように判断した。

「本事件に関わる標準必須特許は、権利に瑕疵なく、アップルの侵害製品は、本事件に関わる標準必須特許の特許請求の範囲に属している。西安西電傑通が本事件に関わる標準必須特許の権利期間内に販売停止を求めた事実は不当でなく、一審法院が下したアップルの販売行為を停止するよう命じた差止め命令も不当でない。

しかしながら、本事件に関わる標準必須特許の権利期間は、既に権利満了しており、一審法院が下した差止め命令は維持されない。」

(2)損害賠償命令について、最高人民法院は以下のように判断した。

「アップルは、侵害製品の販売数の資料やデータを提供することを拒否し、その拒否する理由が明らかに正当性を欠き、信義誠実の原則を遵守していない。

本事件に関わる西安西電傑通の標準必須特許は、以前のライセンス契約において合意された51件の登録特許および特許出願の中で重要な位置を占めている。認定された事実から、本事件に関わる西安西電傑通の標準必須特許は、基本特許の一つに位置づけられる。

その基本特許の価値は、登録特許及び特許出願の結合パッケージ全体の価値と同等と見なすには不十分であるが、上述の事実を考慮すると、登録特許及び特許出願の結合パッケージ全体の価値においてより高いウェイトを占めている。

また、本事件に関わる標準必須特許以外の50件の登録特許および特許出願は、アップルによる本事件に関わる標準必須特許の侵害期間中、ライセンスされておらず、ライセンス料も支払われていない。アップルの侵害の期間中の行動は、侵害を構成しており、アップルは西安西電傑通に対して1億4300万人民元の損害賠償を支払う必要がある。

アップルはWAPI規格を使用してWAPI特許を侵害していたが、アップルはライセンス契約交渉に応じており、アップルに悪意はないと認定する。1億4300万人民元の損害賠償

は、合理的に比較可能な過去のライセンス料の3倍とする。

アップルが損害賠償額を完全に履行した場合、アップルは仲裁判断によって決定された基準に従ってライセンス料を期間内に支払う必要はない。」

14. 浙江智控股集团有限公司（以下「吉利集団」という。）と魏汽車科技集团有限公司（以下「ワイマール集団」という。）との間の損害賠償事件 （最高人民法院（2023）最高法規志民鍾第1590号民事判決）

（事案の概要）

本事件は、2016年以降、ワイマール集団とその関連会社で働くために、吉利集団の子会社である成都高の40人近くの上級管理職と30人の技術職員が会社を退職して、ワイマール集団とその関連会社に入社したという事実を端を発している。

2018年、吉利集団は、①吉利集団を退職した従業員を発明者または共同発明者としてワイマール集団が12件の実用新案出願を行った新型の電気自動車のシャーシ応用技術と、②吉利集団を退職した従業員より取得した自動車シャーシ部品の12セットの図面とデジタルシミュレーションの技術秘密とを使用し、ワイマール集団が新型の電気自動車を製造、発売したことを発見した。

吉利集団は、上海市高等人民法院に提訴し、ワイマール集団が本事件に係る技術秘密の侵害を停止し、ワイマール集団が経済的損失と権利保護のための合理的な費用の総額21億人民元を補償するよう上海市高等人民法院に求めた。

2022年9月5日、上海市高等人民法院の第一審判決は、ワイマール集団が吉利集団に700万人民元を補償する必要があるとあり、その内訳として500万人民元が経済的損失、200万人民元が侵害を阻止するためのさまざまな費用と認定した。

吉利集団とワイマール集団の両当事者は控訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院は、2024年4月25日に第二審判決を下したが、主な内容は以下のとおり。

（1）ワイマール集団による技術秘密の侵害の裁定について

最高人民法院は、本事件に関わる技術秘密が高い商業的価値を有し、吉利集団が本事件に関わる技術秘密についても合理的な秘密保持措置を講じており、この事実から本事件に関わる技術秘密が保護されるべきであると判断でき、ワイマール集団の行為が本事件に関する吉利集団の技術秘密の侵害を構成すると認定した。

最高人民法院は、本事件で入手可能な証拠に基づいてワイマール集団が吉利集団の技術秘密の全てを不正に入手しただけでなく、ワイマール集団が実用新案出願を行って本事件の技術秘密を違法に開示し、ワイマール集団が本事件に関わる技術秘密をワイマール集団の新型の電気自動車であるWMEXシリーズモデル（EX5、EX6、E5、等）のシャーシとシャーシ部品の製造に使用したと認定した。すなわち、第一審判決は、ワイマール集団の新型の電気自動車であるWMEXシリーズモデル（EX5、EX6、E5、等）のうちWMEXシリ

ーズモデルの EX5 タイプの電気自動車だけが吉利集団の技術秘密を侵害していると認定していたが、第一審判決が本事件に係る EX5 タイプのシャーシ部品の図面の技術的ノウハウだけが侵害していると認定した誤認について、第二審判決はその認定を是正した。

また、技術秘密の保有者である吉利集団の同意がない限り、ワイマール集団は、如何なる方法でかかる技術秘密を使用し、許可してはならない。

吉利集団の同意がない限り、本事件のかかる 12 件の実用新案登録を実施し、許可し、移転し、担保設定しまたは他の方法で処分してはならない。

ワイマール集団は、人民法院指定の期限までに、人民法院の監督の下に、または、吉利集団の立会いの下に、本事件の技術秘密に関する資料をすべて破棄し、または、技術秘密の保有者である吉利集団に返還すべきである。

(2)吉利集団の経済的損失を補填する損害賠償額の裁定について

2019 年 4 月に改正された不正競争防止法の施行前は、懲罰的損害賠償は適用できず、補償的損害賠償のみが計算された。

この部分の侵害利益は 24,872,793.6 人民元とされた。

最高人民法院は、侵害利益の算出方法を以下のように示した。

WMEX シリーズの平均価格が 175,200 人民元/台であり、2018 年～2019 年 4 月までに販売台数が 8,873 台であり、販売利益率が 20%であり、本事件に係る吉利集団の技術秘密が車両販売利益の 8%を占める。

$$24,872,793.6 \text{ 人民元} = 175,200 \text{ 人民元/台} \times 8,873 \text{ 台} \times 20\% \times 8\%$$

2019 年 5 月以降、侵害利益は、補償損害賠償額、懲罰的損害賠償の両方を含むことになった。最高人民法院は、懲罰的損害賠償を補償的損害賠償額の 2 倍と判断した。

その上で、侵害利益の算出方法を以下のように示した。

WMEX シリーズの平均価格が 175,200 人民元/台であり、2019 年 5 月～2022 年第 1 四半期までの販売台数が 72,860 台であり、販売利益率が 20%であり、本事件に係る吉利集団の技術秘密が 8%を占める

$$\text{補償的損害賠償額} : 204,241,152 \text{ 人民元} = 175,200 \text{ 人民元/台} \times 72,860 \text{ 台} \times 20\% \times 8\%$$

$$\text{懲罰的損害賠償} : 408,482,304 \text{ 人民元} = 204,241,152 \text{ 人民元} \times 2 \text{ 倍}$$

最高人民法院は、懲罰的損害賠償額と補償的損害賠償額の合計である侵害利益を

$$612,723,456 \text{ 人民元} = 408,482,304 \text{ 人民元} + 204,241,152 \text{ 人民元}$$

になると算出した。

これらの侵害利益は、ワイマール集団が吉利集団の経済損失として 6 億 3759 万 6249.6 人民元を補償する必要があることを意味した。

また、最高人民法院は、吉利集団の権利を保護するための費用の請求を全面的に認めることなく、ワイマール集団が吉利集団に対して必要に応じて 500 万人民元を支払うように

命じた。

(参考)

本事件の経緯を辿ると、最高人民法院による第二審判決は、第一審判決に比べて損害賠償額を 90 倍以上に増額し、合理的な費用も 2.5 倍に増額した判示を下したことになる¹⁴。

1 5. OPPO と Nokia との間の標準必須特許の特許権侵害事件 (最高人民法院 (2022) 最高法知民轄終 167 号民事判決)

(事案の概要)

Nokia は、モバイル通信規格に係る標準必須特許のポートフォリオの権利者である。

2018 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日まで、OPPO は Nokia から標準必須特許のライセンス許諾を受けていた。

Nokia と OPPO による新たなライセンス契約の締結がライセンス終結日まで纏まらなかった。

新たな特許ライセンス契約を締結するため、Nokia は、OPPO 及びその子会社 OnePlus に対し、標準必須特許及び非標準必須特許の侵害を理由として、2021 年 7 月 1 日、英国のイングランド&ウェールズ高等裁判所に提訴した。

Nokia の提訴に対抗して、OPPO は、重慶第一中級人民法院に提訴し、Nokia の標準必須特許の FRAND (公平、合理的、非差別的) に基づくライセンス料の算定を重慶第一中級人民法院に求めた。

重慶第一中級人民法院は、OPPO が請求した世界標準の標準必須特許のライセンス料について、重慶第一中級人民法院が管轄権を有する旨の判決を下した。

重慶第一中級人民法院の判決の主な内容は以下とおり。

「OPPO、Nokia の両当事者が自発的な交渉によりグローバルライセンス契約を締結する意思を示している。中国が本事件に関わる特許の世界的な主要実施地、主要営業地、主要収入源である。差し押さえや執行が可能な原告の財産の所在地は中国にある。上記事実を踏まえて、重慶第一中級人民法院が標準必須特許のグローバルライセンス紛争事件の管轄権を有する。」

これに対し、Nokia は、不服として最高人民法院に控訴した。

Nokia の控訴の理由の主な内容を以下のとおり。

「OPPO、Nokia の両当事者が自発的な交渉によりグローバルライセンス契約を締結する意思は、両当事者が一国の裁判所に対し、グローバルライセンス紛争事件の裁定を委ねることに同意したことと同等ではない。

¹⁴ 知的財産

<https://news.qq.com/rain/a/20240615A0075100> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

OPPO は、中国が本事件に関わる特許の世界的な主要実施地、主要営業地、主要収入源であることを証明する証拠を提出していないため、中国の裁判所が本事件を管轄する権利を有しない。

また、OPPO 重慶は、本事件の原告適格者ではなく、ライセンス契約または交渉の当事者でもない。公天徳が交渉を支援したことは、Nokia 北京が交渉に参加したことと同じではなく、Nokia 北京は本事件の当事者ではなく、交渉に参加しておらず、Nokia は重慶市で交渉を行っていない。

重慶市は、ライセンス契約の履行地ではなく、中国特許の主な実施地域でもなく、外国特許の実施地域でもないため、重慶第一中級人民法院は、グローバルライセンス紛争事件を裁定する権利を有しない。

仮に、中国の裁判所で審理するとしても、『原告対被告』の基本原則に基づき、Nokia 北京の所在地である北京知的財産権裁判所で審理すべきである。」

（裁判所の判断）

2022 年 9 月 7 日、中国最高人民法院は、重慶市第一中級人民法院が標準必須特許のグローバルライセンス紛争事件の管轄権を有する判決を下した。

中国最高人民法院による判決の主な内容は以下のとおり。

「OPPO は、本事件に係る標準必須特許の実施者であり、その相手方である Nokia 北京も中国企業である。

OPPO と Nokia は、以前のライセンス契約の期限が切れようとしていたときに、ライセンス契約の更新といくつかの新しい標準必須特許のライセンスについて交渉を行った。

主な交渉場所は、中国の重慶市であった。Nokia 北京も交渉に参加していた。

OPPO が提出した証拠によると、OPPO 重慶は重慶市渝北区に位置し、標準必須特許の主要な実施場所の一つである重慶市で携帯電話製品を販売していた。

管轄権への異議申し立ての審理の中で、Nokia が OPPO に提出した声明により、本事件に係る標準必須特許のファミリーの 46%を中国特許が占めていることが明らかにされた。

Nokia の FRAND に基づくライセンスの約束に基づいて、OPPO が FRAND に基づく本事件に係る標準必須特許のライセンスを付与するよう Nokia に求める場合、両当事者がライセンス契約を締結した後、ライセンス契約の履行場所が変更されることは合理的に予見できる。主に中国となる。

中国は、標準必須特許の主な認可地域であり、ライセンス契約の交渉の場であり、契約締結後の合理的に予見可能な契約の履行の場であり、ライセンス実施の主要な場所の一つである。中国は、本事件のライセンス紛争と地理的に非常に密接な関係がある。

重慶市第一中級人民法院には議論の余地のない管轄権がある。」

（参考）

本事件に係る最高人民法院の管轄権に関する判決は、OPPO 広東移動通信有限公司ら v. シャープ株式会社ら（最高人民法院（2020）最高法知民轄終 517 号民事裁定）において、2021 年 8 月 19 日、最高人民法院がシャープによる管轄異議に関する上訴を却下し原審裁定を維持した最高人民法院の以下に示す裁定の主な理由を引用している。

「標準必須特許ライセンス紛争の管轄権を認める関連性の判断について、最高人民法院は、標準必須特許ライセンス紛争の特徴を総合的に考慮し、「適切な関連性」があるかどうかという判断基準を用いた。これによると、法院は、特許権の付与地、特許実施地、特許ライセンス契約が締結され又は交渉が行われた地、特許ライセンス契約の履行地、差押又は執行可能な財産が所在する地等が中国の領域内にあるか否かを考慮することができる。

上述の地点の一つでも中国の領域内にある場合は、上記事件は中国との「適切な関連性」があるものと認められ、中国の法院が上記事件の管轄権を有することになる。」

（本判決後の動向）

中国最高人民法院の裁定を受け、重慶市第一中級人民法院において、審理が再開された¹⁵。2022年10月27日、重慶市第一中級人民法院はOPPOが起こした標準必須特許ライセンス料紛争事件を開廷審理した。2023年11月28日、重慶市第一中級人民法院は、判決にて主に比較アプローチに基づき、Nokiaの2G、3G、4G及び5G標準必須特許ポートフォリオのグローバルライセンス料率及び1台あたりのライセンス料を決定した¹⁶。

2024年1月24日、OPPOがNokiaと両社で互いに相手の特許権を利用することができるようにするクロスライセンス契約を締結したと発表したと伝えている¹⁷。

この契約は、次世代通信規格「5G」などにおける両社のセルラー通信技術に関する標準必須特許（SEP）を対象としている。

このクロスライセンス契約の締結により、OPPO、Nokiaの両社が世界各地で係争中の訴訟をすべて終結することになると伝えている。

16. ACT(Advanced Codec Technologies, LLC)とOPPO との間の標準必須特許の特許権侵害事件

（最高人民法院（2022）最高法知民終907、910、911、916、917、918号民事判決）

（事案の概要）

AMR-WB 標準必須特許ファミリーの6件（最高人民法院（2022）最高法知民終907、910、911、916、917、918号民事判決）の技術分野は、オーディオコーデックである。

AMR-WB（Adaptive Multi-Rate Wideband）は、Adaptive Multi-Rate（AMR）をベースとするマルチレートの広帯域音声符号化方式である。

2018年11月、米国企業であるACTは、中国企業であるOPPOがACTの標準必須特許を侵害し、本事件に係る6件の特許のライセンス交渉を故意に遅らせたとして、南京市中級人民法院に訴訟を提起し、南京市中級人民法院がOPPOへ3億4,200万人民元の補償を命じるよう求めた。

ACTの訴訟の提起に対し、2019年12月、OPPOは、ACTがFRAND（公平、合理的、非差別的）に基づくライセンス義務に違反したとして、南京市中級人民法院に反訴を提起し、

¹⁵ B L J 法律事務所 弁護士 遠藤 誠

https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/huaweioppotokkyososhou_01-1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹⁶ OPPO 標準必須特許訴訟で法院がライセンス料率を確定

<https://www.sptl.com.cn/newsinfo/7171521.html?templateId=585306>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹⁷ OPPO と Nokia が和解、5G クロスライセンス契約に署名

<https://www.afpbb.com/articles/-/3504287>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

ライセンス交渉における ACT の行為が FRAND 義務に違反していたことを確認するよう南京市中級人民法院に求めた。

南京市中級人民法院は、次のように判決を下した。

判決の主な内容は以下のとおり。

「OPPO が製造販売した侵害携帯電話 44 機種は、本事件に係る 6 件の標準必須特許の特許請求の範囲に含まれる。ロイヤリティの問題を交渉によって解決できなかったことは、ACT、OPPO の両当事者に責任がある。

①本事件に係る 6 件の標準必須特許はすべて中国特許であること、②OPPO が中国国内で販売した侵害携帯電話について実施料を支払うべきと求められたこと、③製造主体が中国企業であること、④製造地域が主に中国国内であること、⑤携帯電話の視聴者層、価格、販売規模の事実から、ACT が OPPO と締結するライセンス契約は、ACT が提供した 2019 年北京方遠内経正志第 32745 号公的証明書に基づく専門家報告書のライセンス条件と同等のライセンス契約を結ぶべきであると考えるのが合理的である。」

以上の判断から、南京市中級人民法院は、OPPO が 3 億 4,200 万人民元の損害賠償額を ACT へ支払うよう命じた。

OPPO は第一審判決を不服とし、最高人民法院に控訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院における争点は、本事件に係る 6 件の標準必須特許の損害賠償額の確定であった。

具体的には、(i)侵害携帯電話の販売台数、(ii)侵害携帯電話の 1 台当たりの実施料率、(iii)両当事者の契約上の過失の程度、(iv)本事件に係る 6 件の標準必須特許の損害賠償額の確定が争点となった。

(i)について、南京市中級人民法院は、OPPO の侵害携帯電話が本事件に係る 6 件の特許権を侵害する製品に属するか否かを判断する起点が YD/T3178-2016 規格の実施日（2017 年 1 月 1 日）であると判断した。

南京市中級人民法院は、2017 年 1 月 1 日を起点として、2017 年における OPPO の VoLTE 機能対応の侵害携帯電話の技術が YD/T3178-2016 規格に適合すると認定した。

しかしながら、特許権の侵害の判断のポイントは、OPPO の VoLTE 機能対応の侵害携帯電話の技術が YD/T3178-2016 規格に適合するかどうかを検討することではなく、OPPO の VoLTE 機能対応の侵害携帯電話の技術が本事件に係る 6 件の特許権の特許請求の範囲に属するかどうかを検討することである。

最高人民法院は、OPPO の 44 機種の侵害携帯電話が特許請求の範囲に含まれないので、2017 年 1 月 1 日以降に製造・販売された OPPO の 44 機種の侵害携帯電話が侵害製品に該当しないと認定した。

(ii)について、最高人民法院は、数あるライセンスアプローチのうち比較可能ライセンスアプローチ（comparable license approach）を採択し、比較可能ライセンスアプローチに相当する ACT が提供した B 社のライセンス契約に基づいて本事件に係る 6 件の標準必須特許の 1 件当たりのライセンス料が 0.008 米ドル／台であると認定し、南京市中級人民法院が

決定したライセンス料は不当であると判断した。

その際、比較可能ライセンスアプローチに相当する B 社のライセンス契約は、中華人民共和国専利法（2020 年改正）に基づき、①ライセンス交渉の環境、②ライセンサーの類似性、ライセンシーの類似性、③ライセンスの対象となる特許の類似性、④実施許諾条件の類似性に基づいて最高人民法院が選定した。

(iii)について、最高人民法院は、以下のように判示した。

「ライセンス条件の交渉過程における侵害者の実績や、ライセンス条件の合意に至らなかった過失の有無や程度は、ロイヤリティの合理的なライセンス料率を決定する上で考慮すべき要因ではない。

他方、侵害紛争であれ契約紛争であれ、損害賠償額が決定された後、さらに両当事者の過失の程度やその影響（因果関係）に応じて、当事者間の損害賠償額の配分を合理的に決定する必要がある。

したがって、本事件における当事者の過失の程度は、本事件に係る 6 件の標準必須特許のライセンス交渉における責任の所在の判断に影響を及ぼす重要な要素となる。」

そして、最高人民法院は、審理の中で ACT、OPPO の両当事者が FRAND 原則に従ったライセンス交渉の過程を分析し、本事件に係る 6 件の標準必須特許のライセンス契約を締結しなかったことについて、ACT、OPPO の両当事者に過失があり、過失の程度も同程度であったと判断した。

最高人民法院は、ACT、OPPO の両当事者がそれぞれ生じた損失について 50%の責任を負うべきであると判断した。

(iv)について、最高人民法院は、OPPO が 2019 年 9 月 20 日から支払い日まで 15,390,527 人民元の損害賠償額と LPR（中国のローンプライムレート）金利の 50%の利息を ACT へ支払うべきであると判断した。

第 2 節 中国における知財制度改正動向

1. 知財分野における中期計画・長期計画

2021 年 3 月、全人代は、「国民経済・社会発展の第 14 次 5 か年計画および 2035 年までの長期目標綱要」¹⁸を採択した。

その後、2021 年 9 月 22 日に知財分野の長期計画である「知識産権強国建設綱要（2021～2035 年）」¹⁹を公表し、2021 年 10 月 28 日に中期計画である「『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」²⁰を公表した。

そして、「『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」の各分野に関して、下位の計画等を以下のように相次いで公表した。

¹⁸ 国家発展改革委員会

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁹ JETRO 香港事務所

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁰ 国家発展改革委員会

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

2022 年 1 月 7 日、「知識産権人材に関する第 14 次 5 か年計画」²¹、
2022 年 1 月 7 日、「知識産権公共サービスに関する第 14 次 5 か年計画」²²、
2022 年 1 月 10 日、「地理的表示の保護及び運用に関する第 14 次 5 か年計画」²³、
2022 年 1 月 20 日、「専利及び商標の審査に関する第 14 次 5 か年計画」²⁴、
2023 年 10 月 17 日、「専利実用化特別行動方案（2023-2025）」²⁵、
2024 年 4 月 25 日、「知的財産権の協同保護の深化と法治保障の強化に関する意見」²⁶。

（１）第 14 次 5 か年計画（2021～2025）

「第 14 次 5 か年計画（2021～2025）」は、全 19 編 65 章で構成されているが、2 篇 7 章「科技创新のための制度構造改革」において、「知的財産権の保護・活用体制の健全化」に言及している。その主な内容は以下のとおり。

- ① 知的財産権による強国戦略を実施し、厳格な知的財産権保護制度を実行し、知的財産権に関連する法規制を改善し、新分野・新業態における知的財産権立法を加速する
- ② 知的財産権の司法保護及び行政の法執行を強化し、仲裁、調停、公証及び権利保護援助システムを完備させ、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を完備させ、損害賠償を強化する
- ③ 専利の助成・奨励政策及び審査・評価メカニズムを最適化し、価値の高い専利をより適切に保護及び奨励し、専利集約型産業を育成する
- ④ 国有知的財産権の帰属及び権益分配メカニズムを改革し、科学研究機関及び大学の知的財産権処分の自主権を拡大する
- ⑤ 無形資産評価制度を改善し、インセンティブと監督管理を調和させる管理メカニズムを形成する
- ⑥ 知的財産権保護・運用のための公共サービスプラットフォームを構築する

（２）知識産権強国建設綱要（2021～2035）

2021 年 9 月 22 日、中国共産党中央委員会と国務院は、「知識産権強国建設綱要（2021～

²¹ 第 14 次知的財産人材 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172685.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²² 第 14 次知的財産公共サービス 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172688.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²³ 地理的表示の保護と利用に関する第 14 次 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/10/art_65_172702.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁴ 国家知識産権局

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20220120_ip_1.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁵ 2023 年の国務院官報第 31 号

https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue_10806/202311/content_6913817.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁶ 知的財産権の組織的保護の深化と法的保護の強化に関する国家知識産権局と法務省の意見

<https://mp.weixin.qq.com/s/ZSMwLi7B7UhEZygOj-Li9g>(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

2035 年)」²⁷を公表した。

本綱要は、2008 年 6 月に国務院から発表された「国家知識産権戦略綱要」を 13 年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画であり、「第 14 次 5 カ年計画」における長期目標年に合わせて 2035 年を目標年として設定している。

本綱要の個別項目は、大きく以下の 6 つの項目に分類され、さらに細分化された目標が示されている。①知財制度の構築、②知財保護体系の構築、③知財市場・運営体制の構築、④知財公共サービス体系の構築、⑤知財人文社会環境の醸成、⑥知財グローバルガバナンスへの参加促進。

（3）「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

2021 年 10 月 28 日、国務院は、『第 14 次 5 か年計画』第 14 次 5 か年計画国家知的財産権保護および運用計画²⁸を公表した。

本計画は、中期目標である「第 14 次 5 か年計画」（2021 年～2025 年）²⁹の知的財産権に特化した計画であり、2016 年 12 月に作成された「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画（2016 年～2020 年）」³⁰を更新した計画となる。

計画の概要は以下のとおり。

2025 年までに知的財産権強国建設の段階的目標を期限通り完了し、知的財産権分野の統治能力および統治水準を著しく高め、知的財産権事業の高品質な発展を実現し、イノベーション主導による発展および高度な市場体系構築を効果的に支援し、経済社会の高品質な発展を強力に促進する。

4 つの重点目標として、(1)知的財産権保護の強化、(2)知的財産実用化向上、(3)利便性の高い知的財産サービス構築、(4)知的財産面の国際協力推進を挙げている。

(1)知的財産権保護の強化

知的財産権保護の新たな段階に向かって精進する。知的財産権保護の法治化の水準が絶えず高まり、知的財産権保護の連携体制がさらに整備され、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度が効果的に実施され、権利侵害が容易に多数発生する現象を効果的に抑制し、知的財産権保護に対する社会の満足度が高い水準に達し、かつそれを維持し、重要な中核技術分野の高品質な知的財産権がより多く出現し、産業チェーン、サプライチェーンの近代化水準を効果的に高め、知的財産権制度によるイノベーション促進の基本的な保障作用を十分に果たす。

(2)知的財産実用化向上

²⁷ 中共中央 国務院：『知的財産権強国建設綱要（2021－2035 年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20210923_jp.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁸ 「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁹ 国家發展改革委員会

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

³⁰ 日本貿易振興機構北京事務所

https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/titeki/oshirase/221207_1_5.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

知的財産権運用において新たな効果を収める。知的財産権の移転・実用化の体制・仕組みがさらに整備され、知的財産権帰属制度がさらに整備され、知的財産権の移転がより順調に行われるようになり、知的財産権の移転効果が著しく高まり、知的財産権の市場価値がさらに顕著になり、専利集約型産業の付加価値および著作権産業の付加価値の GDP 比が着実に高まり、産業の構造転換・高度化および新興産業のイノベーションによる発展を促進する。

(3) 利便性の高い知的財産サービス構築

知的財産権サービスが新たな水準に到達する。知的財産権の情報化・スマート化に向けたインフラ整備が著しい効果を収める。知的財産権保護はオンライン・オフラインの融合的發展を実現し、知的財産権公共サービス体系がさらに整備され、知的財産権サービス業が秩序立って発展し、サービス機関の専門化水準が著しく高まり、イノベーションの成果の恩恵がよりよく国民に及ぶようさらに促進する。

(4) 知的財産面の国際協力推進

知的財産権の国際協力が新たな進展を収める。世界の知的財産権統治体系における中国の役割がより顕著になり、知的財産権の国際協調がさらに強力になり、「一帯一路」知的財産権協力が新たな進展を実現し、海外における知的財産権取得・保護能力をさらに高め、高水準の対外開放を強力に推進する。

また、本計画において、「第 14 次 5 か年計画」期における知的財産権の発展の主な指標は以下のとおり。

「第 14 次 5 か年計画」期における知的財産権の発展の主な指標

指標	2020 年	2025 年	累計付加価値	性質
1. 人口 1 万人あたりの高価値専利保有数 ^① (件)	6.3	12	5.7	予期性
2. 海外における専利取得数 (万件)	4	9	5	予期性
3 知的財産権担保融資の登録金額 ^② (億元)	2180	3200	1020	予期性
4. 知的財産権使用料の年間輸出入総額 (億元)	3194.4	3500	305.6	予期性
5. 専利集約型産業の付加価値の GDP 比 (%)	11.6 ^③	13.0	1.4	予期性
6. 著作権産業の付加価値の GDP 比 (%)	7.39 ^④	7.5	0.11	予期性
7. 知的財産権保護に対する社会の満足度 (点)	80.05	82	1.95	予期性
8. 知的財産権民事第一審訴訟服判息訴率 (%)	-	85		予期性

注：①「人口 1 万人あたりの高価値専利保有数」とは中国居住人口 1 万人あたりの国家知識産権局に認定された次に掲げる条件のいずれかに該当する有効専利数をいう。1. 戦略的新興産業の専利。2. 海外のパテントファミリーの専利。3. 10 年以上維持されている専利。4. 比較的高い担保融資金額を獲得している専利。5. 国家科学技術賞、中国専利賞を受賞した専利。

②「知的財産権担保融資の登録金額」とは国家知識産権局の登録を経た知的財産権の担保融資金額をいう。

③、④は 2019 年の値。

(4) 知識産権人材に関する第 14 次 5 か年計画

2022 年 1 月 7 日、中国国家知識産権局（CNIPA）から公表された本計画³¹は、第 14 次 5 か年計画期間（2021～2025 年）における知財人材に関する中期計画として、全体的要求、主要任務、及び重点項目などを示している。

具体的に、5 つの重点任務として、知財保護人材能力の建設強化、知財運用人材能力の向上、知財公共サービス人材の培養、知財国際化人材能力の向上、知財基礎人材能力の建設強化を挙げ、6 つの重点項目として、知財人材育成基地の構築、知財ネットワークトレーニングコースの構築、知財人材ハイランドの構築、知財シンクタンク・専門家データベース・人材データベースの構築、知財役職の評価、知財専門学位設置のサポートを挙げている。

（５）知識産権公共サービスに関する第 14 次 5 か年計画

2022 年 1 月 7 日、中国国家知識産権局（CNIPA）から公表された本計画³²は、第 14 次 5 か年計画期間（2021～2025 年）における知財公共サービスに関する中期計画として、基本原則、発展目標などを示し、利便性の高い知財公共サービス体系の形成、知的で便利な知財情報化設備の建設強化、豊かな知財公共サービス供給の強化、知財公共サービスの発展基礎の強化、実施保障の強化の項目を挙げている。

（６）地理的表示の保護及び運用に関する第 14 次 5 か年計画

2022 年 1 月 10 日、中国国家知識産権局（CNIPA）から公表された本計画³³は、地理的表示の保護及び運用に関する中期計画として、①地理的表示の保護・管理の基礎の強化、②地理的表示の保護・管理レベルの向上、③地理的表示のブランド建設の強化、④地理的表示の特色がある産業の発展、⑤地理的表示の外部コミュニケーションの拡大の 5 つの重点任務を挙げている。

（７）専利及び商標審査に関する第 14 次 5 か年計画（2021～2025 年）

①背景

2022 年 1 月 20 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「専利及び商標の審査に関する『第 14 次 5 か年』計画」を公表した。

本計画は、「第 14 次 5 か年計画」期間における専利・商標審査の目標、任務、措置、実施の青写真を明確にするために、「国民経済・社会発展の第 14 次 5 か年計画および 2035 年

³¹ 第 14 次知的財産人材 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172685.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³² 第 14 次知的財産公共サービス 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172688.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³³ 地理的表示の保護と利用に関する第 14 次 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/10/art_65_172702.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

までの長期目標綱要」³⁴、「知識産権強国建設綱要（2021～2035）」³⁵、『第14次5か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」³⁶に基づき策定された。

②本計画の概要

2025年までに専利・商標の審査業務が担うべき役割として、「新分野・新業態の発展に伴う需要に迅速かつ効果的に対応し、出願件数の合理的な増加に対する指導的な役割を効果的に発揮し、イノベーションに対する促進作用をさらに際立たせること」を挙げ、発展のための目標として以下を掲げている。

a) 出願件数を合理的に増加させつつ、出願の質を持続的に好転させる

専利出願件数を国民経済の成長、及び科学技術研究開発への投資とより調和させ、商標出願件数を経済発展水準、市場主体の成長率、商業活動の実際の需要とより適合させる。イノベーションの保護を目的としない非正常専利の出願、使用を目的としない悪意による商標登録出願の行為を効果的に抑止する。

b) 審査の質を着実に高め、審査の効率を絶えず高める

専利・商標審査の品質保障と業務指導体系をさらに整備し、審査モデルはイノベーション主体の新たな要求をより満足させ、審査業務管理能力は多地点業務取扱の現実の需要により適応したものにする。専利・商標審査の効率を絶えず高め、プロセスをよりスムーズにし、資源の適合性をさらに高め、周期のさらなる短縮を図る。

c) 審査サービスをさらに最適化し、基礎的な保障を絶えず強化する

審査サービスの円滑化水準を持続的に高め、各利害関係者の獲得感を絶えず強化し、イノベーションの成果がより人々に役立つようにする。審査チームと機関をさらに整備し、審査情報化システムをさらに効率的で便利なものにする。

d) 審査業務の国際協力を絶えず深化させる

国際特許と商標審査規則の制定に参与する能力を絶えず高め、世界の特許・商標審査体系の構築においてより重要な役割を果たす。「一帯一路」沿線国・地域との専利審査で協力を共に構築し深め、世界の他の審査機関との専利調査報告及び審査結果の共有・利用を促進する。中国の専利・商標審査業務の発展成果を広め、中国の促進方針を伝える。

本計画は、第14次5か年計画期間（2021～2025年）における専利・商標審査業務に関する中期計画として、2025年までの発展目標や主要な目標達成指標、中国国家知識産権局（CNIPA）の主要任務等を示している。

³⁴ サークュラーエコノミーの発展に向けた「第14次5か年計画」のお知らせ

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁵ 「2023年知的財産権強国発展報告」の概要紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁶ 「第14次5か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

「第14次五ヵ年計画」専利・商標審査業務の主要な目標達成指標

指標名称	2020 年の基礎値	2025 年の予測値
特許審査周期 ¹	20 か月	15 か月
専利無効審判請求結審周期 ²	6 か月	6 か月
専利審査の質に対する利用者満足度指数 ³	85.4	85 以上
特許審査終了の正確率 ⁴	92.2%	95%
一般的な状況での商標登録周期 ⁵	8 か月	7 か月
商標譲渡の第一次審査周期 ⁶	2 か月	1 か月
商標変更と更新の第一次審査周期 ⁷	1 か月	15 日
商標異議申立案件の審査周期 ⁸	14 か月	10 か月
商標拒絶審査不服審判案件の審理周期 ⁹	6 か月	5.5 か月
商標無効審判請求の審理周期 ¹⁰	10 か月	10 か月
商標登録実体審査の合格率 ¹¹	95%	97%

¹ 特許出願の実体審査の発効日から初回の権利付与決定の日までに要する平均審査期間。

² 専利無効審判請求の立件日から結審日までに要する平均審理期間。

³ 無作為抽出アンケート調査を実施し、発明、実用新案、意匠、再審査、無効審判、受理、事務処理、PCT 国際予備審査、検索など 8 種類の審査業務に対する満足度状況を入手し、各業務の満足度数値の加重統計により、専利審査の質に対する利用者満足度指数を算出する。

⁴ 抽出検査を実施した特許審査完了案件のうち、正確に審査を完了していた案件の総数が、抽出検査を行った案件の総数に占める割合。

⁵ 一般的な状況に符合する商標登録出願について、商標登録出願日から商標登録公告日まで。一般的な状況とは、商標登録出願の手続きが整い、受理後に審査を経て法に基づき直接予備的査定公告又は拒絶がなされ、かつ拒絶審査不服審判、異議申立審査などの後続手続きのない場合をいう。

⁶ 譲渡申請書を提出した日から、第一次審査が完了し、当該審査判定書又は通知書が交付される日まで。

⁷ 変更又は更新申請書を提出した日から、第一次審査が完了し、当該審査判定書又は通知書が交付される日まで。

⁸ 異議申立書の提出日から実体審査発行完了日までに要する平均審査期間。

⁹ 拒絶審査不服審判の請求書を受領した日から案件発行完了日までに要する平均審理期間。

¹⁰ 無効審判の請求書を受領した日から案件発行完了日までに要する平均審理期間。

¹¹ 抽出検査で合格した商標案件の総数が、抽出検査を行った商標案件の総数に占める割合。

(8) 専利実用化特別行動方案 (2023-2025)

2023 年 10 月 17 日、国務院弁公庁から公表された本方案³⁷は、「知識産権強国建設綱要」、「第14次5ヵ年計画 (2021~2025)」等に要求される知財実用化向上の推進策として、1. 専利産業化の推進、2. 実用化困難点の解消、3. 知財要素市場の育成、4. 組織保障の強化の 4 項目を挙げている。

全体要求において、2025 年までの目標として以下の点が掲げられている。

① 高価値専利の産業化を促進する。

② 大学や科学研究機関の専利の産業化率を大幅に上昇させ、専利を含む技術契約高を全で 800 億元に到達させる。

③ ハードテクノロジーに重点を置き、専利を使いこなす多くの企業が成長・拡大し、重点産業分野における知的財産権の競争優位が加速され、届出認定された専利集約型製品 3 の生産額が 1 兆元を突破する。

そして、それら目標達成のための推進策は以下のとおりである。

³⁷ 国務院総局

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202310/content_6910282.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

1. 専利産業化の推進

- (1)大学と科学研究機関の既存専利を整理・活性化
- (2)専利の産業化を通じて中小企業の成長を促進
- (3)重点産業における知財権のチェーン強化・高効率化の推進
- (4)専利集約型製品の育成と普及

2. 実用化困難点の解消

- (5)大学と科学研究機関における専利転化のインセンティブ強化
- (6)専利の質を高め、専利専門化を促進する政策方向の強化
- (7)転化運用を促進するための知的財産権保護の強化

3. 知財要素市場の育成

- (8)高水準の知的財産権市場システムの構築
- (9)知的財産権に対する多様な金融支援の促進
- (10)専利転化運用のサービスチェーンの改善
- (11)知的財産権要素の国際流通の円滑化

4. 組織保障の強化

- (12)組織実施の強化
- (13)パフォーマンス評価の強化
- (14)投資保障の強化
- (15)良好な環境の構築

(9) 知的財産権の協同保護の深化と法治保障の強化に関する意見

①背景

知的財産権に関する法治の保障を強化し、協力連携のメカニズムを最適化し、共同保護の取り組みを強化し、知的財産権保護業務における知的財産権管理部門と司法行政機関との協力を深め、知的財産権に対する「厳格な保護、大規模な保護、迅速な保護、同一の保護」という業務体制を共同で推進し構築するために、2024年4月25日、国家知識産権局等は、「知的財産権の協同保護の深化と法治保障の強化に関する意見」³⁸を公布した。

②主な内容

「本意見」の主な内容は以下のとおり。

1. 知的財産権に関する法制度の構築を強化する。

商標、専利などの分野の法整備を統一的に計画して推し進め、商標法およびその施行規則の改正プロセスを積極的に推し進める。

³⁸ 知的財産権の組織的保護の深化と法的保護の強化に関する国家知識産権局と法務省の意見
<https://mp.weixin.qq.com/s/ZSMwLi7B7UhEZygOj-Li9g>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

地理的表示などの分野における法整備を強化し、地理的表示に関し、それに特化した保護と商標保護とを互いに連携させた統一的な保護制度を整備する。

集積回路レイアウト設計に関する法規改正の研究・実証を強化する。

データに関する知的財産権保護ルール構築のための研究を推進する。

知的財産権の法執行面では、新たに改正された行政処罰法を全面的に執行し、行政裁量権の基準制度を改善し、違法収益の没収、事情が軽微である場合の免責、初犯者の免責、主観的な過失がない場合の免責、司法と行政の双方向の移送などに関する新規定の実施を徹底し、商標と専利の法執行を共同で推し進め、知的財産権を厳格に保護し、公共の利益と技術革新に対するインセンティブの両方が成り立つよう確保する。

2. 知的財産権侵害紛争の行政裁決を推し進める。

新時代における専利侵害紛争の行政裁決業務に関する政策文書を共同で発行し、実行に移す。

専利権侵害紛争の行政裁決に関する法制度の構築を研究して推し進め、行政裁決制度をさらに整備し、行政裁決制度の優位性を際立たせる。

行政裁決の権利通知制度を導入し、行政裁決手続きの流れを最適化する。

行政裁決の査定メカニズムを改善し、専利権侵害紛争の行政裁決業務を地方法治政府の関連査定と全体的な配置に組み込み、行政裁決業務に関する政策指導と業務指導を強化する。

知的財産管理部門による行政裁決の職責の確実な履行を推進する。知的財産権分野における侵害紛争の行政裁決業務に関する改革の施行を共同で模索し、行政裁決の標準化の整備を推し進め、行政裁決の執行力を高める。

体制が健全でルートがスムーズで、公正・簡便で、裁決と訴訟が連携した裁決制度を拡大し、裁決と訴訟の連携業務を推進する。

3. 知的財産権紛争の解決についての社会の共同統治を推進する。

公正・効率的で利用しやすいという行政不服申立ての制度上の優位性を十分に発揮し、知的財産権分野における行政不服申立て事件の処理の質と効果を高め、知的財産権をめぐる紛争を適切に解決し、社会の公平・正義と知的財産権の権利者の合法的権益を確実に保護する。

知的財産権紛争の人民調停組織の設立を積極的に推進する。知的財産権の仲裁業務を強化するための政策文書を共同で発行し実行に移す。

仲裁機関による知的財産権業務への展開を奨励・支援し、知的財産権仲裁の専門家データベースの構築を推し進める。

知的財産権紛争における調停と不服申立て、訴訟、仲裁などの業務の連携を推進する。

知的財産権分野における重大な法令違反や背任行為の主体に関する情報共有を強化する。

知的財産権分野における法的サービスや権利維持支援に関するソース共有、有機的な連携を推進・展開する。

発明創造や技術革新の認定業務を標準化し、減刑や仮釈放、「功績」、「重大な功績」などに関する監獄法や関連する司法解釈の規定を真摯に実施する。

さらに、「本意見」は、鑑定・公証機関に対する支援、弁護士の知的財産権に関する法律

サービスの深化、知的財産権に関する文化・理念の醸成、知的財産権に関する国際交流・協力の深化などの業務内容を挙げており、また、知的財産権管理部門と司法行政機関が共同で保護を行うための組織的な保障に対して、相応の要求を挙げている。

2. 専利法実施細則の改正

(背景)

中国の「専利法」³⁹は、2020年10月17日に改正され、2021年6月1日から施行された主な改正点としては、

- ①部分意匠制度の新設（2条）、
- ②専利権評価報告書の提示（66条）、
- ③医薬品特許紛争早期解決メカニズム（76条）、
- ④特許出願及び意匠出願の新規性喪失の例外規定の拡充（24条）
- ⑤専利権の権利期間の変更（42条）
- ⑥専利開放許諾制度の新設（50条～52条）

である。

専利法の下位法令である「専利法実施細則」についても、2020年11月27日には、中国国家知識産権局（CNIPA）から、「専利法実施細則修正建議（意見募集稿）」⁴⁰が公表された。

しかし、専利法の施行日が経過しても、専利法実施細則の改正は採択されず、その後も、専利法実施細則の改正が採択されない状況が続いていた。

2023年12月11日に専利法実施細則の改正⁴¹が採択され、2023年12月21日に公表された（施行日は、2024年1月20日）。

改正後の専利法及びその実施細則⁴²の円滑な実施を保障し、その中で審査業務に関する関連条項が改正後の専利法実施細則の発効実施前後の具体的な適用規則を明確にするため、同時に、「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」と「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」との連携を考慮し、国家知識産権局は「改正専利法及びその実施細則に伴う審査業務処理の経過措置に関する弁法」⁴³を公布した（施行日は、2024年1月20日）。

また、専利出願行為を規範化し、専利業務の正常な秩序を維持するため、改正後の専利法、改正後の専利法実施細則等関連する法律法規に基づき、国家知識産権局は「専利出願行為の規範化に関する規定」⁴⁴を制定した（施行日は、2024年1月20日）。

³⁹ 中華人民共和国専利法（改正）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴⁰ 特許法施行規則の改正案に関するパブリックコンサルテーションに関するお知らせ（意見募集案）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴¹ 中華人民共和国専利法実施細則

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴² 中華人民共和国専利法実施細則

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴³ 改正専利法及びその実施細則に伴う審査業務処理の経過措置に関する弁法の解説

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_4.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴⁴ 専利出願行為の規範化に関する規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_7.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

加えて、改正された専利法及びその実施細則で新たに追加された専利権存続期間補償、専利開放許諾等重要制度の円滑な実施を保障するため、専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項として、国家知識産権局は「専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項に関する公告」⁴⁵を制定した（施行日は、2024 年 1 月 20 日）。

さらに、新たに改正された専利法実施細則が 2024 年 1 月 20 日から施行されたことに伴い全面実施となった専利開放許諾制度の効率的な運用を促進し、専利の転化運用の方式及び経路を拡大することを目的として、2024 年 7 月 3 日、国家知識産権局は「専利開放許諾制度実施の全面的推進に関する通知」⁴⁶を公表した。

（2023 年改正後の専利法実施細則の概要）

2023 年改正前の専利法実施細則は、全 11 章 123 条より構成されていたのに対し、2023 年改正後の専利法実施細則は、全 13 章 149 条より構成されている。

主な改正内容は、以下のとおり。

（１）新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度、ハーグ協定に基づく意匠国際出願）関連の規定の整備

（ｉ）権利期間変更

改正後細則の「5 章特許期間の補償」に、以下のとおり、特許期間の補償についての具体的規定を置いた（77 条～84 条）。

①権利有効期間の補償請求（専利法 42 条 2 項）に関する規定

専利法 42 条 2 項の規定による特許権の存続期間の補償請求について、特許権者は、特許権付与の公告日から 3 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に提出しなければならない(77 条)。

専利法 42 条 2 項の規定による特許権の存続期間の補償請求について、補償期間は、発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数により計算する。ここにいう「発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数」とは、「発明特許出願日から満 4 年を経過し且つ実体審査の請求があった日から満 3 年を経過した日から、特許権付与の公告日までの日数」から、合理的な遅延の日数及び出願人により引き起こされた不合理な遅延の日数を差し引いた日数をいう（78 条 1 項、同条 2 項）。

上記を計算式で表すと、以下のとおりである。

⁴⁵ 専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項に関する公告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_9.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁶ 専利開放許諾制度の全面実施推進に向けた通知

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240716.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

「発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数」＝
「発明特許出願日から満 4 年を経過し且つ実体審査の請求があった日から満 3 年を経過した日から、特許権付与の公告日までの日数」－合理的な遅延の日数－出願人により引き起こされた不合理な遅延の日数

「合理的な遅延」とは、①実施細則 66 条の規定により特許出願書類の補正をした後に特許権が設定された場合における、再審査手続により引き起こされた遅延、②実施細則 103 条及び 104 条に規定する事情により引き起こされた遅延、③その他の合理的な事情により引き起こされた遅延をいう。同一の出願人が同一の発明創造について同日に実用新案特許と発明特許の両方を出願し、実施細則 47 条 4 項の規定により発明特許権を取得した場合、上記発明特許権の期間には、専利法 42 条 2 項の規定を適用しない (78 条 3 項、同条 4 項)。

専利法 42 条 2 項に規定する「出願人により引き起こされた不合理な遅延」には、①国務院特許行政部門が発出した通知に対し、指定された期間までに応答しなかった場合、②実施細則 56 条 2 項により遅延 (繰り延べ) 審査を請求した場合、③実施細則 45 条に規定する事情により引き起こされた遅延、④その他の出願人により引き起こされた不合理な遅延をいう (79 条)。

②新薬に関する発明特許の権利有効期間の補償請求 (42 条 3 項) に関する規定

専利法 42 条 3 項にいう「新薬に関する発明特許」とは、新薬製品特許、製造方法特許及び医薬用途特許の規定に合致するものをいう (80 条)。

専利法 42 条 3 項の規定により新薬に関する発明特許権の存続期間の補償請求については、新薬の中国における上市許可の取得日から 3 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に提出しなければならない。新薬について複数の特許が存在する場合、特許権者は、そのうちのいずれかの特許についてのみ、特許期間の補償請求をすることができる。特許が同時に複数の新薬に係る場合、1 つの新薬の特許についてのみ、特許期間の補償請求をすることができる。補償請求の対象である特許権が有効期間内にあり、且つ新薬に関する発明特許の期間補償がまだ行われていないものである必要がある (81 条)。

専利法 42 条 3 項の規定により特許権の存続期間を補償する場合、補償期間は、専利法 42 条 3 項の規定に従うことを基礎として、特許出願日から新薬の中国における上市許可の取得日までの間の日数から 5 年を差し引いた日数により決定する (82 条)。

上記を計算式で表すと、以下のとおりである。

「特許法 42 条 3 項の規定による特許権の存続期間の補償期間」＝
「特許出願日から新薬の中国における上市許可の取得日までの間の日数」－5 年

新薬に関する発明特許権の特許期間の補償期間において、特許権の保護範囲は、新薬及び承認された適応症に関連する技術方案に限定され、保護範囲内において、特許権者は、特許権者は特許期間が補償される前と同じ権利を享受し、同じ義務を負う (83 条)。

③上記の2つの補償請求に共通する規定

国务院特許行政部門は、専利法 42 条 2 項、同条 3 項の規定に基づき、特許権の存続期間の補償請求を審査した後、補償の条件を満たすと判断した場合、存続期間の補償を許可する決定を行い、且つこれを登録・公告しなければならない。補償の条件を満たさないと判断した場合、存続期間の補償を許可しない決定を行い、且つ請求を行った特許権者に通知しなければならない（84 条）。

（ii）部分意匠

従来、中国では、部分意匠制度は採用されていなかったが、特許法の 2020 年改正により、部分意匠制度が導入された（2 条 3 項）。

改正後細則によると、部分意匠特許を出願する場合には、製品全体の図を提出し、保護される部分の内容を点線と実線の組み合わせ又はその他の方法で表示しなければならない（30 条 2 項）。

また、部分意匠特許を出願する場合には、簡単な説明において、保護を請求する部分を記載しなければならないが、製品全体の図が既に点線と実線の組合せで表示されている場合はこの限りでない（31 条 3 項）。

なお、現地法律事務所によれば、第 4 次改正専利法の施行日（2021 年 6 月 1 日）から改正後の専利法実施細則の施行日（2024 年 1 月 20 日）までの審査業務について、中国国家知識産権局（CNIPA）は、2021 年 5 月 24 日及び 2023 年 1 月 4 日に「改正後の専利法の施行に関する関連審査業務処理の暫定措置（以下「暫定措置 1」及び「暫定措置 2」という。）を公表しているところ、部分意匠については、暫定措置 1⁴⁷において、部分意匠の審査は改正後の専利法実施細則の施行後になると記載されているが、暫定措置 2⁴⁸において、上記の項目が削除されるとともに、部分意匠の提出仕様などが規定され、その後、部分意匠の審査は実際に行われている。

（iii）専利開放許諾制度

改正後細則は、以下のとおり、開放許諾についての具体的な規定を置いた（85 条～88 条）。

特許権者がその特許につき自ら開放許諾の実施を声明することは、特許権付与の公告後に行わなければならない。開放許諾声明には、①特許番号、②特許権者の氏名又は名称、③特許許諾使用料の支払方式及び基準、④特許許諾期限、⑤その他の明確にしなければならない事項を明記しなければならない。開放許諾声明の内容は、正確、明白でなければならない（85 条）。

特許権者が開放許諾を実施してはならない事由として、①特許権が、独占的又は排他的許諾有効期間内にある場合、②特許権の帰属に起因して紛争が発生し、又は人民法院が特

⁴⁷ 改正特許法に係る審査事務の取扱いに関する暫定措置の実施について
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_2073_159679.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁸ 改正特許法に係る審査事務の取扱いに関する暫定措置の実施について
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_74_181248.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

許権に対し保全措置を講じる裁定を下し、関連手続が中止された場合、③特許年金が支払われていない場合、④特許権に質権を設定され、質権者の許諾を得ていない場合、⑤その他の特許権の有効な実施を阻害する場合は挙げられている（86条）。

開放許諾を通じて特許実施許諾に合意した場合、当事者のいずれか一方は、許諾の合意を証明することのできる書面を国务院特許行政部門に届け出なければならない（87条）。

特許権者は、虚偽の資料を提供し、又は事実を隠蔽することによって、開放許諾の宣言を行い又は開放許諾の実施期間において特許年金の減免を受けてはならない（88条）。

なお、現地法律事務所によれば、専利開放許諾制度については、2022年5月11日に中国国家知識産権局弁公室により「専利開放許諾試点工作方案に関する通知」⁴⁹が公表され、いくつかの省で専利開放許諾が試験的に行われており、改正後の専利法実施細則の施行後、

2024年7月3日に中国国家知識産権局（CNIPA）により「専利開放許諾制度の実施工作の全面推進に関する通知」⁵⁰が公表され、専利開放許諾が全国で推進されている。

（iv）ハーグ協定に基づく意匠国際出願

中国は、2022年2月5日、世界知的所有権機関（WIPO）に対し、意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）への加盟書を寄託し、中国はハーグ協定の68番目の締約国となった。これにより、ハーグ協定は中国において2022年5月5日から発効した。なお、ハーグ協定が適用されるのは、中国本土のみであり、香港・マカオは除かれる。

ハーグ協定には、中国のほか、日本、米国、カナダ、メキシコ、EU、スイス、ノルウェー、シンガポール、韓国、ベトナム等が加入している。ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度を利用することにより、一度の手続及び低コストで複数国での権利取得が可能となった。

中国がハーグ協定に加入した後のさまざまな業務の処理に関する具体的規定が必要であったことから、中国国家知識産権局（CNIPA）は、2022年4月22日、「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」を公表した（施行日は、2022年5月5日）。上記暫定弁法の公表に関連して、中国国家知識産権局（CNIPA）は、意匠の国際登録に係る電子出願システムの運用を開始し、また、意匠の国際登録出願に係る書式を公表した。また、意匠の国際登録出願及び更新に係る費用についての公告を公表し、中国国家知識産権局（CNIPA）及びWIPOが定める個別指定費をスイスフランで納付すべきものとした。

上記の弁法が公表・施行されて半年以上が経過して2023年に入っても、特許法実施細則は改正されなかった。そこで、2023年1月4日、新たな「ハーグ協定加入後の関連業務処理に関する暫定弁法」が公表され（施行日は2023年1月11日）、古い弁法（2022年5月5日に施行された弁法）は、同時に廃止された。

⁴⁹ オープンパテント・ライセンスのパイロット・プログラム

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/25/art_2986_176756.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁵⁰ オープンパテントライセンス制度の実施を包括的に推進するための国家知識産権局の通達

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/16/art_75_193774.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

以上のような経緯の後、改正後細則の「12 章意匠国際出願に関する特別規定」は、以下のとおり、ハーグ協定に基づく意匠国際出願の具体的手続についての規定を置いた（136 条～144 条）。

国務院特許行政部門は、専利法 19 条 2 項、3 項の規定に従い、ハーグ協定に基づき、意匠国際登録出願を処理する。国務院特許行政部門がハーグ協定に基づき中国に出願され且つ中国が指定された意匠国際登録出願（以下「意匠国際出願」という。）を処理する条件及び手続は、本章の規定に従うものとし、本章にそのような規定がない場合、専利法及び本規則の他の各章の関連規定を適用する（136 条）。

ハーグ協定に基づき国際登録日が確定され且つ中国が指定された意匠国際出願は、国務院特許行政部門に提出された意匠特許出願とみなし、上記国際登録日は特許法 28 条の規定の適用上、出願日とみなす（137 条）。

WIPO 国際事務局（以下「国際事務局」という。）が意匠国際出願を公告した後、国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査し、且つ審査結果を国際事務局に通知する（138 条）。

国際事務局により公告された意匠国際出願に一つ又は複数の優先権が含まれているときは、特許法 30 条の規定により声明書が提出されたものとみなす。意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合には、意匠国際出願の公告日から 3 ヶ月以内に先の出願書類の副本を提出しなければならない（139 条）。

意匠国際出願に係る意匠が専利法 24 条 2 項又は 3 項に掲げる事情のいずれかに該当するときは、意匠国際出願の際にその旨を声明し、且つ意匠国際出願の公告日から 2 ヶ月以内に、実施細則 33 条 3 項に規定する関係書類を提出しなければならない（140 条）。

1 件の意匠国際出願が 2 以上の意匠を含む場合、出願人は、意匠国際出願の公告日から 2 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に対し分割出願を申請し、且つ費用を納付することができる（141 条）。

国際事務局により公告された意匠国際出願が意匠の要部を記載した明細書を含む場合には、実施細則 31 条の規定に従って簡単な説明が提出されたものとみなす（142 条）。

国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査したが、拒絶理由が見当たらない場合、国務院特許行政部門は、保護を与える決定を下し、国際事務局に通知する。国務院特許行政部門が保護を与える決定を下した後、公告を行うものとし、上記意匠特許権は公告日から効力を生じる（143 条）。

国際事務局で権利変更手続を処理した場合、出願人は、国務院特許行政部門に対し、関連資料を提出しなければならない（144 条）。

なお、現地法律事務所によれば、権利期間変更（15 年に変更）、部分意匠制度の導入、ハーグ協定加盟により、国内外のユーザからの意匠出願に係る相談件数が増加する傾向があり、特に、部分意匠の出願数は著しく増加したとのことである。

（2）新規性喪失の例外規定（33 条）

① 新規性喪失の例外が適用される国際博覧会の認定対象の拡大

「国务院の関連主管部門が承認した国際組織が開催する学術会議又は技術会議」が、新規性喪失の例外適用がされる国際博覧会として認められる。

そのため、欧州電気通信標準化機構（ETSI）や国際電気通信連合（ITU）等の標準化団体の主催する会議が、新規性喪失例外規定の適用範囲に含まれる可能性がある。

② 新規性喪失証明書面の要件緩和

新規性を喪失したことを証明する書面は、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行したものでなければならない、とする規定が削除された。

新規性を喪失した旨の証明書類を提出する際の出願人の負担が、大幅に緩和された。

（３）遅延審査請求制度についての明示（56 条）

専利法によると、国务院特許行政部門は、発明特許出願について、出願日から 3 年以内に、出願人が任意の時期に提出する請求に基づきその出願に対する実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由がなく期間が満了しても実体審査を請求しない場合は、その出願は取り下げられたものとみなされる（専利法 35 条 1 項）。

国务院特許行政部門は、必要と認めるときは、自主的に発明特許の出願について実体審査を行うことができる（専利法 35 条 2 項）。

特許権者が早期の特許権付与を希望する場合、有料の早期審査ルートを選択するか、全国各地の知的財産権保護センターが提供する早期予備審査手続きを選択することができる。

しかし、逆に、出願人が特許審査手続の遅延を請求できることについては、特許法にも、改正前細則にも、規定されていなかった。

2023 年 8 月 30 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「発明専利申請遅延審査弁理指南」⁵¹を發布し、発明特許出願の遅延審査制度を導入した。そして、改正後細則も、「出願人は、特許出願の遅延審査を請求することができる。」という明文規定を置いた（56 条 2 項）。

遅延審査制度のメリットとしては、①複数の変更可能性を持つ発明特許出願の係属中の請求項を通じて、関連分野における競合他社の技術研究開発を妨害し、市場に参入するための経済的・時間的コストを増加させること、②国際標準、国家標準、業界標準等の策定過程において、請求項の保護範囲を適宜修正し、関連標準に対応させることができること、③例えば、実験データ、コンピュータの記憶媒体、プログラム製品の保護を補う等、最新の審査政策の利便性を享受することができること、④製品のライフサイクル、市場状況の変化等に応じて、特許審査プロセスを継続するかどうかを検討すること、⑤特許取得のタイミングにつき、特許の市場運用とよりよく調整することが挙げられる。

なお、現地法律事務所は、遅延審査請求制度についての明示により、発明、実用新案、意匠のそれぞれの遅延審査時間が明らかになり、そして、出願人による遅延審査請求の自発的な取り下げが可能になったと指摘している。

（４）専利権評価報告書等の具体的な手続要件の明示（62 条）

⁵¹ 発明専利出願の遅延審査に関するガイドライン

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230906.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

従来、専利法では、「特許権侵害紛争が実用新案特許権又は意匠特許権に係るときは、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権侵害紛争の審理、処理の証拠として、特許権者又は利害関係人に対し、国務院特許行政部門が実用新案又は意匠について検索、分析及び評価後に出した特許権評価報告の提出を求めることができる。」ことが規定されていた。

2020 年の改正専利法⁵²は、さらに、「特許権者、利害関係者又は被疑侵害者も特許権評価報告を自発的に提出することができる。」という規定を追加した（専利法 66 条 2 項後段）。

これにより、被疑侵害者も、専利権評価報告を取得し、提出することが認められることとなった。

改正前細則では、実用新案特許権又は意匠特許権の特許権者又は利害関係人が、国務院特許行政部門に専利権評価報告の作成を請求することができるものと規定されていた（56 条 1 項）。

しかし、改正後細則は、専利法の 2020 年改正に合わせ、「被疑侵害者」も、専利権評価報告の提出を求めることができることとした（62 条 1 項）。

また、出願人は、特許権登録手続の際、国務院特許行政部門に専利権評価報告の作成を請求することができ（62 条 1 項）、この場合、国務院特許行政部門は、特許権付与の公告日から 2 ヶ月以内に、専利権評価報告を作成しなければならないものとした（62 条 2 項）。

なお、現地法律事務所は、専利権評価報告書関連規定の施行により、専利権評価報告書の請求時期、国務院専利行政部門が専利権評価報告書を作成する期限、複数の請求人からの作成請求に対する処理等が明らかになったと指摘している。

（５）実用新案専利出願の対象に進歩性、意匠専利出願の予備審査の対象に創造性を追加（50 条）

実用新案および意匠の専利出願に対しては予備審査が行われるが、以下のように予備審査の対象に新たに進歩性（創作性）の要件が加えることが明確になった。

①実用新案の予備審査の審査範囲は専利法 22 条全体に及ぶ、と改定された。従って、新規性（22 条 2 項）、創造性（22 条 3 項）、実用性（22 条 4 項）まで審査対象が及ぶことになった。

②意匠の予備審査の審査範囲は、専利法 23 条 1 項に加え、23 条 2 項「従来の設計又は従来の設計特徴の組み合わせと比べて、明らかな相違点があるべきである」（創作性に相当）にも及ぶことになった。

なお、現地法律事務所は、実用新案専利出願の対象に進歩性、意匠専利出願の予備審査の対象に創造性を追加されることについて、現地法律事務所の実務及びインターネット上の

⁵² 中華人民共和国専利法（改正）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

情報⁵³によれば、実用新案の初歩審査要件に明らかな進歩性又は意匠の初歩審査要件に明らかな創造性の不備が指摘されるケースが少し増加する傾向はあるが、出願ごとに徹底的に審査・評価するのではなく、明らかに進歩性又は創造性を具備しない出願のみ、通知書が発行されることになると指摘している。

（６）遺伝資源（29 条）

実施細則 29 条で、専利法 5 条にいう遺伝資源とは、「人体、動物、植物又は微生物等により由来し、遺伝機能単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材及びこのような素材を利用して生成した遺伝情報を指す」と規定され、「このような素材を利用して生成した遺伝情報を指す」の箇所が追加されたことにより、遺伝物質を利用して生成した遺伝情報であっても、遺伝資源と同様の扱いとなった。

現地法律事務所によれば、このような改正が行われた①背景、②施行後の状況は以下のとおりである。

①背景

現代のバイオテクノロジーの発展に伴い、後続の発明者は、実際に生物学的材料自体に接触することなく、公開した生物学的遺伝物質の DNA 配列情報を直接使用して、実験室で遺伝物質を合成して使用できるようになる。よって、生物学的物質自体に対する管理のみでは、必ずしも上記生物学的物質に含まれる遺伝機能単位に対する公衆の利用を阻止できるとは限らない。従って、生物学的遺伝資源の保有者の利益をより効果的に保護する必要がある。

②施行後の状況

特に生物分野において、審査官から特許請求の範囲を補正する場合、特許請求の範囲の要件となっているものの由来（例えば、種子の親など）の開示情報を追加するよう要求されることがあると指摘している。

3. 専利審査指南の改正

「専利審査指南（2023）」⁵⁴は、2023 年 12 月 21 日に公表された。（施行日は、2024 年 1 月 20 日）。

その主な内容は以下のとおり。

（１）新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度、ハーグ協定）の詳細手続・要件の明示

⁵³ 新ルール解釈シリーズ 11 | 実用新案の進歩性に対する要求の高まりとそれに伴うリスク

<http://www.chinantd.com/Chinese/news-page.asp?id=7412>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁵⁴ 専利審査指南 2023

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

(i) 権利期間変更

(1) 専利の権利期間調整 (PTA) (V部 9 章 2 節、改正後細則 5 章 77～84 条)

- ・ 出願日から 4 年後且つ実体審査請求日から 3 年後に付与された特許に適用される。
- ・ 登録日から 3 ヶ月以内に請求する。
- ・ 中国国家知識産権局由来の不合理的遅延から出願人由来の不合理的遅延を除いた期間分、権利期間が延長される。「出願人由来の不合理的遅延」とは、庁通知に対する応答期間の延長、繰延審査の請求、権利回復の請求、参照による援用、PCT 国内移行手続による遅延のこと。
- ・ 不利益処分前に一度、審査官は意見書及び／又は補正書類の提出の機会を与える。
- ・ 特実併願において、実用新案権の放棄により特許権を取得した場合、特許は、PTA の適用対象外。

(1) 医薬品専利の権利期間延長 (PTE) (V部 9 章 3 節、改正後細則 5 章 80～84 条)

①特許権の有効期間内に新薬の審査及び承認に費やされた時間を補うために新たに導入された制度である。(専利法 42 条 3 項)

②適用対象：新薬に係る薬理活性成分に係る製品、製法、医薬用途の専利。「新薬」とは、薬品監督管理部門の関連規定で定められた、創薬医薬、改良医薬のこと。(3.4 節)

③適用条件 (3.1 節)

- ・ 権利付与公告日は、薬品の承認日よりも前。
 - ・ PTE の請求時に権利有効。
 - ・ PTE が付与されたことがない。
 - ・ 特許請求の範囲の請求項には、承認された新薬に関連する技術が含まれている。新薬に関連する技術とは、国务院薬品監督管理部門に承認された新薬の構造、成分及び含有量、並びに承認された製造方法及び適用症状をいう。(3.5 節)
 - ・ 一つの新薬に同時に多数の専利が存在する場合、一つの専利のみに対して請求可能。
 - ・ 一つの専利が同時に多数の新薬に及ぶ場合、一つの新薬のみに対して請求可能。
- ④不利益処分前に一度、審査官は意見書及び／又は補正書類の提出の機会を与える。

(ii) 部分意匠 (I部 3 章 4.4 節)

①物品全体の図面を提出し、点線＋実線又はその他の方法で保護しようとする部分を明示しなければならない。その他の方法で明示する場合、簡単な説明において保護しようとする部分を説明する。

②部分意匠は、物品の表面上の模様、又は模様と色彩の組合せのみの意匠である場合には、登録を受けることができない。

③物品において相対的に独立した領域を形成できない場合、又は相対的に完全な意匠単位を構成していない場合、部分意匠として登録を受けることができない。

④機能又は意匠が関連して、特定の視覚的效果を生じる場合、同一物品の相互に関連性

を有しない 2 以上の部分意匠を一つの意匠として出願することができる。

⑤組物意匠は、部分意匠を含むことができない。(I 部 3 章 9 節)

⑥補正の制限 (I 部 3 章 10.1 節)

・出願日から 2 ヶ月以内の自発補正可能な期間を超えた補正は、不備を解消し、登録の見込みがある場合には認められる。

・ただし、全体意匠から部分意匠への補正、部分意匠から全体意匠への補正、同一の全体物品のある部分から別の部分への補正は、対象外。

(iii) 専利開放許諾制度 (V 部 11 章、改正後細則 6 章 85～88 条)

(1) 運営の原則 (2 節)

・任意原則、合法原則、公開原則。

(2) 開放許諾宣言に明記すべき事項 (3.3 節)

・権利番号、権利者の氏名又は名称、ロイヤルティの支払方法及び基準、許諾期間、特許権者の連絡先、特許権者の許諾条件満足に対する保証等。

・ロイヤルティ算出の根拠及び方法について、2000 文字以内の簡潔な説明を併せて提出しなければならない。

(3) 宣言の撤回

・専利権者は、開放許諾中の専利権について、実施細則に照らして開放許諾すべきでない事情がある場合には、主体的に速やかに開放許諾宣言を撤回し、同時に実施権者に通知が必要。

・専利権の譲渡を除き、専利権者がその他の理由で変更し、開放許諾を継続して実施する場合、元の開放許諾宣言の撤回および再宣言のための手続きを適時に行い、変更後に開放許諾を実施しない場合、元の宣言の撤回手続きを適時に行う。

(4) 外国人／外国企業に関する対処措置

・ライセンサーが中国国内の企業/機関/部門又は個人の場合は、外国人や外国企業等がライセンサーになるには、関係法令（「技術輸出入管理条例」等）の規定に合致する必要がある。

なお、現地法律事務所によれば、「実施料の支払い方法および基準」や「減免条件および減免比率」を明示して欲しいという要望に関して、2022 年 10 月 14 日に、中国国家知識産権局弁公室により、「専利開放許諾実施料推算ガイドライン（試行）」⁵⁵が公表され、実施料

⁵⁵ 特許オープンライセンスロイヤリティの見積もりに関するガイドライン

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art_75_179776.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

の支払い方法および基準を紹介しており、また、2024年8月6日に、中国国家知識産権局（CNIPA）により、「一部の専利手数料の標準および減免政策を調整する公告」⁵⁶が公表され、「減免条件および減免比率」について、「専利開放許諾実施期間の専利年金が15%減免され、他の専利手数料減免政策も適用される場合、最も優遇的な政策を選択することができるが、繰り返し享受することはできない」と規定されているとのことである。

（iv）ハーグ協定（V I 部、改正後細則 12 章 136 条～144 条）

- ・拒絶理由通知に対する出願人の応答期限は、4 ヶ月。（V 部 7 章 1.2 節）
- ・新設された V I 部は、1 章の「意匠の国際登録出願の事務処理」と 2 章の「意匠の国際登録出願の審査」を含む。
- ・国際登録日は、中国専利法にいう「出願日」とみなされる。（1 章 3.1 節）

（2）新規性喪失の例外規定（I I 部 3 章 5 節、改正後細則 33 条）

インターネット及び情報技術の発展に伴い、他者が発明創造の内容を知った後に再び公開される可能性が大幅に増加し、再度の公開が猶予期間を獲得できるか否かには、様々な観点が存在する。社会公衆と出願人の利益のバランスをとるために、審査指南では、専利法 24 条 1 号又は 4 号の状況、すなわち「国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合」及び「他者が出願人の同意なく発明創造の内容を漏洩し、第三者が当該方式で公開された発明創造を知ってから再び公開された場合」について、それに対応する初回公開と同一の行為とみなし、専利出願が前述の再度の公開行為により新規性を喪失することはないと規定した。また、この 2 種類の再度の公開はいずれも初回公開を起源とするため、猶予期間は発明創造の初回公開の日から計算する。

（3）遅延審査請求制度に関する改正（V 部 7 章 8.3 節、改正後細則 5 章 56 条）

① 実用新案

- ・新たに適用対象となった。
- ・審査を繰延べる期間として 1 年に設定可能（特許は年単位で設定可能であり最長 3 年）。
- ・出願の提出と同時に提出する（意匠と同様）。

② 意匠

- ・月単位で設定可能であり最長 36 ヶ月（改正前は年単位で）。

③ 手続の取下げ

- ・繰延審査期間の満了前に、出願人は取下げ可能。

（4）専利権評価報告書に関する改正（V 部 10 章、改正後細則 3 章 62～63 条）

- ・請求の主体は、被疑侵害者まで拡大されている。

⁵⁶ 特許料の一部の基準及び減額政策の調整に関する国家知識産権局の発表
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/6/art_74_194102.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

・出願人が請求する場合、請求可能な時期は、従来は特許権者として権利付与という旨の決定が公告された後であったが、今回の改正により登録手続を行うときまでに繰り上げられている。

・専利権者からの弁護士書簡や電子商取引プラットフォームからの苦情通知等を受け取った法人又は個人は、被疑侵害者に該当する。(2.2 節)

・被疑侵害者が専利権評価報告書を請求する場合、請求書とともに（被疑侵害者であることの）証拠書類を提出する必要がある。(2.3 節)

(5) コンピュータプログラム製品クレームを許容（Ⅱ部 9 章 5.2 節）

・「記憶媒体」に続き、「プログラム製品」も対象となった。

・コンピュータ読み取り可能な記憶媒体又はコンピュータプログラム製品などの、コンピュータプログラムに係る特許出願の請求項は、方法の請求項に書いても、製品の請求項に書いてもかまわない。

・コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法の請求項として書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能がいかに果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。

・装置の請求項を書く場合、装置の各構成部分とその他の各構成部分との関係を具体的に説明しなければならない、構成部分はハードウェアだけでなく、プログラムを含んでもよい。

・クレームの書き方としては、「プロセッサによって実行されるとき、請求項 1 に記載の方法の手順を実現するプログラムを含む、プログラム製品」が例示されている。

(6) AI 関連発明等の発明該当性や進歩性判断を明確化（Ⅱ部 9 章 6 節）

従来の専利指南の中では、通常のコンピュータソフトウェア関連発明において、以下の 3 つの類型は、専利法 2 条 2 項の要件を満たすとしている。

① コンピュータプログラムを用いて製造・測定・テスト等の工程を制御する発明

② コンピュータシステムの内部性能の改善のために、該コンピュータシステムの各構成部分に対し自然法則に従った設定・調整を行い、自然法則に合致したコンピュータシステムの内部性能の改善効果を得る発明

③ 外部の技術データを処理することを目的とし、自然法則に従って技術データに対する一連の処理を行い、自然法則に合致した技術データの処理効果を得る発明

アルゴリズム又はビジネスモデルの特徴を有する発明に対する審査基準では、このうちの②の類型について、今般の改正において、「請求項に係る発明が、ディープラーニング、分類クラスタリング等の AI・ビッグデータ関連発明の場合、アルゴリズム、コンピュータシステムの内部構造と特定の技術的關係を有し、データ記憶量の低減、データ伝送量の低減、ハードウェア処理速度の向上等を含む、ハードウェアの演算効率又は実行効果の向上

という技術的課題を解決することができ、これにより、自然法則に合致したコンピュータシステムの内部性能の改善という技術的効果を得る場合」に、専利法 2 条 2 項の要件を満たすとの記載が追加された。(6.1.2 節)

また、「請求項に係る発明が特定の応用領域のビッグデータを処理しており、分類クラスタリング、回帰分析、ニューラルネットワーク等を利用してデータ中の自然法則に合致した内在的な相関関係をマイニングし、それにより、特定の応用領域のビッグデータ分析の信頼性又は正確性を向上するという技術的課題を解決し、対応する技術的効果を得る場合」に、専利法 2 条 2 項に規定の要件を満たすとの記載が追加された。(6.1.2 節)

(7) 特許・実用新案におけるカラー画面を許容 (I 部 1 章 4.3 節、改正後細則 2 章 30 条)

- ・図面は、カラーであってもよい。
- ・添付図面は原則的に黒色インクで作成し、必要な場合はカラー添付図面を提出することで、専利出願の関連の技術内容を明確に描写することができる。

(8) GUI 意匠 (I 部 3 章 4.5 節)

- ・全体意匠又は部分意匠として保護できる。
- ・GUI (グラフィカル・ユーザー・インターフェース) を適用した物品の外観を示す図面を提出する場合には、少なくとも物品の正面図の提出と、創作の内容が GUI (の一部) である旨の記載が必要。
- ・GUI の図面のみを提出する場合には、物品の名称に「電子機器」等の語を含むことが必要。
- ・部分意匠の場合、保護しようとする部分の明記が必要：例えば、「電子機器のモバイル決済用 GUI の検索欄」等。
- ・動的な GUI の場合、物品名に「動的」の語を含む必要がある。中国国家知識産権局 (CNIPA) は必要に応じて、出願人に、上記動きが明らかになる動画ファイルの提出を求めることができる。

4. 商標法第 5 次改正案 (意見募集稿) の公表

(1) 背景

中国国家知識産権局 (CNIPA) は、商標法の第 5 次改正案 (1983 年施行、1993 年、2001 年、2013 年、2019 年改正) の意見募集稿⁵⁷を、2023 年 1 月 13 日に公表し、同年 2 月 27 日までの意見募集を行った。2019 年 11 月に法施行後 4 回目の改正がなされて以来の商標法の改正が見込まれる。全面改正としては 2013 年以来 10 年ぶりである。

2019 年改正では、主として冒認出願や悪意による出願、抜け駆け出願に対する取り締まり強化を図る改正がなされたが、改正後も冒認出願、悪意による出願に対する抑止力が十

⁵⁷ 商標法改正草案 (意見募集稿)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230117.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

分でなく、引き続きこれらの商標の不正取得行為の取り締まりと、商標権保護の充実を図ることが求められており、意見募集稿はこれらに対応しようとするものである。

意見募集稿は、現行法と比較して、新たに 23 カ条の追加がなされたほか、45 カ条について実質的改正がなされており、全体として、全 8 章 73 カ条で構成される現行法から全 10 章 101 カ条となっており、大幅な法改正となることが見込まれる。

本意見募集稿は、全人代ではなく、中国国家知識産権局（CNIPA）が公表したものであり、今後、中国国家知識産権局（CNIPA）にて、募集した意見に基づく検討をしたうえ、全人代での検討が行われることになる。

（２）本意見募集稿の概要

全 10 章 101 条へと大幅拡充（現行は 7 章 73 条）された。

また、既存の 45 条文についても実質的な変更があった。

主な改正内容は以下のとおり。

①悪意による商標登録の規制

悪意の商標登録出願に係る個別の規定を追加し、悪意の商標出願に該当する具体的な状況を明確化した（22 条）。

悪意による登録商標の強制移転制度を導入した（45 条～47 条）。

また、悪意による商標登録出願に対する罰金額を引き上げた（67 条）。

悪意による商標登録に係る民事賠償責任を明確化した（83 条）。

なお、現地法律事務所によれば、45 条～47 条、67 条、83 条を施行することで期待される効果については以下のとおりである。

強制移転制度は、従来の異議申立や無効手続と比べて、悪意の登録商標を先の権利者に強制的に移転することで、悪意の登録者が悪意の登録によって得た不当な利益を、本来、権利を享有すべき者に「還元」することができ、これにより、商標の先の権利者が享受すべき正当な利益を実現できるとともに、悪意のある登録者が利益を得ることができなくなり、悪意による商標登録を効果的に抑制し、商標市場の秩序と安定を維持することにも役立ち、商標制度の信頼性及び権威を向上させ、市場主体に正当かつ合法的なルートを通じて商標を出願および使用させ、経済社会の発展を促進する。

また、行政の罰金額を強化することで、悪意な登録を徹底的に取り締まる取り組みを強化する。

さらに、悪意による商標登録に係る民事賠償責任を明確化することで、より強力な「抑止」効果を得られ、侵害者から違法な利益を大幅に剥奪し、悪意のある侵害者を罰するために侵害者が「巨額の損失」を被ることさえ可能となり、これにより、商標独占権の厳格な保護と権利者へのより適切な補償を実現する。

②重複登録禁止の基本原則の確立

不使用取消を避けるための 3 年ごとの不正な再出願等を抑制するため、重複登録の禁止に関する個別の規定を追加した（21 条）。

③商標審査審理手続の最適化

出願料が未納である場合、出願申請がなかったとみなすこととした（27条）。

異議の公告期間を3か月から2か月に短縮した（36条）。

④商標の使用義務の強化

「商標の使用」概念を整備し、役務商標とインターネット環境下の商標の使用行為に係る規定を追加した（59条）。

商標登録後5年ごとに商標の使用状況を説明する制度を導入し、説明がない又は真実でない場合、商標は放棄又は取消となることとした（61条）。

なお、現地法律事務所によれば、61条を施行することで期待される効果は以下のとおりである。

現行の商標法では、登録商標の使用状況を把握するのに商標登録取消の申し込みが必要であるのに対して、商標の使用状況を説明する制度を導入することで、商標行政部門が積極的に商標の実際の使用状況を把握でき、これにより、登録された後に使用されていない商標、公共資源を占有する商標、又は、悪意による商標登録や、大量の冒認登録などの行為を有効に管理することができる。

商標の使用状況を説明する制度を導入することで、商標権者の商標管理コストはある程度増加するが、このように登録商標の使用の促進に対し積極的な作用があり、資源の浪費を防ぎ、社会における商標使用の規範性を効果的に改善する。

⑤商標代理機構の監督管理の強化

商標代理機構の監督管理を強化し、商標代理サービスの品質を高めるため、商標代理機構の参入要件を明確化した（68条）。

商標代理行為の規範化のため、商標代理機構及び従業員の責任を強化した（69条）。

なお、現地法律事務所によれば、商標代理機構の監督管理の強化の背景事情は以下のとおりである。

2003年、中国の国務院は商標代理機構及び商標代理人の資格を撤廃し、商標代理業界への参入基準を取りやめた。経済社会の急速な発展及び商標登録出願件数の継続的な増加に伴い、商標代理業界の規模は急速に拡大しているが、業界の無秩序な発展や監督基盤の欠如の問題がますます顕著になり、市場の秩序を乱す多数の不誠実な行為が発生した。一部の代理機構は、長年にわたり、悪意による商標の冒認登録や不当な権利維持などの違法・信用喪失行為に従事し、依頼人の利益や商標代理業界の秩序を損なった。

一部の代理機構は海外への商標登録出願を担当するときに意図的に証拠を偽造し、虚偽の資料を提供したことで、国際的にも悪影響を及ぼし、中国の商標ブランドが海外での保

護及び国のイメージに重大な悪影響を及ぼした⁵⁸ ⁵⁹。

また、同じく現地法律事務所によれば、68条、69条を施行することで期待される効果は以下のとおりである。

商標代理機構の業界への参入要件を復活し、商標代理機構の挙動をさらに規範することで、世界の主流諸国の実務と歩調を合わせ、商標代理機構及び従業員の無秩序な増加、悪意な競争の激化を根本的に解決し、頻発した商標代理の違法行為を抑制し、商標代理サービスの専門性、標準化、国際化を向上させ、ビジネス環境の継続的な最適化を促進する。

⑥ 馳名商標の保護

未登録の著名商標の保護を強化し、中国での登録がなくても、出所の混同や希釈化の要件を満たせば、未登録周知商標としての保護が受けられるようにした（18条1項）。

馳名商標（※）の認定方法と保護レベルを顕著性と知名度に合ったものとし、検討資料に国内に加え、外国での出願と登録状況や評価も入れ、総合的に判断するとしている。未登録の馳名商標の保護については、非類似の商品を書き分け、商標の希釈化対策を強化する一方、18条2項で第三者の使用禁止と登録不可が明記された。

馳名商標に関し、使用、出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであり、関連公衆に上記商標と馳名商標との関連性を誤認させるに足り、馳名商標の識別力、名誉を損なわせ、或いは馳名商標の名誉を不当に利用する場合には、その使用と登録を禁止するという規定が新たに追加されている（18条3項）。

（※）馳名商標：商標法13条においては、「関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。」と規定されている。

⑦ 職権による取消

監督管理の義務と行政権の範囲をさらに増大させるために、公共の利益を損なう状況について、職権による登録取消の対象を明確化した（49条）。

現行法上、3年連続不使用の場合及び登録商標が一般名称となった場合には取消の対象とされているが、意見募集稿ではこれらに加えて、以下に掲げる場合も取消の対象として新たに掲げられ、商標取消申立ての対象が拡大されている。

(a) 登録商標の使用が、関連公衆の商品品質等の特徴や産地、生産に対する誤認をもたらす場合。

(b) 団体商標、証明商標の登録者が、登録者に課せられた義務に違反し、その情状が特に重大であった場合。

(c) 商標使用、権利行使により公共利益が著しく侵害される場合。

⁵⁸ 中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）

附件2（cnipa.gov.cn）（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁵⁹ 民主主義推進協会の中央委員会

<https://finance.eastmoney.com/a/202403053002442437.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

5. 悪意の商標出願に対する対応

2019 年の「商標法」の改正⁶⁰により、商標法 4 条に、使用を目的としない悪意の出願を拒絶する旨の規定が追加された後、中国国家知識産権局（CNIPA）は、悪意による商標の登録を厳しく取り締るために一連の措置を実施している。

（1）悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画の公表

①背景

2021 年 3 月 15 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、悪意による商標冒認出願行為への規制を強化するために、「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画の公表に関する通知」⁶¹を公表した。

本計画において、信義誠実の原則に著しく違反し、公序良俗に反し、商標登録管理の秩序を乱し、深刻な社会的悪影響を及ぼしやすい典型的な悪意による商標の冒認出願行為を重点的に取り締まる方針を示した。

②特別行動計画

特別行動では、不当な利益を企図し、商標登録管理の秩序を乱し、比較的大きな社会的悪影響を及ぼす、次に掲げる悪意による商標の冒認出願行為を重点的に取り締まる。

- （1）国又は地域の戦略、重大活動、重大政策、重大事業或いは重大科学技術プロジェクトの名称に対する悪意による冒認出願行為
- （2）重大な自然災害、重大な事故災害、重大な公共衛生事件及び社会安全事件等の突発的な公共事件に関連する語彙又は標識に対する悪意による冒認出願を行い、公共の利益を損ねる行為
- （3）比較的知名度の高い重要な競技会又は重要な展示会の名称或いは標識に対する悪意による冒認出願行為
- （4）行政区画の名称、山河の名称、景勝地の名称、建築物の名称等の公共資源に対する悪意による冒認出願行為
- （5）商品又はサービスの通称、業界用語等の公共商業資源に対する悪意による冒認出願行為
- （6）比較的知名度の高い公人の氏名、著名な作品又はキャラクターの名称に対する悪意による冒認出願行為
- （7）他人が有する比較的知名度の高い或いは識別性の比較的強い商標又はその他の商業標識に対する悪意による冒認出願を行い、他人の先取権利を損なうこと
- （8）商標法 10 条で定める禁止事由に明らかに違反し、その他の公序良俗に反し、中国の

⁶⁰ 中華人民共和国商標法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20191101law_2_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶¹ 悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20210315.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

政治、経済、文化、宗教、民族等、公共の利益及び公共秩序に対して著しく否定的なマイナスの社会的影響を与える行為

(9) 商標代理機関が、委託者が前述の行為をしていることを知り、或いは知るべきであったにもかかわらず、その委託を受け、又はその他の不正な手段により商標代理の秩序を乱す場合

(10) 信義誠実の原則に明らかに反するその他の行為

使用を目的としない悪意による投機目的での商標の大量出願に対する処理については、別途発送済みの文書に従って処罰する。

(2) 悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する国家知識産権局の通知

①背景

2022年4月12日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する中国国家知識産権局（CNIPA）の通知」⁶²（以下「通知」という）を公表し、「ゼロ容認」の態度で悪意のある商標出願行為を持続的に厳しく取り締まる姿勢を示した。

「通知」では、信義誠実の原則に反し、公序良俗に背き、不正な利益を貪り、商標登録秩序を乱す悪意のある商標出願行為について、重点的に取り締まる違法行為、摘発の対策（監視・早期警告、システムガバナンス、代理機構への監督管理強化、信用監督管理強化、協同・協力の強化、制度による保障、積極的な指導の強化）などが細かく規定されている。

②重点的に取り締まる違法行為

(1) 党の重要な会議、重要な理論、科学的論断、政治論述など同一又は類似の標章を悪意により抜け駆け登録する場合

(2) 国家戦略、国家政策、重大プロジェクト、重大科学技術プロジェクト、周知性の高い重要なイベント、重要な展示会、重大な考古学的発見など同一又は類似の標章を悪意により抜け駆け登録する場合

(3) 重大な公共衛生事件などの重大かつ敏感な事件や突発的な事件に係る特有な語彙を悪意により抜け駆け登録する場合

(4) 周知性の高い政治、経済、文化、民族、宗教などの公的人物の氏名を悪意により抜け駆け登録する場合

(5) 商標登録出願件数が明らかに正常な経営活動の需要を超え、真実の使用意図に欠ける場合

(6) 複数の主体の、一定の周知性又は高い識別性を持つ商標又はその他の商業標識を大量に複製、模倣、剽窃する場合

(7) 公共文化資源、行政区画の名称、商品又は役務の一般名、業界用語など同一又は類

⁶² 悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する国家知識産権局の通知

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220412_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

似の標章を大量に出願する場合

(8) 商標を大量に譲渡し、譲受人が比較的分散しており、商標登録秩序を乱す場合

(9) 商標代理機構が、委任者が上記行為を行っていることを知っている又は知るべきにもかかわらず、その委任を受けた場合又はその他の不正な手段で商標代理秩序を乱す場合

(10) その他の中国の商標登録管理秩序、社会の公共利益及び公共秩序に著しく消極的で、負の影響を与える状況がある場合

(3) 悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための 2023 年～2025 年に渡る業務方針案の公表

①背景

2023 年 5 月 8 日に公表されたこの方針案⁶³は、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」⁶⁴および「『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」⁶⁵で定めた目標任務を深く貫き、2023 年全国知識産権局局長会議⁶⁶の施策要件をさらに具体化し、ここ数年の悪意の商標登録に対する取締りの業務成果を定着させ、全分野において悪意の商標登録行為の管理を徹底し、清廉かつ公正な商標登録の管理の秩序および公平な競争が行われる市場の秩序を維持し、良好なイノベーション環境およびビジネス環境を創出するための方針案である。

②本方針案の概要

本方針案の基本原則は以下のとおり。

1. 人民の立場を堅持する

人民を中心とする発展思想を堅持し、慢性的な悪習慣に焦点を絞り、脆弱な段階に注目し、商標登録環境の最適化を継続的に進め、商標業務により人民の意志をより十分に具現化し、人民の権益を保障し、人民の創造力を喚起することができるようにし、一般公衆および市場主体の達成感、満足度を継続的に向上させる。

2. 法令に従うことを堅持する

法治的手法を用いて管理の不備を補うことを重視し、公開、公平、公正の原則に従い、厳格に法令に従い悪意の商標登録行為を取り締まり、市場主体に安定的な見通しを与え、社会の公平・正義および市場主体の合法的権益を確実に守る。

3. 体系的な統合を堅持する

⁶³ 悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための業務方針案（2023—2025 年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230508_2.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁴ 知的財産権強国建設綱要（2021—2035 年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20210923_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁵ 「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁶ 2023 年全国知識産権局局長会議

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230112.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

業務の体系性、全体性、協調性を重視し、商標登録分野における体制的な障害、構造的な障害、政策的な革新等に関する問題の解決に焦点を絞り、多重的な目標により制約し、多重的な利益を考慮する下で政治的效果、法的效果および社会的効果の有機的な統一を実現することに努め、より大きな相乗効果と管理効果の実現を推進する。

4. 社会における共同管理を堅持する。市場、政府、社会等の各方面の役割の発揮を重視し、部門の協調、上下の連動、地域の協力、公衆の参画を強化し、法律、行政、経済、技術、ソーシャルガバナンス等の手段を総合的に運用し、悪意の商標登録行為の管理に関する長期的効果の仕組みを体系的に構築し、同じ問題に共同で回答し、力を合わせて共同で管理する体制を実現する。

(4) 上記(1)～(3)の具体的な実施状況

現地法律事務所によれば、上記(1)～(3)の具体的な実施状況は以下のとおり。

中国国家知識産権局(CNIPA)は、商標の冒認出願行為などの悪意による商標の登録行為、特に著名人の名前、有名な作品、キャラクターの名前などの十種類の典型的な悪意による商標の登録行為を厳しく取り締まり、典型事例を公表し、悪意による商標登録を公開し、悪意による商標登録に対する罰則を強化した。

また、中国国家知識産権局(CNIPA)は、重大な悪影響や悪意による商標登録の疑いのある案件の手がかりを地方に送付し、地方は各特別行動及び通知における関連要求や任務を積極的に実施し、例えば、有名なオリンピック選手の名前及びホットワードに関する案件を調査・対処し、悪意による商標の冒認出願行為を強力に抑制した。

取締り行動は取り締まりに重点を置くだけでなく、根本から改善することも重視し、商標登録手続き及び商標審査審理ガイドラインをさらに改善し、長期的なメカニズムを確立することで、悪意による商標の冒認出願行為を予防した。

中国商標協会などの業界団体も積極的に関与し、悪意による商標の冒認出願を行ったメンバー組織に対して自主検討させ、又は、処罰した。

広報・教育活動を通じて、悪意による商標出願に対する公衆の意識を高めた。

6. 模倣品対策関連

(1) 中国における模倣品被害の現状

模倣品による被害額について、正確な数値の把握は困難である。特許庁の調査によると、日本の産業財産権を保有する法人の模倣被害について、国・地域別で中国が最多としている。また、OECDの調査によると、グローバル貿易における模倣品の供給元について、国・地域別で中国が最多となっている。

米国通商代表部(USTR)は、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定する「スペシャル 301 条報告書」や、「模造品・海賊版に関する悪質市場の調査結果」を、毎年公表している。

「2023 年版スペシャル 301 条報告書」の監視国ごとのレポートでは、中国について最も多くの紙面を割いている⁶⁷。

大手電子商取引プラットフォームサイトにおける模倣品対策が進む一方、中小規模の電子商取引プラットフォームサイトの対応は必ずしも十分ではない状況である。

（２）「中華人民共和国電子商取引法」の改正に関する決定（意見募集稿）

2021 年 8 月 31 日、国家市場監督管理総局は、「電子商取引法の改正に関する決定」の意見募集⁶⁸を行った。

①背景

「電子商取引法」⁶⁹は、2019 年 1 月 1 日の施行日以降、各種の電子商取引、とりわけ各電子商取引プラットフォーム（以下「EC プラットフォーム」という。）の経営活動を軌道に乗せる役割を果たしてきた。

一方、こうした EC プラットフォームを利用した知的財産権侵害の事例が依然として報道されており、EC プラットフォームにおける知的財産権侵害に対する取締りを一層強化して欲しいとの声も上がっている。こうした背景のもと、国家市場監督管理総局は、「電子商取引法の改正に関する決定」の意見募集を行った。

意見募集は 2021 年 10 月 14 日に受付終了された。

②現行の「電子商取引法」と本意見募集稿との比較

現行の「電子商取引法」の 42 条及び 43 条によれば、知的財産権者が自身の権利が侵害されたと判断した場合、EC プラットフォーム経営者（電子商取引において取引双方又は複数の当事者にネットワーク上の経営場所、取引仲立ち、情報発布等のサービスを提供し、取引双方又は複数の当事者による独立した取引活動の展開に供する法人又は非法人組織（電子商取引法 9 条 2 項））にリンクの削除、遮蔽、切断、取引やサービスの終了等の必要な措置（以下「必要措置」という。）を講じるよう通知する権利がある。

EC プラットフォーム経営は、上記通知を受領後、適時に必要措置を講じ、上記通知をプラットフォーム内経営者（電子商務プラットフォームを通じて商品販売又はサービス提供を行う電子商務経営者（電子商取引法 9 条 3 項））に転送しなければならない。

プラットフォーム内経営者はかかる通知を受領した後、EC プラットフォーム経営者に対して侵害行為が存在しない旨の声明を証拠とともに提出し、知的財産権者に転送してもらうことができる。現行の「電子商取引法」の 43 条 2 項によれば、EC プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の声明を受領した日から 15 日以内に、知的財産権者が所管当局に苦情を申し立てた旨又はプラットフォーム内経営者に対し提訴した旨の通知を

⁶⁷ 米 USTR のスペシャル 301 条報告書、中国の知財慣行を引き続き懸念

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/bf4063310a725e3a.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁸ 「中華人民共和国電子商取引法」の改正に関する決定（意見募集稿）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20210831_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁹ 中華人民共和国電子商取引法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20190101_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

受領しなかった場合には、必要措置を解除しなければならない。

しかし、本意見募集稿では、15 日間の期間を 20 日間に延長し、知的財産権者に時間的猶予を与えることとしている。一方、上記期間が延長されるとプラットフォーム内経営者にとっては、必要措置の期間が伸張することを意味し、ビジネスに影響を与えうるため、本意見募集稿によれば、「プラットフォーム内経営者が、担保金を納めた場合、EC プラットフォーム経営者は、その時点でかかる必要措置を中止することができる」旨の新たな規定を設けた。

また、現行の「電子商取引法」の 42 条 3 項では、知的財産権者が誤って EC プラットフォーム経営者に通知を提出し、プラットフォーム内経営者に損害を与えた場合には民事責任を負い、悪意で誤った通知を送ることによって損害を与えた場合には 2 倍の賠償責任を負うとされている。

本意見募集稿では、新たに、プラットフォーム内経営の侵害行為は存在しない旨の虚偽の声明により知的財産権者の損害を拡大させた場合には、プラットフォーム内経営者は 2 倍の賠償責任を負う旨が定められ、知的財産権者とプラットフォーム内経営者の公平を図ろうとする姿勢が窺われる。

他方、本意見募集稿では EC プラットフォーム経営者にも、より適切な対応を求める姿勢も窺われる。現行の「電子商取引法」の 84 条によれば、EC プラットフォーム経営者がプラットフォーム内経営者による知的財産の侵害行為に対する必要措置をとらなかった場合、まずは是正命令が命じられ、その後、EC プラットフォーム経営者が是正命令に応じなかった場合には、5 万～50 万人民元の過料を、情状が深刻な場合には 50 万～200 万人民元の過料を課されることとなっている。

本意見募集稿では、情状が深刻な場合の罰則を維持しつつ、是正命令を命じる時点で 5 万～50 万人民元の過料を併科することを可能にしたほか、「情状が特に深刻な場合」に EC プラットフォーム経営者のインターネット経営活動を制限して、インターネット経営に関する許可を取り消す処分を下すことも可能にした。

(参考)

(43 条の改正)

43 条を次のように改正する。

「プラットフォーム内経営者（受取人）は転送された通知を受け取った後、電子商取引プラットフォーム経営者（差出人）に侵害行為が存在しない声明を提出することができる。声明には、侵害行為が存在しない初歩的な証拠を含まなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は声明を受け取った後、声明を、通知を出す知的財産権利者に転送し、かつ関係主管部門に苦情を申し立て又は人民法院に起訴することができることを告知しなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は転送された声明が知的財産権利者に送達された後の 20 営業日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていなかった場合、講じた措置を適時直ちに解除しなければならない。

プラットフォーム内経営者が潜在的な知的財産権の侵害によって生じる損失の賠償に用

いる相応の担保を提供する場合、電子商取引プラットフォーム経営者は、講じた措置を一時的に中止することができる。

プラットフォーム内経営者が、虚偽の侵害行為が存在しない声明を提出したことにより、権利者の損失が拡大した場合は、負うべき賠償責任が倍増する。」

(84 条の改正)

84 条を次のように改正する。

「電子商取引プラットフォーム経営者が本法 42 条、45 条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者による知的財産権侵害行為に対し、法に従い必要な措置を講じていなかった場合、関係知的財産権法執行部門は期限を定めた是正を命じ、5 万人民元以上 50 万人民元以下の罰金に処することができる。

情状が深刻な場合、50 万人民元以上 200 万人民元以下の罰金に処する。情状が特に深刻な場合、関係部門はそれが展開するネットワーク関連の経営活動を制限し、さらに、ネットワーク経営関連の許可証を取り消すことができる。」

(3) 実際の取り締まりの状況

現地法律事務所によれば、実際の取り締まりの状況は以下のとおり。

実際の取り締まりの状況の概況について、「中国の侵害・偽造の取り締まりの業務年次報告書（2023 年）」及び国家市場監督管理局の副局長の回答によると、国家市場監督管理局は知的財産権の保護を非常に重視し、合法的な権利及び利益を保護するために監督管理及び取り締まりを強化しつつある。

2023 年を例として、全国の市場監督部門は商標、特許などの知的財産権侵害事件計 4.4 万件を捜査・処理し、1,376 件を司法機関に移送した。2023 年、国家市場監督管理総局は侵害品、模倣品、粗悪品の全国統一処分活動を組織し、22 の省（区、市）が同時に 8 億 3,000 万元に相当する 4,700 トン以上の侵害品や模倣品を処分し、2024 年も、侵害品や模倣品に対する全国統一活動を実施する予定である。

「中華人民共和国知的財産権税関保護に関する規定」の実施措置によれば、知的財産権所有者は税関に対し、侵害品の輸出入を防止するための保護措置を講じるよう要請することができる。

税関は水際取り締まりの際、知的財産権者から提供された詳細情報や証明資料、及び関連法令に基づいて意匠権侵害品の有無を判断する。税関は、製品が意匠の保護範囲に属せず、またはほかの侵害をしていない状況であると判定する場合に、その製品に対して水際取締りを実施できないことがある。税関の取り締まり行動は、通常、商標、著作権、特許などに係る商品に対して明らかな侵害行為のある事件に焦点を置き、侵害行為が明らかでない場合、または、異議がある場合、権利所有者が法的手段を通じて権利を明確にするまで取締り行為を控える。

水際でのユーザからのニーズについては、権利者は、水際取締り機関が、侵害の疑いのある商品の迅速な差し止め、権利保護フローの簡素化、迅速な対応メカニズムの提供など、

より効果的な保護措置を提供することを期待している。また、取締り機関が侵害行為に関する情報及びデータ分析を提供して、権利保護戦略をより適切に策定できるようにすることを期待している。

（４）デジタルプラットフォーム（DPF）上の模倣品対策の状況

現地法律事務所によれば、デジタルプラットフォーム（DPF）上の模倣品対策の状況については以下のとおり。

2023 年インターネット市場管理監督・発展促進・セキュリティ確保キャンペーンの成果として、市場監督部門は計 2.7 万件のインターネット法令違反事件を調査・処理し、267 件を公安機関に移送し、オンライン取引プラットフォームに対して 16 万件の違法商品情報を削除させ、3.2 万件のウェブサイトの是正を命じ、1,374 個のウェブサイトを閉鎖することを要請し、プラットフォームサービスの 7,390 件のオンライン店舗の閉店を命じた。これらの措置は、オンライン取引における違法行為を効果的に抑制し、消費者の権利を保護し、オンライン市場の秩序の標準化、ビジネス環境の最適化、プラットフォーム経済の質の高い発展の促進に積極的に貢献した。

2024 年インターネット市場管理監督キャンペーン実施計画の成果として、2024 年インターネット市場管理監督キャンペーン実施計画は、今年 3 月から 11 月まで実施されることであり、3 月以来 8 月末までに、インターネット市場の秩序の規制及び法令違反行為の取り締まりの顕著な成果を上げ、合計 1.66 万件のインターネット関連事件を調査・処理し、オンライン取引プラットフォームに対して 6.03 万件の違法商品情報を削除させ、1.03 万件のウェブサイトの是正を命じ、1,443 個のウェブサイトを閉鎖することを要請し、プラットフォームサービスの 2.12 万件のオンライン店舗の閉店を命じ、プラットフォーム経済が健全かつ規範された状態で継続に発展することを効果的に保証した。

7. 専利の代理機構、商標の代理機構、専利代理師の動向

（１）「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底的な実施に向けた推進計画

第 19 期中国共産党中央委員会政治局第 25 回集団学習会における習近平総書記の重要演説の精神を徹底し、中国の党中央委員会及び国務院の知的財産権の保護を強化する決定及び展開を完全に履行するために、「知的財産権の保護強化に関する意見」を高い基準で実施し、厳格な保護、統合的協調、重点の突破、平等な保護を堅持し、保護力及び水準を全体的向上させる必要がある。

近年、専利の代理機構、商標の代理機構、専利代理師が増加することで生じる知的財産権代理業界の不適正な業務が問題となっていたため、不適正な業務を行う代理機構、代理師に対して、関連規定の整備が急務となってきた。

2022 年 10 月 28 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「知的財産権の保護強化に関する

意見」の徹底的な実施に向けた推進計画⁷⁰を公表した。

中国国家知識産権局（CNIPA）は、2020-2025 年の詳細な業務計画を策定し、関係各部署にその実行を要請してきたところ、本推進計画は、114 の取組とそれぞれの実施見込み（完了予定の年月等）を示したものである。

本推進計画の概要は、知的財産権代理業界の監督管理特別行動を継続的に展開し、違法・違反代理行為を取り締まる姿勢を強固にし、知的財産権代理の信用評価管理の試行作業を展開することにある（2025 年 12 月まで）。

この「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底的な実施に向けた推進計画を踏まえ、近年、以下のような代理機構・代理師関連の措置がなされてきている。

2022 年 11 月、中国国家知識産権局（CNIPA）と国家市場監督管理総局による商標代理業界の特別是正措置の開始に関する通知、

2022 年 12 月、商標代理機構の再登録に関する公告⁷¹及び商標代理監督管理規定⁷²、

2023 年 4 月、知的財産権代理業界の「藍天」特別整備行動の更なる進化に関する通知及び商標代理機構の再登録審査結果に関する公告⁷³、

2023 年 5 月、専利代理信用評価管理弁法（試行）⁷⁴の施行、

2023 年 6 月、中華商標協会から商標代理職業能力評価基準（2023 年修正版）、

2024 年 1 月、商標代理信用評価管理弁法（試行）のパイロットの施行。

（２）専利代理信用評価管理弁法（試行）の施行

①背景

中国共産党中央委員会及び国務院が発表した「知識産権強国建設綱要（2021～2035 年）」⁷⁵及び『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画⁷⁶の決定及び展開を徹底するために、中国弁理士の分類や信用管理監督を強化し、特許事務所や弁理士が合法的、かつ誠実に職務を遂行させ、弁理士業界の秩序を維持するために、知的財産権代理の信用評価管理の試行作業を展開する計画⁷⁷に基づき、策定された。

⁷⁰ 「知的財産権の保護強化に関する意見」の推進計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221031.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷¹ JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/498.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷² 商標代理監督管理規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20221201_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷³ 商標代理機構の再登録審査の結果に関する公告について

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230430.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁴ 専利代理信用評価管理弁法（試行）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230501_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁵ 2023 年知的財産権強国発展報告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁶ 『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁷ 特許代理人の信用評価管理に関する措置

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/4/11/art_53_184034.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

②内容

中国国家知識産権局（CNIPA）は「専利代理信用評価管理弁法」⁷⁸（以下「管理弁法」という。）を公表し、専利代理事務所や弁理士に対し、A から D までの信用ランクを付与し、指導と監視を強化する方針を示した。

「管理弁法」は全 5 章 20 条からなり、ランク付けの基準や情報源等を明確化したうえで、A、B、C、D の 4 つのランクが設定されている。ランクは 100 点満点から、マイナス情報に基づいて減点されたスコアにより決定される。マイナス情報には、規範に反した経営や行為、刑事処罰、業界・団体での懲戒処分などが含まれる。

また、栄誉・褒賞、社会貢献などの要素を考慮した加点項目が設定され、100 点を超える場合は、A+ランクが付与される。D ランクの代理人等は重点監督管理対象とされ、法に基づいて厳格に管理監督される。

中国国家知識産権局（CNIPA）は、今後、各地方当局による「管理弁法」の実施を指導し、専利代理業界の健全な発展を促進することで、国内のイノベーションを活性化し、中国経済の発展を知的財産サービスで支援することを目指すとしている。

8. 人工知能（AI）を巡る動向

中国では、「インターネット裁判所」という特別な裁判所が設置されており、インターネット上で発表又は伝達された著作物の著作権侵害事件についても管轄している。インターネット裁判所では、訴訟の提起、訴訟費用の支払い、送達文書の受領、資料の提出、証拠調べ、法廷審理、判決結果の受領等の訴訟の全過程がオンライン上で完結する便利なサービスが提供されている。

中国の北京インターネット裁判所は、2023 年以降、人工知能（AI）を巡る 3 件の事案の判決を下した。その内容は以下の（1）～（3）のとおりである。

また、以下の項目（4）に示すように中国の国家インターネット情報弁公室は、2023 年 4 月 11 日、生成式 AI サービス利用暫定弁法に関する意見募集を開始した。

同弁法は、2023 年 8 月 15 日から施行されている。

さらに、以下の項目（5）に示すように中国国家知識産権局（CNIPA）は 2024 年 12 月 6 日、出願人向けの「AI 関連特許出願ガイドライン（意見募集稿）」を公表し、一般向けの意見募集を開始した。意見募集期間は 12 月 6 日から 12 月 13 日までであった。

（1）AI が生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 （2023）京 0491 民初 11279 号

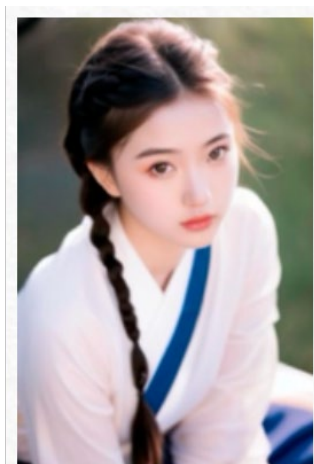
（事案の概要）

原告は、Stable Diffusion という AI ツールを用いて、いくつかの指示語（プロンプト）を入力する方法で、「春風が優しさを運んでくる」という画像（以下、「原告画像」という）を生成し、中国のインスタグラムと言われている、小紅書（RED BOOK）という SNS 上にアップロードした。

⁷⁸ 専利代理信用評価管理弁法（試行）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230501_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

原告は、百家号というバイドゥが運営するコンテンツ創作プラットフォームにおいて、被告が発表していた「桃の花の中の三月の愛情」という文章の中で、原告画像が小紅書で付していた署名が取り除かれて使用されているのを発見し、被告に対して謝罪と損害賠償を請求する訴訟を北京インターネット裁判所に提起した。



権利侵害が主張された原告画像

（裁判所の判断）

(1) 判決の概要

2023 年 11 月 27 日、北京インターネット裁判所は、AI が生成した画像が著作物に属し、著作権法の保護を受けるとし、原告が原告画像について美術の著作権を有しており、被告が原告の許可を得ずに原告画像を使用した行為が原告の氏名表示権と情報ネットワーク伝達権（日本の著作権法の公衆送信権に相当する）を侵害すると判決を下して（以下、「本判決」という）、被告に対して以下のように命じた。

- ・被告は、本判決の効力発生日から 7 日以内に、百家号のアカウント上で原告に対する謝罪声明を発表し、少なくとも 24 時間は掲載して影響を消し去ること
- ・声明の内容は裁判所の審査を受ける必要があり、期間までに履行しない場合は、被告の費用負担において、全国に発行する刊行物又は裁判所のウェブサイト zu 主要な内容を掲載すること
- ・被告は、本判決の効力発生日から 7 日以内に、原告に 500 人民元を支払うこと

本判決の主要な争点は、①AI が生成した画像に著作物性が認められるか、②AI 利用者に著作者性が認められるか、③被告の行為が権利侵害に該当するかの 3 点となっており、各争点について、北京インターネット裁判所は以下のとおり判示した。

(2) AI 生成物の著作物性

中国の著作権法において、著作物とは、①文学、芸術、科学領域内における、②独創性を有し、③一定の形式で表現できる。④知的成果をいうとされているところ（中国著作権法 3 条）、本事件における原告動画の著作物性について以下のとおり判断した。

まず、原告画像は、通常の写真、絵画と異なることなく、明らかに①芸術領域に属し、③一定の表現形式を有しているといえると判断した。

次に、④知的成果の要件について、知的成果とは、知的活動の成果をいい、著作物に自然人の知的寄与がなければならぬところ、原告は、夕暮れの光の下で撮影された美女のクローズアップ画像を作成するため、指示語には、芸術の種類を「超リアル写真」、「カラー写真」、主体を「日本アイドル」として人物の細かい皮膚の状態、目、髪の色等を詳細に入力し、環境を「屋外」、「ゴールデンタイム」、「ダイナミックな明るさ」、人物表現方法を「クールな恰好」、「カメラ視線」、スタイルを「フィルム調」、「フィルム模造」等と入力し、関連パラメーターを設定し、生成された画像にさらに指示語を追加して、パラメーターを再調整した上で、最終的に自分が満足する画像を生成していることから、原告は、人物の表現方法の設計、指示語の選択、指示語の配列調整、関連パラメーターの設定、どの写真が期待に沿うかの選定等について、一定の知的寄与を行っており、「知的成果」の要件を満たすと判断した。

また、②独創性の要件について、独創性には、著作物が著作者により独立して完成され、かつ著作者の個性的な表現が表れていることが要求されるところ、原告は指示語を入力し、関連パラメーターを設定した後に、継続的に再調整して、最終的に原告画像を生成しており、この調整過程に原告の美観や個性が表れていると判断した。

(3) AI 利用者の著作者性

中国の著作権法において、著作権は著作者に帰属するとされているが、著作者は、著作物を創作した自然人（中国著作権法 11 条）とされており、AI 自身は著作権法上の著作者になることはできないと判示した。著作者は、AI 利用者であるとした。

また、AI モデルを構築した設計者は、原告画像について創作意図はなく、原告画像の生成過程に関与しておらず、あくまで創作ツールの生産者に過ぎないこと、また、AI モデルの設計者が提供した許可証において、出力された内容に対して権利を主張しないことが表示されていたことが指摘されており、AI モデルの設計者の創作的寄与は、創作ツールの生産におけるもので、原告画像に関するものではなく、AI モデルの設計者は、原告画像の著作者に該当しないと判示した。

(4) 被告の権利侵害行為

被告は許可を得ずに、原告画像を自己のアカウントで使用し、公衆が自ら選んだ日時と場所で著作物を取得することができるようにしたため、原告の有する情報ネットワーク伝達権（有線又は無線方式で公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選んだ日時と場所で著作物を取得することができるようにする権利）を侵害していると判断した。

また、原告が提出した証拠及び業界の慣行によれば、原告画像が小红书からダウンロードした後にはプラットフォームとユーザのコードの透かし文字が付けられているところ、被告の使用した画像には明らかにこの透かし文字がなく、これを取り除いたものと推定さ

れ、被告が原告画像の使用者として取得源や透かし文字がないことについて合理的に説明をしていないため、原告の氏名表示権（著作者の身分を示し、著作物に名前を表示する権利）を侵害していると判断した。

なお、北京インターネット裁判所は、原告画像の状況や権利侵害の情状に基づいて、権利侵害行為の経済損害を 500 人民元と判断した。

（参考）

本判決は、AI が生成した画像である AI 生成物について著作物性を認め、AI 利用者を著作者として著作権侵害を認めた中国における最初の裁判例として大きな注目を集めた⁷⁹。

（2）AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例

（2024）粵 0192 民初 113 号

（事案の概要）

原告は、ウルトラマンシリーズの著作権者である円谷製作株式会社から授権を受けた中国における独占的ライセンシーであり、権利を維持するための権利を有している。

AI 会社（以下「被告」という。）が運営する Tab ウェブサイトには、会員が課金して利用する AI 生成絵画機能があり、ユーザが、Tab の AI 絵画モジュールのダイアログボックスにおいて「ウルトラマンを生成」という指示語を入力すると、ウルトラマンの姿と一致する画像が表示され、ユーザが確認してダウンロードできるようになり、「ウルトラマンと長髪を繋ぎ合わせる」と指示語を入力すると、ウルトラマンの姿の特徴を有し、頭部に長髪のある画像が表示され、ユーザが確認してダウンロードできるようになっていた。

原告は、被告の運営する Tab ウェブサイトにおいて、ウルトラマンの姿と同一又は類似する画像が生成される可能性があることを発見し、被告が原告の許可を受けずに、原告が権利を有する著作物を AI に学習させ、実質的に類似する画像を生成しているとして、広州インターネット裁判所において複製権、改編権（日本著作権法の翻案権に相当する権利）、情報ネットワーク伝播権（日本著作権法の公衆送信権に相当する権利）侵害を理由とする著作権侵害訴訟を提起し、以下の判決を求めた。

- ・被告が原告の権利を侵害するウルトラマンの画像の生成を直ちに停止し、上記ウルトラマンの素材をその訓練データからまとめて削除すること
- ・被告が原告の経済損失を賠償し、権利侵害を止めるために要した合理的な費用として 30 万人民元を支払うこと
- ・被告が本事案の訴訟費用を負担すること

本事案の争点は、以下のとおり。

⁷⁹ AI が生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2023/15234.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- ・被告が生成 AI サービスを提供する際に、原告の著作権を侵害したか（複製権、改編権、情報ネットワーク伝播権）
- ・著作権侵害となる場合、被告がいかなる民事責任を負うか（侵害の差し止め、損害賠償、著作物のデータセットからの廃棄）

（裁判所の判断）

2024 年 2 月 8 日、中国の広州インターネット裁判所は、被告が提供する生成 AI サービスの提供過程において、原告がウルトラマン著作物に対して有する複製権、改編権を侵害したことを認定し、中国著作権法 52 条、53 条に基づき、被告が侵害差し止めと損害賠償の民事責任を負うとし、以下のとおり判決した。

- ・被告は、本判決の法的効力が生じた日から直ちに原告のウルトラマンに関する著作権を侵害する行為を停止し、直ちに技術的措置を採り、サービスの提供過程において、ユーザが通常の使用によって、原告の上記著作権を侵害する画像を生成することを防止しなければならない
- ・被告は、本判決の法的効力が生じた日から 10 日以内に、原告に対して合理的費用を含めて 10000 人民元を支払わなければならない
- ・原告のその他の請求は棄却する

広州インターネット裁判所は、損害賠償額について、以下の要素を総合考慮して、権利回復のための合理的費用を含めて 10000 人民元と判示している。

- ・著作物が有する市場における知名度
- ・被告は訴訟に応じた後に、積極的に技術的措置を講じて、関連画像が生成され続けることを防止し、一定の効果があったこと
- ・被告はユーザに対してのみ、画像を生成しており、影響範囲が限られていること
- ・原告が権利を維持するために確実に発生した証拠取得のための費用支出は 1269 人民元であること

広州インターネット裁判所は、判決文の最後において、「人工知能が未来をリードする戦略的技術であり、科学技術革命と産業変革の核心的な駆動力であり、生成 AI 産業が発展の初期状態であることを考慮すると、権利の保障と産業の発展を同時に配慮する必要がある、AI サービス提供者の義務を過度に加重するべきではないとしつつ、技術の急速な発展過程において、AI サービス提供者が主体的、積極的、合理的に負担できる注意義務を履行して、イノベーションと保護を互いに受け入れる中国型の AI ガバナンス体系を支援すべき」と強調している。

（参考）

生成 AI と著作権の論点は、主に、①開発・学習段階において、AI モデルに既存の著作物を学習させ、AI モデルを開発する場合の著作権問題、②生成・利用段階において、AI 生成物が既存の著作権を侵害する場合の著作権問題、③AI 生成物の著作物該当性に大きく分

かれる。

本判決は、上記②の生成・利用段階において、AI生成物が既存の著作権を侵害する場合の著作権問題について初めて判示した具体的な事例として意義を有すると指摘されている⁸⁰。

（３）AI音声による権利侵害事件

（事案の概要）

原告の殷氏は、吹き替え師である。友人の知らせにより、他人がその吹き替えを利用して制作した作品が複数の有名アプリで広く出回っていることに気付いた。

音声のスクリーニングとソーストレースにより、上述著作物における音声は、被告１である北京某スマートテクノロジー会社が運営するプラットフォームにおけるテキストから音声への変換製品によるものであり、ユーザがテキストを入力し、パラメーターを調整することにより、テキストから音声へ変換することができる。

原告の殷氏は、かつて被告２である北京某文化メディア会社の依頼を受けて録音製品を録音しており、被告２は録音製品の著作権者である。

後に、被告２は、原告の殷氏が自社のために録音した録音製品の音声を被告３である某ソフトウェア会社に提供し、被告３が商業的又は非商業的な用途でデータを使用、複製、修正してその製品及びサービスに用いることを許可した。

被告３は、原告の殷氏が録音した録音製品のみを素材としてAI化処理を行い、係争テキストを音声化した製品を生成し、被告４である上海某ネットワークテクノロジー会社が運営するクラウドサービスプラットフォームで外部に販売した。

被告１である北京某スマートテクノロジー会社は、被告５である北京の某科技发展会社とオンラインサービス売買契約を締結し、被告５が被告３から購入し、その中には事件にかかわるテキストから音声への変換製品が含まれていた。

被告１である北京某スマートテクノロジー会社は、アプリケーションプログラムインターフェースの形式を使って、技術的な処理を経ずに、新たなテキスト音声変換製品を直接取り寄せ、生成し、そのプラットフォームで使用した。

原告の殷氏は、北京インターネット法院に対して訴訟を提起し、被告の行為が既に原告の音声権益を深刻に侵害しており、被告１である北京某スマートテクノロジー会社、被告３である某ソフトウェア会社が直ちに権利侵害を停止し、謝罪すべきであり、５人の被告が原告に経済的と精神的損失を賠償すべきであると主張した。

（裁判所の判断）

2024年4月23日、一審法院である北京インターネット法院は、審理を経て、人工知能を利用して合成された音声一般社会公衆又は関連分野の公衆がその音色、イントネーション及び発音方法に基づき、自然人と関連させることができれば、識別性があると認定す

⁸⁰ AIが生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成AIサービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2024/15548.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

ることができる」と判決を下した。

本事案において、被告3である某ソフトウェア会社は、原告の殷氏の個人的な音声のみを使用して係争テキストから音声への変換製品を開発しており、法廷での調査を経て、AI音声は、原告の殷氏の音色、イントネーション、発音方法等と高度な一致性を有し、一般人に原告を連想させることができ、上記音声を原告本人に結びつけることができるため、原告を識別することができる。

したがって、原告の殷氏の音声権益は、係争AI音声に及ぶ。

被告2である北京某文化メディア会社は、録音製品について著作権等の権利を有するが、他人に原告の音声のAI化使用を許諾する権利は、含まれていない。

被告2が被告3である某ソフトウェア会社とデータ協定を締結し、原告本人の承認を経ずに被告3である某ソフトウェア会社に原告の音声をAI化して使用することを許諾する行為は、合法的な権利の根拠がない。

北京インターネット法院は、被告1である北京某スマートテクノロジー会社、被告3である某ソフトウェア会社が原告の殷氏に謝罪するべきであり、被告2である北京某文化メディア会社、被告3である某ソフトウェア会社が原告の殷氏に対して経済的損失25万人民元を賠償するよう命じた。

(4) 生成式AIサービス利用暫定弁法

①背景

近年、米Open AIの「Chat GPT」をはじめとする「生成系AI」が発表され、生成される文章や画像の精度及び質が著しく向上しており、社会的に大きな注目を受けている。

中国においても、百度（バイドゥ）、アリババ、デンセント、ファーウェイ等の大手IT企業が相次ぎ生成系AIを発表し、生成系AI開発への参入を加速しているが、このような生成系AIの急速な発展に鑑みて、「生成式AIサービス利用暫定弁法」⁸¹は、2023年4月11日付けの意見募集を経て、2023年5月23日に開催された国家インターネット情報弁公室第12回会議において審議・採択され、2023年7月10日に正式に公布された。本弁法は、2023年8月15日から施行された。

本弁法は、中国におけるデータ3法である「サイバーセキュリティ法」⁸²、「データセキュリティ法」⁸³、「個人情報保護法」⁸⁴の下位の法令という位置づけである。

米Open AIの「Chat GPT」や百度（バイドゥ）の「文心一言」などに代表される生成系AIの中国内でのサービス提供に当たって守るべき点や罰則を定めたものである。

⁸¹ 生成式AIサービス利用暫定弁法

https://matsuda.nc.jp/230710_jp_15/（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁸² 中国サイバーセキュリティ法

https://portal.bizrisk.ijj.jp/article/china_japanese_translation01（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁸³ データセキュリティ法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/580a6448fa87f0bb/20210056_04.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁸⁴ ジェトロの海外ニュース

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/08/68d3caa207694e4e.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

②本弁法の内容

これまでの中国における AI に係る規制としては、2021 年 12 月及び 2022 年 11 月に、「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推奨管理規定」⁸⁵及び「インターネット情報サービスにおけるディープシンセシス管理規定」⁸⁶がそれぞれ制定されており、本弁法案は、これらに加え、AI に関する新たな規制を加えるものである。

本弁法は、全 24 条からなり、主な内容は以下のとおりである。

(1) 「生成系人工知能」とは、「アルゴリズム、モデル又は規則に基づいて、文書、図、音声、映像又は暗号等の内容を生成する技術」と定義され（2 条 2 項）、生成系人工知能を研究開発し、又は利用し、中国域内の公衆に対しサービスを提供する場合には、本弁法が適用される（2 条 1 項）。

(2) 生成系人工知能を利用して生成される内容は、社会主義核心価値観を体现し、知的財産権を尊重し、真実かつ正確であり、他人の合法的利益を尊重するといった条件を満たさなければならない（4 条）。

(3) 生成系人工知能製品を利用し、チャット、文書、画像又は音声の生成等のサービスを提供する者に対しては、①安全評価申告及びアルゴリズムの届出（6 条）、②ユーザの入力情報及び使用記録の保護義務（11 条）、③苦情受付メカニズムの構築（13 条）といった義務が科され、違反者に対する罰則も定められている（20 条）。具体的には、「サイバーセキュリティ法」⁸⁷、「データセキュリティ法」⁸⁸、「個人情報保護法」⁸⁹などに基づいて処罰されるほか、法律上の規定がない場合は 1 万人民元以上 10 万人民元以下の罰金や治安管理処分などを科することができるとしている。

（5）AI 関連特許出願ガイドライン（意見募集稿）

中国国家知識産権局（CNIPA）は 12 月 6 日、出願人向けの「AI 関連特許出願ガイドライン（意見募集稿）」^{90 91}（以下、「ガイドライン」）を公表し、一般向けの意見募集を開始した。

このガイドラインは、中国の現行専利法制度の枠組みの下で、人工知能（AI）分野における特許審査方針を包括的かつ詳細に解説するものである。イノベーション主体が関心を

⁸⁵ 中文表記は「互联网信息服务算法推荐管理规定」（2022 年 3 月 1 日施行）

⁸⁶ 中文表記は「互联网信息服务深度合成管理规定」（2023 年 1 月 10 日施行）

⁸⁷ 中国サイバーセキュリティ法

https://portal.bizrisk.ijj.jp/article/china_japanese_translation01（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁸⁸ データセキュリティ法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/580a6448fa87f0bb/20210056_04.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁸⁹ ジェトロの海外ニュース

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/08/68d3caa207694e4e.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁰ 「中国における人工知能（AI）関連発明特許出願ガイドライン（試行版）」

<https://www.itohpat.co.jp/ip/2481/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹¹ 中国国家知識産権局（CNIPA）サイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

寄せる重要な法的課題に対応し、特許出願の質を向上させることを目的として策定された。政策解釈に関する文書として位置づけられたガイドラインは、出願人が現行の特許審査政策をより深く理解するための指針となることを目指している。

また、中国国家知識産権局（CNIPA）は、2024年12月31日、12月6日の「AI関連特許出願ガイドライン」の意見募集稿のごく一部を修正し、「AI関連特許出願ガイドライン（試行）」として公示した。本ガイドライン（試行）は全6章25頁からなる。

第1章は、AI関連特許出願の一般的な類型及び法律問題についてまとめ、一般的類型をAIアルゴリズム或いはモデル自体に関する関連特許出願、AIアルゴリズム或いはモデルに基づく機能または応用分野に関する関連特許出願、AIにより支援された発明に関する関連特許出願、及びAIにより生成された発明に関する関連特許出願の4種類に分けている。これに基づきイノベーション主体の核心的要求に対して重点的に焦点を当て、現在のAI分野でホットな5つの法律問題を包括的に整理している。

第2章は、発明者の認定問題に関し、AIが発明者の主体資格を備えていないことについて論証し説明している。

第3章は、発明の保護対象（方案客体：課題の解決策）の基準に関し、AIアルゴリズム或いはモデル自体の関連特許出願、AIアルゴリズム或いはモデルに基づく機能または応用に関する関連特許出願について、どのように保護対象の要件を満たすかについて解釈し説明している。

第4章は、明細書の十分な開示の問題に関し、発明のポイントに関する内容が十分な開示要件を満たす必要があることを明確にし、現行の審査規定と実務上のAI関連特許出願の十分な公開に対する規範をさらに細分化し、AIの「ブラックボックス」問題に積極的に対応している。

第5章は、進歩性（創造性）に関する考慮について、審査基準を解釈し、対象となる実例を通じて、アルゴリズムの特徴と技術的特徴がどのように機能的に互いにサポートし、相互作用関係があるのかを明確にし、進歩性の判断時にアルゴリズムの特徴の技術的貢献を考慮する必要があることを説明している。

第6章は、AIの倫理に関する指針となる意見を提供している。

9. 地理的表示の保護をめぐる動向

（1）背景・経緯

近年、地理的表示の保護をめぐり、様々な組織や制度の改正が行われているが、現地法律事務所によれば、その背景・経緯は以下のとおり。

異なる組織により複数の規定や方法等によって地理的表示を管理する従来の方式には、地理的表示ブランドの権利の衝突、管理の混乱、不健全な法制度、権利保護の弱さなど、多くの問題がある。

また、近年、中国の地理的表示の数および市場規模は著しく増加する一方、従来の法規にはより早い時期に制定されたものがあり、地理的表示の管理及び保護のニーズを満たすことができなくなっている。地理的表示保護制度の整備に対する期待に応じて、地理的表示に関する統一的な立法を促進し、特別保護と商標保護が互いに協調する統一的な地理的

表示保護制度を構築するために、組織・制度の改正⁹²が行われた。

具体的には、中国では、「知識産権強国建設綱要（2021 年～2035 年）」⁹³、『第 14 次 5 年計画』国家知的財産権保護および運用計画⁹⁴及び「知的財産保護の強化に関する意見」⁹⁵における地理的表示の管理職責を積極的に履行し、地理的表示の保護と運用レベルを有効に向上させるために、中国国家知識産権局（CNIPA）が 2019 年から「地理的表示の保護と使用のための第 14 次 5 年計画」⁹⁶の素案作成に着手し、2022 年に通知したが、上記企画の主な目標の 1 つが 2025 年までに地理的表示の保護制度を一層整備するものである。

なお、上記「地理的表示の保護と使用のための第 14 次 5 年計画」⁹⁷を具体化するために、2024 年 1 月 22 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は「地理的表示保護工程实施方案」⁹⁸を各管轄機関に通知した。

また、中国では、従来、商標法による団体商標制度及び証明商標制度による保護（国家工商行政管理総局）の他に、地理的表示産品保護規定（国家質量監督検閲検疫総局）に基づく保護、及び農産品地理的表示管理弁法（国家農村農業部）に基づく保護があった。

組織再編により、国家工商行政管理総局と国家質量監督検閲検疫総局が市場監督管理総局へ統合され、近年になって従来国家工商行政管理総局の商標管理の職責や国家質量監督検閲検疫総局の原産地地理的表示管理の職責が統合され、中国国家知識産権局（CNIPA）へ移管となった。

加えて、国家質量監督検閲検疫総局が制定した「地理的表示産品保護規定」は、2023 年 12 月 29 日に名称を「地理的表示産品保護弁法」⁹⁹に改められ、内容も改正された。この弁法は、2024 年 2 月 1 日より施行された。

さらに、2022 年 11 月に、国家農村農業部は農業産品の地理的表示の登録を行わない旨の通知¹⁰⁰を公表した。これに伴い、農産品地理的表示管理弁法は廃止された。

また、地理的表示管理体制・メカニズムの改革を全面的に深化させ、地理的表示保護を強化し、地理的表示の統一的な認定制度を確立するため、中国国家知識産権局（CNIPA）、国家市場監督管理総局は、2024 年 12 月 13 日に、「地理的表示統一認定制度実施計画」を公表した。

⁹² 地理的表示製品の保護に関する措置の策定に関する説明

国家知识产权局 政策解读 《地理标志产品保护办法》制定说明 (cnipa.gov.cn)（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹³ 2023 年知的財産権強国発展報告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁴ 『第 14 次 5 年計画』国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁵ 知的財産権保護の強化に関する意見

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20191124_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁶ 地理的表示の保護と使用のための第 14 次 5 年計画

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669776.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁷ 地理的表示の保護と利用に関する第 14 次 5 年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/10/art_65_172702.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁸ 地理的表示の保護のための実施計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/29/art_575_190049.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁹ 地理的表示産品保護弁法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240201_5.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰⁰ 中華人民共和國農業農村部公告第 623 号

http://www.moa.gov.cn/nybg/b/2022/202212/202301/t20230104_6418225.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

なお、2022 年 6 月 7 日に、「団体商標、証明商標の管理及び保護規定」に関して、意見募集¹⁰¹もなされた。その後、「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」¹⁰²は、国家知識産権局長会による審議を経て承認され、2023 年 12 月 29 日に国家知識産権局令第 79 号にて公表され、2024 年 2 月 1 日より施行された。

（2）地理的表示産品保護弁法

1. 背景

立法議論や研究における各界からの「地理的表示産品保護規定」等の各部門の規程を先に整備することにより、実務上の突出した問題を一定程度解決したいという強い要望に鑑み、中国国家知識産権局（CNIPA）は地理的表示に関する統一立法を推進すると同時に、まず「地理的表示産品保護規定」に係る認定、管理及び保護の内容を整備し、「地理的表示産品保護弁法」¹⁰³を制定することとし、2024 年 2 月 1 日より施行された。

2. 管理及び保護の内容

「地理的表示産品保護弁法」は 36 条からなり、主な内容は以下のとおり。

（1）上位の法的根拠と部門の職責を明確にした

2021 年に施行された「中華人民共和國民法典」123 条では、地理的表示を知的財産権の対象の一つとし、同時に地理的表示の専用標識も公式標識として「中華人民共和國商標法」による保護を受けることができる。

したがって、規程の上位の法的根拠を「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國製品品質法」、「中華人民共和國標準化法」、「中華人民共和國の反不正競争法」としてさらに明確にした（1 条）。

党中央委員会と国務院の機構改革の要求を実行し、中国国家知識産権局（CNIPA）が全国の地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当することを明確にし、地理的表示産品保護の申請を一律に受理し審査し、法に従って地理的表示産品を認定する。

地方知的財産権管理部門がそれぞれの行政区域内の地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当することを明確にした（5 条）。

（2）地理的表示産品の審査の基準と手順を明確にした

地理的表示産品が真実性、地域性、特異性と関連性を有しなければならないことを明確にし（3 条）、且つ地理的表示産品の認定を与えない場合を規定した（8 条）。

異議申立て手順を技術審査の後に置き、審査手順を最適化し、審査の効率を向上させる（14 条、15 条）。

¹⁰¹ 団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法(意見募集稿)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20220607_setsumei_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰² 団体商標、証明商標の登録及び管理に関する規定

¹⁰³ 「地理的表示産品保護弁法」制定についての解説

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240201_6.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

変更の手順を規定し、保護要件の非主要内容の変更と主要内容の変更について異なる審査手順と要件を規定した（26条）。

取消の手順を規定し、取消理由、証拠資料の要件、審査及び救済手段を明確にした（27条、28条、29条）。

（3）申請者の管理職責と生産者の基準に従って生産する義務を明確にした

県級以上の人民政府又はその指定されている代表性を有する社会団体、保護申請機構は、申請者として地理的表示産品保護の申請を提出することができる（9条）。

地理的表示産品が保護を獲得した後、申請者は措置を講じて地理的表示産品の名称と専用標識の使用、産品の特色の品質等を管理しなければならない（23条）。

地理的表示産品の生産者は対応する基準に従って生産しなければならない（23条）、生産者が基準に従って生産せず且つ期限内に正さなかった場合、専用標識の使用登録登記を抹消することを規定した（31条）。

（4）地理的表示産品の保護を強化した

保護を強化するために、産地範囲以外の同じ又は類似の産品に保護を受けている地理的表示産品の名称を使用すること、産地範囲以外の同じ又は類似の産品に保護を受けている地理的表示産品の名称に類似する名称を使用し、公衆を誤解させること、産地範囲内の地理的表示産品の基準と管理規範の要件に合致しない産品に保護を受けている地理的表示産品の名称を使用すること、専用標識を偽造して使用すること等の具体的な違法行為を明確にするとともに、関連する法律・法規定に従って処理することを規定した（30条）。

（3）地理的表示統一認定制度実施計画

中国国家知識産権局（CNIPA）、国家市場監督管理総局は、2024年12月13日に、「地理的表示統一認定制度実施計画」¹⁰⁴を公表した。

「本実施計画」は資源の秩序ある統合、制度・規則の統一、認定メカニズムの健全化、保護と監督管理の強化に主眼を置き、統一的な認定、専門的な保護、効率的な協同を備えた地理的表示統一認定制度を確立して、受理、審査、認定、表記、監督管理の統一を実現し、完備化された地理的表示保護の法律・法規、政策に合った基準と保護管理作業体制を形成して、商標制度との連携を強化し、地理的表示保護レベルを大幅に向上させることを目指している。

本実施計画の主な内容は以下のとおり。

習近平総書記の知的財産権業務に関する重要な指示の論述および中国共産党中央委員会と国务院の決定と計画を深く徹底的に実施し、地理的表示管理制度のメカニズムの改革をさらに深化させ、地理的表示の保護を強化し、地理的表示の統一的な認定制度を確立するため、本計画を制定した。

①全体的な要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針として堅持し、中国共産党第

¹⁰⁴ 国家知識産権局、国家市場監督管理総局による「地理的表示統一認定制度実施計画」の印刷配布に関する通達
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241213_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

20 回全国代表大会および中国共産党第 20 期中央委員会第 2 回・第 3 回全体会議の精神を全面的に貫徹し、中国共産党および国家機関の改革綱領の展開を実行し、資源の秩序ある統合、制度規則の統一、認定メカニズムの整備、保護・監督の強化に焦点を当て、統一認定、特別保護、効率的に連携した地理的表示の統一認定制度を確立し、統一的な受理、審査、承認、表示、監督を実現する。地理的表示製品の保護強化を推進し、整備された地理的表示の保護に関する法律法規、関連政策と標準、および保護管理業務体系を形成し、商標制度との融合を強化し、地理的表示の保護水準の大幅な向上を推し進め、産業の発展を促進し、農村産業の振興と農民の所得向上を助け、中国経済の新たな競争優位性を培う。

②主要な任務

(一) 統一的な認定メカニズムの確立。国家知識産権局は、地理的表示製品認定規則を制定し、審査手続きと要件を明確化し、地理的表示の名称、地理的範囲の画定、保護要件などの認定要素を規範化し、地理的表示の保護申請に対して包括的、完全かつ適時に審査を行う責任を負う。製品認定の申請を希望する地理的表示については、業務の必要性に応じて、関連部門の意見を適宜求める。規定を満たした地理的表示の保護申請を認定し、公告し、中華人民共和国地理的表示認定登録簿を制定する。

(二) 統一された公式標識の使用。国家知識産権局は、地理的表示専用標識の使用許可規則を制定し、地理的表示専用標識の使用管理弁法を改正し、許可手続きと要件を明確化し、条件を満たす事業体による地理的表示専用標識の使用を許可する公告を行う。「中華人民共和国地理的表示」の公式標識の使用と管理を統一的に規制する。

(三) 統一的な技術支援の強化。国家市場監督管理総局および国家知識産権局は、一連の地理的表示保護標準を制定・改正し、高品質の地理的表示汎用標準および地理的表示製品標準の効果的な供給を増加させ、地理的表示製品国家標準サンプルの開発を奨励する。国家知識産権局は国家標準化管理委員会と共同で関連標準と管理規範の評価を行い、地理的表示製品標準と規範のリストに含める。国家知識産権局は、地理的表示の検査・試験に対する技術支援体系を確立・整備し、地理的表示製品検査試験機関を選定・推薦する専門的メカニズムを構築する。国家市場監督管理総局および国家知識産権局は、地理的表示製品検査試験機関の能力評価と資格管理の実施を手配し、試験全過程における情報収集と公開を強化し、法律に基づき地理的表示製品検査試験機関の監督を実施する。

(四) 統一と統合の秩序ある推進。主体の意思を尊重した上で、旧農産物地理的表示の標識変更を加速する。関連部門は関連業務の継続性、安定性、有効性を確保し、円滑な移行を実現する。国家知識産権局は、統一された地理的表示認定申請受付プラットフォームを整備し、情報化のレベルを高め、地理的表示の審査と認定を 1 つのネットワークで行うことを実現し、地理的表示の認定の円滑化を推進する。地理的表示に関する政策・法規、審査・認定規則、認定リストなどの政府情報の公開を強化する。地理的表示の保護に関する情報の普及と利用を強化し、地理的表示の保護に関する情報の統計分析、検索と照会、包括的利用、およびリスク監視と早期警告メカニズムを確立し、事業体、社会公衆、および行政監督部門にタイムリーで効果的な情報サービスを提供する。

(五) 統一的な監督メカニズムの整備。国家市場監督管理総局および国家知識産権局は、部門と地方の連携、地域の階層的監督、法執行と監督の協力、社会各界の社会ガバナンスへの共同参加、事業体の標準化管理という科学的かつ効率的な監督システムを確立し、整

備する。行政保護の重要な役割を強調し、地理的表示の重点監督リストを制定する。科学的に規範化され、公正公平、開放的で透明性のある「検査員および検査対象の無作為抽出と結果の迅速な公表」監督メカニズムを確立し、地理的表示の名称と専用標識の使用の監督強化に力を入れ、地理的表示専用標識の異常使用リストを確立し、法律法規に従って「関連する標準と規範に従って生産を手配していない専用標識の使用者の違法・規則違反行為」を調査し、対処する。

③実施の保障

国家知識産権局は、本計画の手配と実施において主導的な役割を担い、関連部門と協力して本計画の下で展開される任務を実施し、その実施において遭遇する問題に適切に対処する。各レベルの知識産権部門と市場監督管理部門は、地理的表示の統一認定制度の重要性について理解を深め、事中与事後の監督を強化するために協力し、公正な競争という市場環境を作り出す。実情を踏まえて地理的表示の普及を行い、地理的表示の公共サービスを強化し、地理的表示と特色ある産業の発展、生態文明の建設、歴史文化の継承、および農村の振興を有機的に結合させることを推し進める。地理的表示保護の専門チームの構築を強化し、メディアの役割を十分に発揮し、関連政策の宣伝と解釈、および世論誘導を強化する。

（４）団体商標、証明商標の登録及び管理規定

① 背景及び経緯

本法制定の背景や経緯について、中国国家知識産権局（CNIPA）は、以下のように説明している。

商標法及びその実施条例の公表、実施以来、団体商標、証明商標は、地域経済の発展や地方の活性化などにおいて重要な役割を果たし、良好な社会的効果を上げてきた。しかし、経済社会の迅速な発展に伴い、団体商標、証明商標の制度運営においていくつかの問題が露呈している。

第一に、民生に密接関連する飲食業の地名を含む団体商標、証明商標の不正使用により世論を刺激する事件が頻発し、広く社会的な注目を集めており、その登録要件及び権利行使の境界を明確にするとともに、商標権者の管理責任を強化することが急務であること、第二に、特色ある産業クラスター発展の現実のニーズを満たすことができず、団体商標、証明商標の管理制度をさらに健全化し整備し、産業の発展を促進し、保護の水準を上向しなければならないことである。

また、2014年に商標法及びその実施条例が全面的に改正され、2019年に商標法の個別条項が改正されたため、それに適応するために関連規定の調整を行わなければならない。このため、現実的な問題を効果的に解決し、商標制度を整備し、管理及び効果的な指導を強化するために、団体商標、証明商標の登録及び管理に関する内容を規定するとともに、商標法の更なる改正のために、先行して研究し経験を蓄積しておく必要がある。

2022年6月7日～7月21日まで、「団体商標、証明商標の管理及び保護規定」（意見募集案）について社会から意見を公募した。この期間中、関係省庁、委員会、知的財産権業務

を担当する地方部局から広く意見を募集するとともに、行政機関、専門家、学者、代理機構、業界団体、企業等の主体からの意見や提案を聞くための意見募集会議を開催した。

各関係者の意見を十分に検討・採用し、条項の内容をさらに整備し、「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」¹⁰⁵を制定した。国家知識産権局長会による審議を経て承認され、2023年12月29日に国家知識産権局令79号にて公表され、2024年2月1日より施行された。

② 「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」の概要

「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」は全28条からなる。

主な内容は以下のとおり。

(1) 立法の目的を明確にする

地方の特色ある産業発展の推進において団体商標、証明商標が果たす重要な役割を強調するために、団体商標、証明商標の登録及び使用管理の規範化、商標権益保護の強化、社会公共利益の維持、特色ある産業発展の促進を立法の目的として明確にした（1条）。

(2) 商標権者及び使用者に対する管理要件を強化する

団体商標、証明商標の使用者と商標権者が同一主体ではなく、一般的に複数の主体であることを考慮し、商標登録と使用秩序を良好に維持するためには、商標権者の管理義務と使用者の使用要件をさらに強化する必要がある。一方、商標権者は、使用管理規則に従い、構成員や他人に団体商標、証明商標の使用を許諾する、団体構成員や使用者情報及び使用管理規則を速やかに公表する、他人の使用行為が使用管理規則の要件に合致するか否か及び商標を使用する商品が品質要件を満たすか否かを確認する、使用管理規則に合致しない使用者の使用資格を速やかに取り消す、等を含む日常的な管理を実施しなければならない。（11条）。

団体商標の商標権者は、団体構成員以外の者に対して上記団体商標の使用を許諾してはならない（15条）。証明商標の商標権者は自身が提供する商品に上記証明商標を使用してはならない（16条）。なお、商標権者は、団体商標、証明商標の管理及び運用の必要に応じ、公平合理の原則に基づいて合理的な費用を徴収することができるが、費用の金額、納付方法、納付期限等の事項は協議により確定する（12条）。

他方、使用者は使用管理規則に規定されている手続きを履行した後、団体商標、証明商標を使用することができるが、団体商標、証明商標を使用する商品が使用管理規則の品質要件に合致することを保証しなければならない。使用者は、団体商標、証明商標を自己の登録商標と同時に使用することができる。地域の範囲外で生産された商品に、証明商標、団体商標として登録された地理的表示を使用してはならない（17条）。

(3) 地名を含む商標の登録及び正当な使用に関する規定の追加

¹⁰⁵ 「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240201_2.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

「第 14 次 5 カ年計画における知的財産権の運用及び保護計画」¹⁰⁶の地域ブランドを発展させる要請を貫徹して着実に実行し、地方の特色ある産業クラスターの発展ニーズを満たすために、地名を含む団体商標、証明商標の登録要件を追加し、識別を容易にするために標識が顕著な特徴を有しなければならないことを明確にし、地名が公共資源であることを考慮し、地名を含む団体商標、証明商標が社会の公共の利益を妨げてはならないことを規定した（9 条）。

民衆の関心に焦点を合わせ、商標法 59 条の規定に基づき、企業名称や商号に使用する場合や、製品及びその原材料の産地等を明示するために配分表、包装袋に使用する場合等の使用形式を含む、他人が地名を含む商標を正当に使用する態様を細分化し、そして、事実の記述を目的とし、且つ商習慣に合致し、その他の法規定等の原則的な要件に違反してはならないことを明確にした（22 条）。

他人が特色ある軽食や、料理、インターネットでの商品の詳細な表示等において、団体商標、証明商標中の地名、商品の名称を事実を記載する形式で使用し、且つ公衆を誤認させない場合も、正当な使用の態様である（23 条）。

団体商標として登録された地理的表示中の地名、商品の名称又は商品の普通名称を正当に使用する要件を整備した（24 条）。なお、商標権者の権益を維持するために、行為者は正当な使用行為を実施する際に、商標の社会的評価を悪意で害したり、市場競争の秩序を混乱させたり、商標権者の合法的権益を妨げたりしてはならないことを規定した（25 条）。

（4）商標の運用を促進し公共サービスの水準を向上する

産業発展における団体商標、証明商標の重要な役割を十分に発揮させ、商標の運用を推進し、ブランド構築を促進するために、商標権者に対して、ブランド構築を強化し、商標の使用を促進し規範化し、商標の価値を向上させ、商標の社会的評価を維持し、地方の特色ある産業の発展を推進しなければならないことを明確に要求した（18 条）。

地方政府又は業界主管部門は地域の経済発展のニーズに応じて公共資源を合理的に分配し、地域ブランドの構築を強化し、知的財産権管理部門は地域ブランドが法的保護を得られるように支援し、団体商標、証明商標の登録、管理、保護等の業務を指導し、質の高い経済発展を促進しなければならない（20 条）。

中国国家知識産権局（CNIPA）は団体商標、証明商標の情報公開を強化し、公共照会サービスを提供しなければならない、地方の知的財産権管理部門は当事者が関連情報を照会・取得しやすいように、団体商標、証明商標の情報伝達及び開示共有を強化しなければならない（21 条）。

また、本規程と、旧国家工商行政管理総局局令（6 号）にて公表された「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」の一部の内容とが重複していることに鑑み、公衆が識別及び適用しやすいように、規程の名称を「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」と定め、旧規程と区別した。具体的に適用する際には、「新法は旧法に優先する」という原則に基づき、団体商標、証明商標の登録、管理、運用等の内容について、二つの規程が一致しないものは、新しい規程を適用し、団体商標、証明商標の行政執行の内容に関するものは、引き続

¹⁰⁶ 『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_ip.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

き旧規程の関連条項に従って執行する。

10. 反不正当竞争法関連

(1) 反不正当竞争法を巡る最近の動向

中国では、市場における公平な競争を維持するための基本的な法律として、反不正当竞争防止法が 1993 年に施行された。その後、2017 年には不正競争行為の規制範囲、法執行の程度、処罰措置など多方面にわたる改正、また、2019 年には営業秘密保護条項に関する改正がそれぞれ行われたものの、中国経済の急速な発展に伴って新たな業態が現れ、データ、アルゴリズム、プラットフォームルールなどを通じた不正競争行為も見受けられるようになった。

これを受け、2022 年 3 月、中国共産党中央委員会及び国務院は「全国統一大市場構築の加速化に関する意見」¹⁰⁷を共同で公表し、反不正当竞争防止法の改正を迅速に進め、プラットフォーム経済、シェア経済分野等の新業態における不正競争行為及び新たなタイプのネットワーク不正競争行為の取締りを強化する方針を示した。反不正当竞争防止法の改正も、「全国人民代表大会常務委員会 2022 年度立法作業計画」¹⁰⁸及び「国務院 2022 年度立法作業計画」¹⁰⁹において全国人民代表大会常務委員会の予備審議項目とされている。

また、2022 年 3 月 16 日、中国最高人民法院は、「反不正当竞争法の適用に関する若干の問題の解釈」を公表した。

その後、2022 年 11 月 22 日、中国最高人民法院は、国家市場監督管理総局は、中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案意見募集稿）¹¹⁰を公表した。

さらに、2024 年 5 月 6 日、中国国家市場監督管理総局は、「ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定」¹¹¹を公表した。

(2) 反不正当竞争法の適用に関する若干の問題の解釈

① 背景

中国最高人民法院は、2022 年 3 月 16 日付けにて、「反不正当竞争法の適用に関する若干

¹⁰⁷ ジェトロの海外ニュース

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/dd97e92c96256961.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰⁸ 2023 年度全人代の立法計画

http://www.a-zlf.com.cn/jap_shownews.asp?id=1912&smallclass=%E6%B3%95%E5%BE%8B%E6%9C%9F%E5%88%8A（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰⁹ 2022 年度立法計画

<http://www.aalawfirm.com/wp-content/uploads/2019/05/b101e72b8d0893d666d2dd6c588fd883.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁰ 中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案請求意見稿）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20221122_1_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹¹ ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/kahoku/pdf/beijing_202405.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

の問題の解釈」¹¹² という新司法解釈を公表した。

中国の反不正競争法は、2018 年と 2019 年に 2 度改正^{113 114}されており、そのうちの営業秘密の侵害行為については 2020 年に司法解釈¹¹⁵が出されたが、それ以外の反不正競争法全体を対象とした旧司法解釈¹¹⁶は、改正前の 2007 年に公表されたものしか存在しなかった。今般、改正後の条文を対象とした新司法解釈が公表され、2022 年 3 月 20 日から施行されたことに伴い、2007 年の旧司法解釈は廃止された。

新司法解釈は、全 29 条から成り、主に、近年増加している新たなタイプの不正競争行為への対応を念頭に、反不正競争法 2 条の一般条項の適用基準や、ネットワーク上の不正競争行為に対する具体的な判断基準を定めている。

新司法解釈の主な内容は以下のとおり。

② 主な内容

(1) 反不正競争法 2 条の一般条項の適用基準について

反不正競争法 2 条 1 項は、「事業者は、生産経営活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び商業道德を遵守しなければならない」との規定が設けられている。

この一般条項は、近年、人民法院が新たなタイプの不正競争行為について判断する際の根拠条文の一つとして活用されている。

本司法解釈は、市場の競争秩序を乱し、競争関係にある他の事業者又は消費者の合法的権益に損害を与える行為でありながら、反不正競争法の 2 章に規定された各種の不正競争行為や、専利法・商標法・著作権法等の規制対象となる行為の類型に当てはまらない場合に、上記の一般規定を適用できることが改めて規定した（1 条、2 条）。

これにより、反不正競争法 2 条の適用場面、及び、競争関係のある場合にのみ適用されるという性質が、明確になった。

また、反不正競争法 2 条の一般条項の適用にあたっては、特に商業道德の遵守を重視する姿勢が打ち出された。

この「商業道德」について、本司法解釈は、特定の商業領域で普遍的に遵守され認められている行動規範、と定義している。

また、商業道德に反するか否かの判断は、各事案の具体的状況と結びつけ、業界内のル

¹¹² 「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20220320.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹³ 中華人民共和国反不正競争法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-1_2.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁴ 中華人民共和国反不正競争法新旧対照表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20190423_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁵ 最高人民法院による不正競争民事案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210101_8.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁶ 最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20070112-2.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

ール及び商慣行、事業者の主観的状态、取引相手の選択意思、消費者権益・市場の競争秩序・公共の利益への影響等を総合的に考慮して行うとされている（3条）。

(2) 模倣行為の具体的判断基準について

反不正当竞争法6条は、「他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似の標章」、「他人の一定の影響力のある企業名称、社会組織名称、氏名」、「他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等」を許可なく使用し、他人の商品である又は他人と特定のある関係があるとの誤認混同を関連公衆に生じさせる行為等を、不正競争行為として規定している。

本司法解釈は、同条に関する具体的な判断基準を多数示した。

まず、2018年の改正で、従来の「他人の知名な」商品の名称等という表現にかわって導入された、「他人の一定の影響力を有する」商品の名称等という規定について、市場での一定の知名度、及び商品の出所を区別できる顕著な特徴を有する標章が、「一定の影響力を有する」標章と認められることが明記された。

標章の有する市場での知名度の判断は、中国国内の関連公衆への知名度、商品販売の期間・地域・数量・対象、宣伝の持続期間・程度・地域、及び、標章が保護を受けている状況等の要素が総合的に考慮されることが規定され（4条）、顕著な特徴についても具体的判断基準が示された（5条、6条）。

また、商品の「装飾」は、営業場所の装飾、営業用品のデザイン、営業人員の服装等から構成される独特の風格を持つ全体としての営業イメージを意味すると定義され（8条）、「企業名称」については、中国で登記された企業名称の他に、中国国内で商業的に使用されている国外企業の名称も含むことが明記された（9条1項）が、これらは2007年の司法解釈にも含まれていた内容である。

さらに、模倣行為についても、専利法や商標法と同様の販売者による合法的出所の抗弁が認められること（14条2項）、民法典の規定に基づく共同侵害行為が成立すること（15条）が規定された。

また、反不正当竞争法6条に規定の標章又はその識別部分が、商標法10条1項の使用禁止規定に該当する場合、反不正当竞争法による保護も受けられないことが改めて明記された（7条）。

(3) 虚偽宣伝行為の具体的判断基準について

反不正当竞争法8条は、商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザ評価、受賞歴等について虚偽の又は人を誤解させる商業宣伝行為を、不正競争行為として規定している。

本司法解釈では、この虚偽宣伝行為について、関連公衆を欺き、誤った方向に導いたか否かが重要な判断基準であることが示された（16条）。

具体的には、2007年の司法解釈では、商品に対する一面的に偏った宣伝又は対比等の3つの類型が虚偽宣伝にあたるとされていたが、本司法解釈は、更に、「誤解を生じさせるに足るその他の宣伝行為」を適用対象とする包括条項が設けられ、様々な類型の虚偽宣伝行

為に適用されていくことが予想される（17条）。

(4) 信用毀損行為について

中国における模倣品業者は、知的財産権侵害行為を行うだけでなく、信用毀損行為を行っているケースも少なくない。

19～20条は、信用毀損行為についても反不正当竞争法11条をより明確化したものである。

商業的中傷行為を実施されたと主張する事業者は、自身が商業的中傷行為の特定損害対象であることを証明しなければならない（19条）。

20条は、「他人の捏造した虚偽情報または誤解を招く情報を伝播し、競争相手の商業的使用、商品の名声を損なう行為」も反不正当竞争法11条の信用毀損行為に該当することを明確化した。

(5) ネット上の不正競争行為の具体的判断基準について

2018年の法改正で導入された反不正当竞争法12条は、ネットワーク上の不正競争行為について定めているが、本司法解釈では、その判断基準が、より具体的に規定された。

それによれば、他の事業者やユーザの同意なく強制的に画面を遷移させる行為は不正競争行為にあたるが、リンクを挿入しただけで画面遷移はユーザがトリガーするものである場合は、リンクの具体的な挿入方式、リンクに合理的理由があるか、ユーザ及び他の事業者の利益への影響等を考慮して判断するとされている（21条）。

また、事前の提示やユーザの合意なしに他の事業者が提供したネットワーク商品・サービスを変更・終了・アンインストールさせるようユーザを誤って導き、騙し、又は脅迫する行為を不正競争行為と規定している（22条）。

(6) 損害賠償について

反不正当竞争法17条4項は、6条の模倣行為、及び9条の営業秘密侵害行為について、侵害行為による権利者の損失又は侵害者の利益が確定できない場合に、人民法院が状況に応じて賠償額を確定する、いわゆる法定賠償の採用を認めている。

本司法解釈は、この法定賠償の適用対象を、2条の一般条項、8条の虚偽宣伝行為、11条の信用棄損行為、12条のネットワーク上の不正競争行為にまで拡大した（23条）。

また、本司法解釈は、同一とみられる侵害行為に対し人民法院が既に著作権・専利権・商標権等の侵害を認定し、且つ民事責任を負うことを命じている場合、更に反不正当竞争法に基づく民事責任を追及することはできないと規定しており、重複しての訴訟を制限する規定である（24条）。

(7) 不正競争事件の裁判管轄について

不正競争行為に関する民事訴訟の管轄権は、侵害行為地又は被告所在地の人民法院にあ

ることを明確にした上で、ネット上で販売される商品について、購入者が任意に選択できる商品受領地のみをもって侵害行為地とする主張は認めないとしている（26条）。

ただし、不正競争行為が中国国外で発生しているが、権利侵害の結果が中国国内で発生している場合、結果の発生地の人民法院に管轄権を与えると規定している（27条）。

（3）中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案意見募集稿）

① 背景

反不正当竞争法は、1993年に制定されて以降、2017年、2019年の2度にわたり改正¹¹⁷¹¹⁸がなされて現在に至っている（以下2019年改正後の反不正当竞争法を「現行法」という。）。

今回、中国共産党及び中国政府の公正な競争を重視する方針（「全国統一大市場の建設の加速に関する意見」）や、デジタル経済の急速な発展等により新たな形態の不正競争行為に対する対応が必要となっていることを背景として、国家市場監督管理総局は、2021年12月より現行法の改正に関する検討作業を進め、2022年11月22日に、中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案意見募集稿）¹¹⁹（以下「本募集稿」という。）を公表した。

本募集稿の条文数は、現行法の全33条から全48条へと増加している。

現行法からの主な変更点としては、(1)デジタル経済における不正競争防止ルールの整備、(2)既存の不正競争行為の類型の拡充、(3)新たな不正競争行為類型の追加、(4)違反行為に対する処罰の強化完備が挙げられる。

なお、現地法律事務所によれば、意見募集の後、正式な法令改正などに関するさらなる情報は確認していないとしている。

改正の主な内容は以下のとおり。

② 主な内容

1. デジタル経済における不正競争防止ルールの整備

本募集稿は、デジタル経済分野の競争行為の特徴を踏まえ、データの取得及び利用における不正競争行為、アルゴリズムを利用して行われる不正競争行為及び開放・共有の妨害等のインターネット上の新たな類型の不正競争行為について、次のとおり新設した。

(1) 原則

事業者はデータ及びアルゴリズム、技術、資本優越性及びプラットフォーム規則等を利用して不正競争行為を行ってはならない（本募集稿4条）。

(2) 禁止対象とされるインターネット上の不正競争行為

¹¹⁷ 中華人民共和国反不正当竞争法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-1_2.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹¹⁸ 中華人民共和国反不正当竞争法新旧対照表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20190423_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹¹⁹ 中華人民共和国不正競争防止法(改正草案意見募集稿)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20221122_2_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

以下のデータやアルゴリズムを利用して行うインターネット上の不正競争行為を禁止する旨を規定している。

- ・データとアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、ユーザの選択に影響を及ぼすこと又はその他の方法によって、市場の公平な競争秩序を乱す行為（本募集稿 15 条 2 項）。

- ・技術手段、プラットフォーム規則等を利用し、業界の慣習又は技術規範に違反し、他の事業者が適法に提供した製品又はサービスのアクセス、取引等を不当に排除・妨害し、市場の公正な競争秩序を乱す行為（本募集稿 17 条）。

- ・他の事業者の商業データを不正に取得又は使用し、他の事業者及び消費者の合法的な權益を損ない、市場の公平な競争秩序を乱す行為（本募集稿 18 条 1 項）。

- ・アルゴリズムを利用して、ユーザの選好、取引習慣等の特徴を分析することにより、取引条件において取引相手方に対して不合理な差別待遇又は制限を行い、消費者及び他の事業者の合法的な權益及び社会公共の利益を損ない、市場の公平な競争秩序を乱す行為（本募集稿 19 条）。

2. 既存の不正競争行為類型の内容の拡充

(1) 混同行為

本募集稿は、現在のデジタル経済の発展に応じて、混同行為の内容について、現行法に、以下の変更を加えている。

- ・混同行為の一類型である「他人の一定の影響力がある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する行為」（現行法 6 条 2 号）について、「他人の一定の影響力がある市場主体名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）等と同一の又は類似する標識を無断で使用する行為」に拡大している（本募集稿 7 条 1 項 2 号）。

- ・混同行為の一類型である「他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページ等を無断で使用する行為」（現行法 6 条 3 号）について、「他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ページデザイン、個人メディアの名称、アプリケーションの名称及びアイコンと同一もしくは類似した標識又はホームページを無断で使用する行為」に拡大している（本募集稿 7 条 1 項 3 号）。

- ・混同行為の一類型として、「他人の一定の影響力のある商業標識を無断で検索キーワードに設定し、関連の公衆を誤認させる行為」を追加している（本募集稿 7 条 1 項 4 号）。

(2) 商業賄賂行為

本募集稿は、商業賄賂に関し、他人に贈賄を指示することや収賄行為について明確に規定し、かつ贈収賄行為への処罰を強化している。具体的には以下のとおり。

- ・他人に賄賂を供与させることも商業賄賂の贈賄行為に該当すると明確に規定している（本募集稿 8 条 1 項柱書）。

・禁止事項として、「いかなる組織又は個人も取引活動において賄賂を受領してはならない」旨を追加している（本募集稿 8 条 4 項）。

・商業賄賂の贈賄行為に対する処罰を強化し、行政処罰の罰金上限を現行法の 300 万円（現行法 19 条）から 500 万円に引き上げている（本募集稿 29 条 1 項）。

（3）虚偽の商業宣伝行為

本募集稿は、現行法の虚偽の宣伝行為の類型を拡充し、かつ商業宣伝を新たに定義している。具体的には以下のとおり。

・虚偽の宣伝行為の内容を、現行法の「商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザの評価、受賞歴等について誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤解させる行為」（現行法 8 条 1 項）から「商品又は商品事業者の性能、機能、品質、類別、出所、販売状況、ユーザの評価、受賞歴、取引情報、経営データ、資格資質等の関連情報について誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤解させる行為」に拡大している（本募集稿 9 条 1 項）。

・商業宣伝について、「主に経営場所、展示活動、ウェブサイト、個人メディア、電話、チラシ等の方法によって、商品の展示、実演、説明、解釈、推奨又は文字表記等の広告に該当しない商業宣伝活動を含む」と定義している（本募集稿 9 条 2 項）。

・禁止事項として、「虚偽宣伝のために企画、制作、配信等のサービスを提供してはならない」旨を追加している（本募集稿 9 条 3 項）。

（4）営業秘密の保護

本募集稿は、営業秘密の保護を強化するために、「国は、健全な営業秘密に関する自己保護、行政保護及び司法保護が一体となった営業秘密保護体系の構築を推進する」旨を明記している（本募集稿 10 条 5 項）。

（5）商業中傷行為（本募集稿 12 条）

本募集稿は、商業中傷行為の内容を、現行法の「虚偽の情報又は誤解を招く情報を流布し、競争相手の商業的信用、商品の信用を損なう行為」（現行法 11 条）から、「虚偽の情報又は誤解を招く情報を捏造、流布し、又は他人に捏造、流布させ、競争相手又はその他の事業者の商業的信用、商品の信用を損なう行為」に拡大している（本募集稿 12 条）。

3. 新たな不正競争行為類型の追加

本募集稿は、以下の不正競争行為の類型を新たに設けている。

法令	規定
本募集稿 13 条	相対的に優越的な地位を有する事業者は、正当な理由なく、次に掲げる行為をし、取引相手の事業活動に不合理な制限を行い、又は不合理な条件を付加し、取引の公平に影響を及ぼし、市場の公平の競争秩序を乱してはならない。

	・取引相手方に排他的合意の締結を強要すること ・取引相手方の取引対象又は取引条件を不合理に限定すること ・商品を提供する際に強制的に他の商品と抱き合わせる事 ・商品の価格、販売対象、販売地域、販売時間又は販売促進活動への参加を不合理に限定すること ・保証金の控除、補助金、優遇及び通信トラフィックリソースの削減等の制限を不合理に設けること ・ユーザの選択に影響を及ぼすこと、データの制限、遮断、検索における降格、商品撤去等の方法を通じて、正常な取引を妨害すること ・その他の不合理な制限又は不合理な条件の付加を行って公平な取引に影響を及ぼす行為
本募集稿 14 条	事業者は、不当な利益を得るために、次に掲げる悪意のある取引行為を行い、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊してはならない。 ・他の事業者と大規模、高頻度の取引を短期間に行い、良い評価を与えることなどにより、故意に関連の懲戒を引き起こし、他の事業者を検索における降格、信用等級の引き下げ、商品の撤去、アクセス遮断、サービス停止等の処分を受けさせること ・悪意により短期間に大量の商品を購入し、代金を支払わないこと ・悪意により大量の商品を購入した後に返品し、又は商品の受け取りを拒絶すること ・その他の規則を利用して悪意のある取引を行い、他の事業者の正常な経営を不当に妨害し、破壊する行為

4. 違反行為に対する処罰の強化

本募集稿では、以下のとおり、違反行為に対する制裁が強化されている。

(1) 本募集稿で追加された禁止行為の違反に対する処罰規定

ア 優越的地位を有する事業者による市場の公平の競争秩序を乱す行為への処罰（本募集稿 34 条）事業者が前述の本募集稿 13 条の規定に違反して不合理な制限又は不合理な条件の付加を行った場合には、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元の過料を科し、情状が重い場合、100 万人民元以上 500 万人民元以下の過料を科すものとされている。

イ 悪意のある取引行為への処罰（本募集稿 35 条）

事業者が前述の本募集稿 14 条の規定に違反して悪意のある取引を行い、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊した場合には、監督人民検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万人民元以上 100 万元の過料を科し、情状が重い場合、100 万人民元以上 500 万人民元以下の過料を科すものとされている。

ウ インターネット上の不正競争行為への処罰（本募集稿 36 条）

事業者がインターネット上の不正競争行為を実施した場合は（本募集稿 16 条～20 条において禁止されている行為）、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万人民元以上 100 万人民元の過料を科すことができ、情状が重い場合、100 万元以上 500 万元以下の過料を科すものとしれている。

エ 商業賄賂を受領する行為への処罰

事業者又はその従業員が取引活動において賄賂を受領した場合、法律、行政法規に規定がある場合、その規定に従い、法律、行政法規に規定がない場合、商業賄賂と同様の処罰の対象（すなわち、監督検査部門が違法所得を没収し、10 万人民元以上 500 万元以下の過料を科し、情状が重い場合、営業許可証を取り消す）になるとされている（本募集稿 29 条）。

(2) 違法行為に対する処罰の内容の調整

ア 虚偽宣伝に対する処罰の内容の調整

虚偽宣伝を行った場合の処罰内容について、現行法 11 条と比べ、違法所得の没収が追加される一方で、過料の下限が「20 万人民元」から「10 万人民元」に引き下げられている（本募集稿 30 条）。

イ 営業秘密侵害行為に対する処罰の内容の調整（本募集稿 31 条）

営業秘密を侵害した場合の処罰内容について、現行法 20 条と比べ、情状が重い場合の過料の下限が「50 万人民元」から「100 万人民元」に引き上げられている。

(4) ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定

① 背景

ICT 技術の急速な発展に伴い、データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則などを通

じた不正競争行為は絶えず現れている。

2017 年、全国人民代表大会常務委員会は、反不正競争防止法を改正し、ネットワーク不正競争について 12 条を新設したが、本条は「ネットワーク不正競争規制専門条項」と呼ばれている。

反不正競争防止法 12 条は、インターネット上の不正競争を適切に規制するための法的根拠を与えたと考えられる。

2020 年、全国人民代表大会常務委員会の法執行検査グループより公表された「反不正競争防止法」の検査実施状況に関する報告書によると、ネットワーク不正競争には、ICT 技術やオンラインプラットフォームを通じて行われる既存の不正競争行為（例えば、虚偽宣伝、商業中傷、模倣品の販売など）が含まれるが、広告ブロック、トラフィックハイジャック、ビッグデータ殺熟、ワンクリック詐欺、ユーザ投稿の有料削除をはじめとする複雑かつ高い隠蔽性を備える新しい行為類型も現れている。

2021 年 8 月、国家市場監督管理総局は、「ネットワーク不正競争行為の禁止に関する規定（公開意見募集稿）」¹²⁰を公表したが、この意見募集稿では、インターネット経済の新業態をめぐる不正競争行為を拡充・細分化しており、複数の新型の不正競争行為が挙げられている。

この上で、中国国家市場監督管理総局は、意見募集稿よりネットワーク不正競争の規制範囲・行為類型を更に明確にし、プラットフォーム事業者の責任を一層強化した上で、2024 年 5 月 6 日、「ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定」（以下「暫定規定」という。）¹²¹を公表し、2024 年 9 月 1 日、暫定規定を施行した。

② 主な項目

(1) 既存の不正競争行為の新しい形式の明確化

現行の反不正競争防止法 6 条、7 条、8 条、11 条では、それぞれ混同行為、商業賄賂、虚偽宣伝、商業中傷が規定されている。暫定規定は、反不正競争防止法の関連条項を踏まえ、ICT 技術を通じて行われる上記の不正競争行為の新しい形式を明確にしている。

ア 混同行為

- ・ 暫定規定は、反不正競争防止法 6 条に加えて、一定の影響を有する他人のドメイン名の主体部分やウェブサイト名称、ウェブページ等に類似するマークの無断使用を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 1 項 1 号）。

- ・ 暫定規定は、一定の影響を有する他人の「アプリケーションソフト、オンラインショップ、クライアント、ミニプログラム、公式アカウント、ゲーム画面等 Web ページのデザイン、名称、アイコン、形状等が同一又は類似する標識」及び「ネットワークニックネーム、ネットワーク記号、ネットワーク略称等の標識」の無断使用を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 1 項 3 号、4 号）。

¹²⁰ 「オンライン不正競争防止暫定規定」と「オンライン不正競争行為の禁止に関する規定(意見募集案)」
<https://fzzfyjy.cupl.edu.cn/info/1079/16371.htm>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹²¹ インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240901_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- ・ 暫定規定は、「他人の商品又は他人と特定の関係があると誤認させる商品の生産販売」を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 1 項 5 号）。
- ・ 暫定規定は、混同行為の共同実施に関する規定を新設し、「ネットワーク経営場所等の便宜条件を提供することにより、他の事業者と共同で混同行為を実施すること」が混同行為として明記されている（暫定規定 7 条 1 項 6 号）。
- ・ 暫定規定は、検索キーワードに関する規定を新設し、「無断で一定の影響力を有する他人の商業標識を検索キーワードにして、他人の商品又は他人と特定の関係があると誤認させるおそれのあること」を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 2 項）。

イ 商業賄賂

暫定規定は、反不正当竞争防止法 7 条における「財物」の範囲を明らかにし、よく見られる「現金」以外に、物品、オンライン仮想財産及び商品券、ファンド、株式、債務免除等その他の財産権益も挙げられている（暫定規定 10 条 2 項）。

ウ 虚偽宣伝

暫定規定は、反不正当竞争防止法 8 条に基づき、事業者が、オンラインマーケティング手段、及びデータ偽造を通じた虚偽宣伝、又は誤解を招く商業宣伝を行ってはならないと規定している（暫定規定 8 条、9 条）。

エ 商業中傷

暫定規定は、反不正当竞争防止法 11 条を踏まえて、商業中傷に関する規制範囲を拡大し、競争相手の商業上の名誉、商品の信用に損害を与えるおそれがある行為を規制範囲に盛り込んだ。

また、インターネット上の商業中傷の手段として、(a) 悪意評価、(b) 虚偽情報又は誤解を招く情報の流布、(c) 虚偽情報又は誤解を招く情報を含むリスク提示、顧客への通知、警告状若しくは告発状の伝達という 3 つの行為類型が挙げられており、包括的な条項も設けられている（暫定規定 11 条 1 項）。

さらに、暫定規定 11 条 2 項では、商業中傷の共同実施に関する禁止規定が追加され、「クライアント、ミニプログラム並びに公式アカウントの運営者、及びコメント投稿サービスを提供する組織又は個人」が故意に事業者と共同で商業中傷を実施してはならないことが規定されている。

(2) ネットワーク不正競争行為類型の追加

ア 悪意遮断

2013 年以降、中国の大手 IT 企業の間で、悪意遮断を通じた商戦が激化されている。その具体的な方式として、検索ボックスで競争相手の検索サービスをブロックすることや、アプリ内で共有リンクを通じて競争相手のページを直接開けないように設定することが挙げられている。

暫定規定 17 条により、事業者は、特定の事業者より適法に提供される情報の内容及びページをブロック・遮断し、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱す場合、不正競争行為に該当す

る。

イ 二者択一

「二者択一」とは、事業者が自社のプラットフォームに出店する企業等に対し、競合他社への出店を禁止することを強要する行為をいう。中国の独占禁止法や不正競争防止法に関連する法令においては、上記行為に対する規制が定められている。実務上、2021 年、中国の国家市場監督管理総局は、アリババグループによる「二者択一」の強要行為に対して、独占禁止法違反で 182 億 2,800 万人民元の罰金を科したと発表し、上記罰金額はアリババグループの 2019 年国内売上高の 4%に相当する（国市監処〔2021〕28 号事件）。

暫定規定 18 条では、「二者択一」を行う具体的な手段が明確化されている。事業者は、ユーザの選択に影響を与えること、トラフィック制限、遮断、検索表示順位の降格などを通じて、他の事業者との間の正常な取引を妨害してはならず、又は技術手段を利用することにより、取引先、販売地域若しくは期間、販売促進活動への参加等を制限し、他の事業者の経営選択に影響してはならない。

ウ データの不正取得・利用

暫定規定 19 条では、事業者が技術的手段を通じて、他の事業者が適法に保有するデータを不正取得・利用してはならず、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱してはならないと定められている。

(3) プラットフォーム事業者の不正競争行為

暫定規定 23 条は、「競争上の優位性が有するプラットフォーム事業者」に対し、より厳しいコンプライアンス要求を定めている。これらのプラットフォーム事業者は、正当な理由がなく、技術的手段を利用し、バックグラウンド取引データやトラフィックなどの情報優位性及び管理規則を濫用し、第三者の経営情報を遮断することや商品展示順位を妨害することなどを通じて不正競争を行い、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱してはならないと規定されている。ただし、暫定規定には、「競争上の優位性」に関する具体的な定義が定められていない。

暫定規定 24 条は、プラットフォーム事業者がサービス協議書や取引規則などを利用して、プラットフォームにおける事業者（出店企業など）に対し、不合理な制限又は条件の付加を行ってはならないと規定している。

1 1. 知財に係る独占禁止法関連の動向

(1) 背景及び課題

中国の独占禁止法¹²²（以下「独禁法」という）は、2022年6月24日に改正法が公表され、2022年8月1日から施行された。この改正では、旧法の施行から約14年間の法執行や司法実務、社会情勢の変化を踏まえ、特に、事業者集中の審査手続や独占合意に関する法規制の改正、及び行政処罰の強化等の重大な修正が加えられた。

この改正に伴い、2023年において独占禁止法に関する一部の下位法令も改正され、ガイドラインも制定されている。

2022年6月24日に改正された「独禁法」には、知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為に関する改正点はない。

他方、2015年に制定され2020年に改正された「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」¹²³が、独禁法の改正を受け、2023年8月1日に再度改正された。

また、2024年6月24日、最高人民法院は「独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての解釈」¹²⁴を公表した。この司法解釈は、2022年の独占禁止法の改正¹²⁵を受け、独占禁止に関する司法を強化し、独占禁止法の民事紛争事件を法に基づき公正かつ効率的に審理し、公平な競争秩序を維持することを目的として、作成されたものである。

また、国家市場監督管理総局（SAMR）は、2024年11月8日、「標準必須特許の独占禁止ガイドライン」¹²⁶を公表した。本ガイドラインについては、2023年6月末に意見募集稿が公表されて意見公募手続きがなされていた¹²⁷。

国家市場監督管理総局（SAMR）は、また、事業者集中をさらに細分化し、水平型事業者集中審査を規範し、審査の透明性を向上させるため、国家市場監督管理総局（SAMR）は、2024年6月17日に「水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）」¹²⁸を公表し、2024年7月6日まで意見募集を行った後、2024年12月10日に「水平型事業者集中審査ガイドライン」¹²⁹を公表した。

（2）知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定

¹²² 中華人民共和国独占禁止法
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20220801_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²³ 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230801_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁴ 独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題に関する最高人民法院の解釈
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20240701.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁵ 中華人民共和国独占禁止法
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20220801_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁶ 市場監督管理総局による「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の印刷配布についての通知
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241108_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁷ 標準必須特許分野に関する独占禁止指南（意見募集稿）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20230630_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁸ TMI 総合法律事務所 中国 最新法令情報 2024年6月号
https://www.tmi.gr.jp/uploads/2024/06/28/TMI_China_News_June_2024.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁹ 「水平型事業者集中審査ガイドライン」 国家市場監督管理総局（SAMR）
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfes/art/2024/art_635d601b816e412e88265f83d4f6794d.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

国家市場監督管理総局は、独占禁止法¹³⁰の改正に伴い、2022年6月27日に「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」（以下「本規定」という。）の意見募集稿¹³¹を公示し、2023年6月25日、本規定の正式版が公表され、2023年8月1日、「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」¹³²が改正された。

なお、本規定が施行されると同時に、対応する現行法令である「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」¹³³（以下「現行規定」という。）が廃止された。

本規定は、現行規定をベースに、改正後の独禁法に基づき、「知的財産権分野に関する国務院独占禁止委員会の独占禁止ガイドライン」¹³⁴（以下「ガイドライン」という。）等の一部を導入しつつ、知的財産分野における独占行為に対してより具体的な規制を課している。

本規定は、現行規定と比較して以下の点で改正されている。

(1) 「独占禁止法」の改正に伴い、知的財産権分野における独占契約の種類の整備、「事業者は、知的財産権の行使を利用して、他の事業者を組織して独占契約を締結させ、又は他の事業者による独占契約の締結に実質的な援助を提供してはならない」の追加（6条）。

(2) 「国務院独占禁止委員会による知識産権分野における独占禁止指南」と適合させるために、セーフハーバールールの改正（7条）。

(3) 市場支配力を判断するための考慮事項の追加・詳細化（8条）。

(4) 不当に高い価格や取引拒絶など、知的財産権に関わる濫用行為の判断ルールの詳細化（9条～14条）。

(5) 事業者による知的財産権の行使に正当な理由があるとの配慮要素の追加（20条）。

(6) 知的財産権分野における事業者集中に関する関連規定の追加、知的財産権に関わる事業者集中申告の要件の明示（15条）、審査中の考慮事項及び付加制限条件の具体的な状況の規定（16条）。

(7) パテントプールが独占契約に該当する状況の整備化（17条）、標準必須特許（以下「SEP」と略称する。）の実施許諾における市場支配力の濫用行為に関する規定の整備化（18条、19条）、権利者による差止請求権の濫用に関する特別規定の設定、その具体的な適用条件の規定（19条）など、SEPなどの主要分野における独占禁止規則の整備。

（3）独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての解釈

¹³⁰ 中華人民共和国独占禁止法（2022年改正）

https://www.ohebash.com/jp/newsletter/China%20NL_antitrust.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³¹ 市場監督管理総局による知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定（意見募集稿）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20220627_1_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³² 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230801_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³³ 知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（2020年改正版）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20201023-2.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³⁴ 国務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190104_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

「独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての解釈」¹³⁵（以下「新司法解釈」という。）は、2024年7月1日より施行された。

主な内容及び関連の条文は以下のとおり。

① 関連市場

原則上、関連市場に関する立証責任は、原告側が負担することになるが、しかしながら、例外として、特定の条件を満たせば、立証責任の免除も可能である。新司法解釈の14条は、立証責任を明確にした同時に、免除の条件を定めるものである。

14条 原告が、訴えの対象である独占的行為が独占禁止法に違反していると主張する場合、通常、独占禁止法15条2項にいう関連市場を定義し、かつ証拠を提供するかまたは十分な理由を説明しなければならない。

原告が、関連市場における被告の市場シェアを理由に、被告が市場支配的地位または顕著な市場支配力を有していると主張する場合、関連市場を定義し、かつ証拠を提供するか十分な理由を説明しなければならない。

原告が、以下のいずれかを直接証明するのに十分な証拠を提出した場合、関連市場の定義についてさらなる立証責任を負わなくてもよい。

- (1) 訴えの対象である独占的協定の事業者が顕著な市場支配力を有していること
- (2) 市場支配的地位の濫用で訴えられた事業者が市場支配的地位を有していること
- (3) 訴えの対象である独占的行為が競争の排除・制限効果を有すること

原告は、訴えの対象である独占的行為が、独占禁止法17条1号～5号及び18条1項1号、2号に規定する状況に該当すると主張する場合、関連市場の定義について証明する責任を負わなくてもよい。

② 独占的協定

新司法解釈の18条は、独占的協同行為該当性の判断要素と立証責任に関する規定であり、20条は医薬品に関する特別規定であり、22条は、独占的協定が競争に対する排除・制限効果の判断基準である。

18条 人民法院は、独占禁止法16条に規定するその他の協同行為について認定する際に、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

- (1) 事業者の市場行為の整合性の有無
- (2) 事業者間の意思疎通、情報交換または伝達の有無
- (3) 関連市場の市場構造、競争状況、市場変化などの状況
- (4) 事業者が行為の整合性について合理的に解釈できるかどうか

原告が18条3項1号及び18条3項2号の予備的証拠または18条3項1号及び18条3項3号の予備的証拠を提供し、事業者が協同行為を行った可能性が高いことを証明できる場合、被告は、証拠提供または十分な説明を行い、その行為の整合性についての合理的な説明を行わなければならない。合理的な説明ができない場合、人民法院は、協同行為が成

¹³⁵ 独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題に関する最高人民法院の解釈
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20240701.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

立すると認定することができる。

本条にいう合理的な説明には、事業者が市場及び競争状況の変化などに基づいて関連行為を独立して行うことも含まれる。

20 条 原告が、後発医薬品の申請者と後発医薬品の専利権者とが締結・実施した協定が以下の条件を同時に満たしていることを証明できる証拠を有し、協定が独占禁止法 17 条に規定する独占的協定に該当すると主張する場合、人民法院はこれを支持することができる。

(1) 後発医薬品の専利権者が、後発医薬品の申請者に明らかに合理的でない金銭またはその他の形態の利益補償を与えたかまたはこれを与えることを約束した場合

(2) 後発医薬品の申請者が、後発医薬品の専利権の有効性について異議を申し立てないかまたは後発医薬品の関連市場への参入を遅らせることを約束した場合。

被告が、前項にいう利益補償が、後発医薬品の専利に関する紛争解決費用を補うためだけのものであることを証明する証拠がある、またはその他の正当な理由がある、もしくは上記協定が独占禁止法 20 条の規定に合致し、それが独占禁止法 17 条に規定する独占的協定に該当しないと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

22 条 人民法院は、独占禁止法 18 条 1 項と 2 項の規定に基づいて訴えられた独占的協定が競争の排除・制限効果を有するかどうかを審査・認定する場合、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(1) 被告の関連市場における市場支配力と協定の関連市場に対し類似する不利な競争効果の累積作用

(2) 協定が、市場参入の障壁を高め、より効率的な事業者またはビジネスモデルへの抑制、ブランド間またはブランド内競争の制限などの競争に不利な効果をもたらしているかどうか

(3) 協定がフリーライドの防止、ブランド間競争の促進、ブランドイメージの維持、販売前または販売後のサービスレベルの向上、イノベーションの促進など競争に有利な効果を有し、かつ上記効果の実現に必須であること

(4) その他考慮される要因

提出された事件の証拠によって十分証明できる競争に有利な効果が、明らかに不利な効果を超えるものである場合、人民法院は、上記協定が競争の排除・制限効果を有しないと認定しなければならない。

③ 支配的地位の濫用

28 条は、支配的地位の濫用に関する立証責任についての規定である。被告側に対しても、高度の立証責任を課している。29 条は、支配的地位の有無に関する判断基準であるのに対し、33 条は知的財産権に関する特別規定である。35 条は、市場支配的地位の濫用行為の該当性に対する判断基準である。

28 条 原告は、訴えの対象である独占的行為が独占禁止法 22 条 1 項に規定する市場支配的地位の濫用に該当すると主張する場合、被告が関連市場内において支配的地位を有する

こと及び被告が市場支配的地位を濫用したことについての挙証責任を負わなければならない。被告は、その行為が正当性を有することを理由に抗弁を行う場合には、挙証責任を負わなければならない。

29 条 原告が、事業者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当することを証明する証拠を有する場合、人民法院は、具体的事件における関連市場の構造及び実際の競争状況に従い、関連する市場経済の規律などの経済学の知識と併せて、事業者が関連市場において支配的地位を有すると初步的に認定することができるが、反証するに足る反対証拠がある場合はこの限りではない。

(1) 事業者が長期間にわたって市場競争水準より明らかに高い価格を維持しており、または長期間にわたって商品の品質が明らかに低下しているにも関わらずユーザの大量流失がなく、かつ関連市場における競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

(2) 事業者が他の事業者より明らかに高い市場シェアを長期間にわたって維持しており、かつ関連市場における競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

原告は、被告が対外的に発表した情報を、被告が市場支配的地位を有することを証明するための初步的証拠とすることができるが、反証するに足る反対証拠がある場合は、この限りではない。

33 条 人民法院は、独占禁止法 23 条の規定に基づいて訴えの対象である知的財産権濫用事業者の市場支配的地位を認定する際に、以下の要素を重点的に考慮することができる。

(1) 関連市場内における特定の知的財産権の客体の代替可能性、代替客体の数、代替客体への切り替えコスト

(2) 上記特定の知的財産権の使用によって提供される商品の代替可能性と上記商品の市場シェア

(3) 取引の相手方が上記特定の知的財産権を保有する事業者に対して牽制を働かせる能力

(4) 関連市場の革新及び技術的变化状況

(5) その他考慮すべき知的財産権の行使に関連する要素 人民法院は、知的財産権の保有のみを根拠に市場支配的地位を推定することはできないとする事業者の主張を支持するものとする。

35 条 事業者が以下の条件を同時に満たす場合、人民法院はそれが独占禁止法 22 条に規定する市場支配的地位の濫用行為に該当すると判断することができる。

(1) 関連市場における支配的地位を有する場合

(2) 訴えの対象である独占的行為を実施した場合

(3) 訴えの対象である独占的行為は、競争を排除または制限する効果がある場合

(4) 訴えの対象である独占的行為の実施は正当な理由に欠ける場合

(4) 標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン

市場の公平な競争を守り、イノベーションを促進し、経済の効率的運営を向上させ、消費者利益および社会公共の利益を保護するため、国家市場監督管理総局は 2024 年 11 月 8 日、「標準必須特許の独占禁止ガイドライン」¹³⁶を公表した。

「標準必須特許の独占禁止ガイドライン」は全 6 章 22 条から成り、標準必須特許（以下「SEP」という）に関連する概念を明確化し、標準必須特許に関連する独占行為の分析原則および関連市場の定義方法を提示している¹³⁷。また、事前および事中の規制ルールを確立し、事業者の情報開示などのコンプライアンス要件を求めている。さらに、標準の策定および実施過程における独占的な合意や、標準必須特許に関連するパテントプールなどの状況について規定し、事業者に対して明確で具体的な行動指針を提供するとともに、産業のイノベーション発展の推進力を保護することを目指している。

まず、第 1 章（総則）では、上述の目的及び根拠（1 条）に続けて、関連概念（2 条）、分析原則（3 条）、関連市場（4 条）、事前の事中監督の強化（5 条）について説明されている。

次に、第 2 章（SEP に関する情報開示、ライセンス承諾及び誠実交渉）では、その冒頭で、独占禁止法執行機関は、SEP 特許権者が SEP 情報を適時に十分に開示し、公正で合理的で非差別的なライセンス承諾を行い、標準実施者と共同で誠実なライセンス交渉を行うことを奨励することに言及した上で、SEP の情報開示（6 条）、SEP の実施許諾の承諾（7 条）、SEP の誠実交渉（8 条）について説明している。

そして第 3～5 章では、いずれもその冒頭で、独占禁止法や「市場支配的地位の乱用行為の禁止規定」及び「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限禁止規定」等の関連規定を適用することが言及された上で、具体事例において考慮すべき又は考慮可能な要素などが挙げられている。

第 3 章（SEP に関する独占合意）では、標準の策定及び実施の過程における独占合意（9 条）、SEP プールの独占合意（10 条）、SEP に関するその他の独占合意（11 条）が説明されている。

第 4 章（SEP に関する市場支配的地位の濫用行為）では、市場支配的地位の確定方法（12 条）、SEP の不当に高い実施許諾料（13 条）、SEP の実施許諾の拒絶（14 条）、SEP の抱き合わせ販売（15 条）、SEP に関するその他の不合理な取引条件（16 条）、SEP に関する差別的取り扱い（17 条）、SEP に関する救済措置の濫用（18 条）が説明されている。

第 5 章（SEP に関する事業者の集中）では、SEP を含む事業者集中の宣言（19 条）、SEP に関わる事業者集中の審査（20 条）が説明されている。

最後に、第 6 章（附則）では、ガイドラインの効力（21 条）とガイドラインの解釈と実施（22 条）が設けられ、本ガイドラインは参考に供するものであって強制性はなく、発布日から実施されることが説明されている。

（５）水平型事業者集中審査ガイドライン

¹³⁶ 市場監督管理総局による「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の印刷配布についての通知
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241108_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹³⁷ 標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20241115.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

公平な競争の制度と仕組みの整備を推進し、国際的な高水準の経済貿易ルールと積極的に連携を図るため、また、水平型事業者集中の審査をさらに規範化し、事業者集中審査業務の透明性を高め、反独占執行機関が事業者集中による競争への影響を評価する際の予見性を事業者に向上させるために、国家市場監督総局（SAMR）は、2024年12月10日に「水平型事業者集中審査ガイドライン」¹³⁸（以下「本ガイドライン」という。）を公表した。

本ガイドラインは条文と事例を組み合わせた形式を採用しており、全12章87条かつ29の事例からなる。主な取り組みは以下のとおり¹³⁹。

第2章は、執行機関が審査する際、証拠の取得に関する手段、方法、および具体的な証拠の種類を明確化を説明している。

第3章は、異なる種類の事業者集中に関する関連市場の画定方法、及び特別な状況における関連市場の画定に関する考慮要素の詳細化を説明している。

第4章は、市場シェアと市場集中度の定義や役割、市場シェアと市場集中度の測定指標および方法、また市場シェアとHHI指数に基づく事業者集中のセーフハーバー・ルール（一定の条件を満たす場合に、法令違反や罰金の対象にならないとされる範囲を指す）の明確化を説明している。

第5章、第6章は、執行機関が非協調効果（単辺効果）や協調効果の存在を認定する方法や考慮要素の明確化を説明している。

第8章、第9章は、執行機関が市場参入やバイヤーパワーなど独占による損害を排除する要素を認定する方法の明確化を説明している。

第10章、第11章は、集中や独占が発生するおそれのある場合、執行機関が効率、国民経済発展、公共利益や破産などの抗弁要素を認定する方法の明確化を説明している。

¹³⁸ 「水平型事業者集中審査ガイドライン」 国家市場監督管理総局（SAMR）
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/fldzfes/art/2024/art_635d601b816e412e88265f83d4f6794d.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³⁹ 錦天城ニュースレター 2024年12月号
<https://www.allbrightlaw.com/JP/10531/6b10b12a60d75f87.aspx>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

第2章 中国の知財政策

JETRO 北京事務所 知的財産部長
太田良隆

JETRO

国際知財制度研究会
第1回委員会
発票資料

中国の知財政策

2024年11月
日本貿易振興機構
北京事務所 太田良隆

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

本日の内容

1. はじめに
2. 中国の知財政策
3. さいごに

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

2

本日の内容

1. はじめに

2. 中国の知財政策

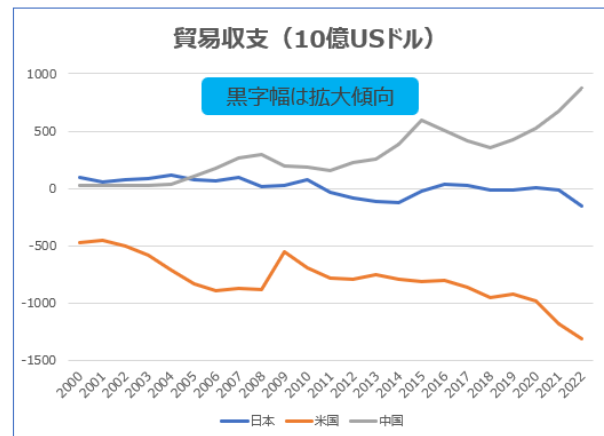
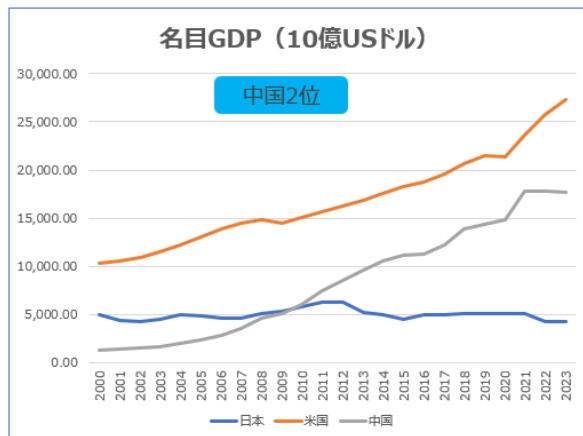
3. さいごに

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

3

中国の経済発展

- ◆ WTO加入（2001年）以降、改革開放を進め**世界第2位の経済発展**を実現。
- ◆ 一方、拡大する貿易収支は**米中貿易摩擦**の原因となるなど国際問題を引き起こしている。



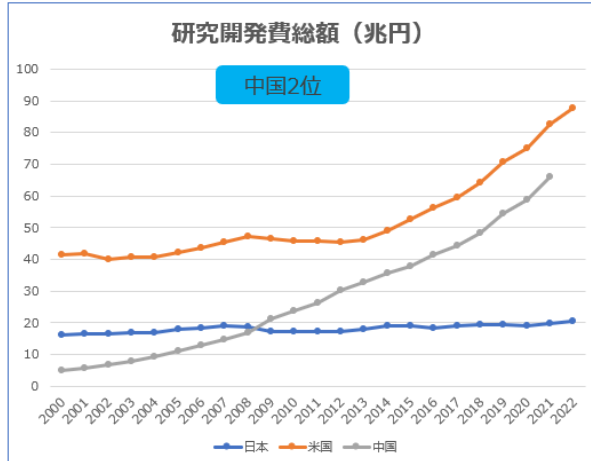
（出所）世界経済のネタ帳（IMF発表ベース）、世界銀行を基にジェトロ作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

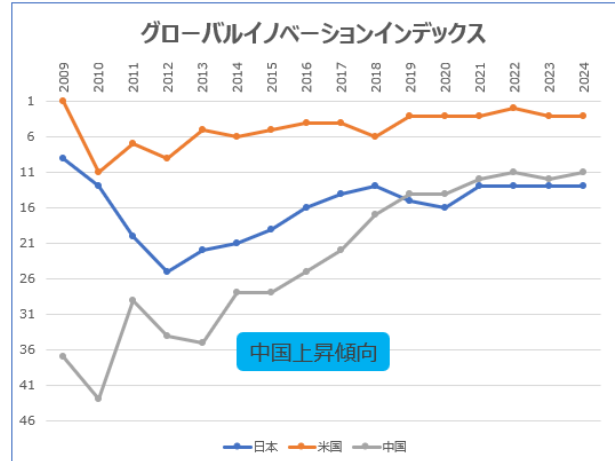
4

中国の技術開発投資とその結果

- ◆ 技術開発は拡大。
- ◆ イノベーションに関する状況が上昇。



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」の「主要国における研究開発費総額の推移 名目額(OECD購買力平価換算)」を基に、ジェトロが加工・作成



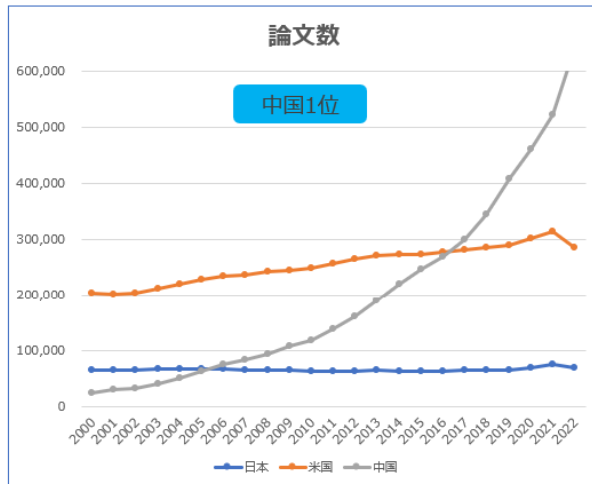
(出典) WIPO Global Innovation Index, WIPO Statistics Databaseを基に、ジェトロが加工・作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

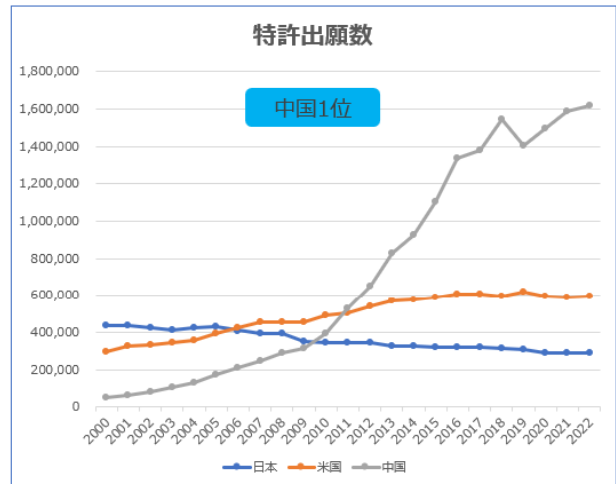
5

中国の技術開発投資とその結果

- ◆ 特許出願数、論文数は世界 1 位。



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」の「収容国の論文数(分数カウント法による)」を基に、ジェトロが加工・作成



(出典) WIPO Global Innovation Index, WIPO Statistics Databaseを基に、ジェトロが加工・作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

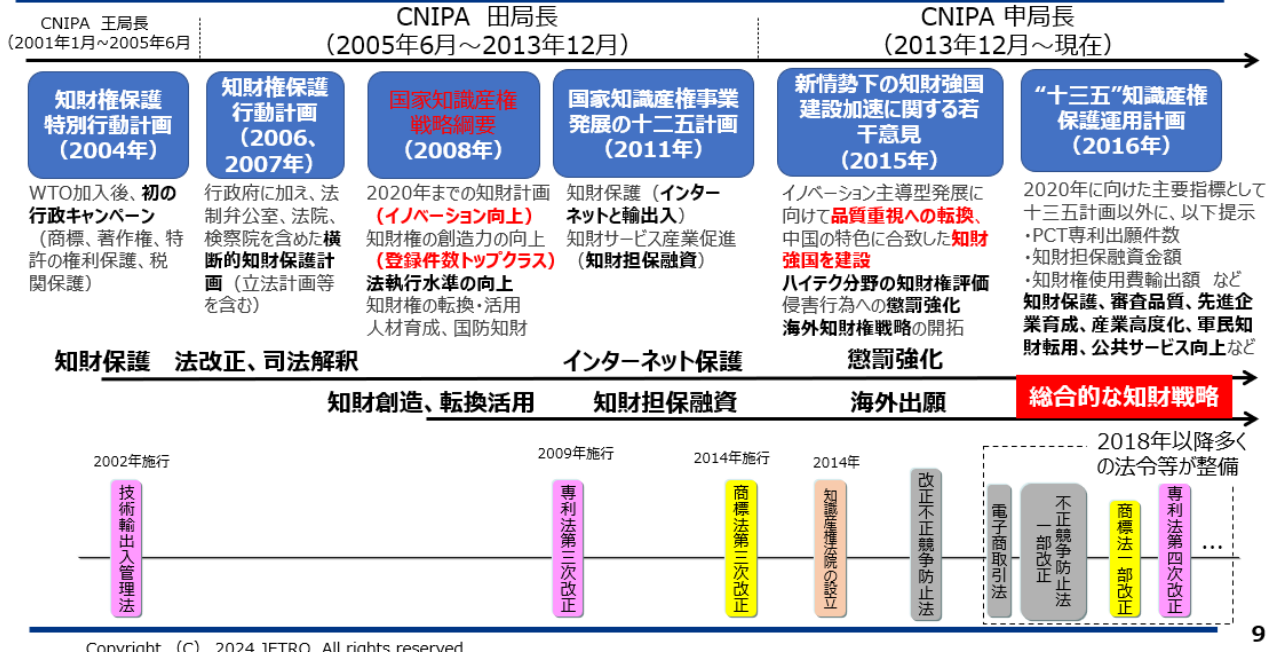
6

- 1. はじめに
- 2. 中国の知財政策
- 3. さいごに

中国における計画経済の振り返り（2001年以降）

	江沢民時代 (2002年11月以前)	胡錦濤時代 (2002年11月～2012年11月)	習近平時代 (2012年11月～現在)	
	第十次5カ年計画 (2001～2005)	第十一次5カ年計画 (2006～2010)	第十二次5カ年計画 (2011～2015)	第十三次5カ年計画 (2016～2020)
イベント	WTO加入（2001年） IIPPF設立（2002年）	リーマンショック（2008年） 北京オリンピック（2008年） 国家中長期科学技術発展 計画綱要（2006年）	中国製造2025 (2015年)	国務院機構改革（2018年） 中米経済・貿易協定（2020年）
計画概要	対外開放の拡大	高度経済成長 (1人当たりGDPを2000年比倍増) R&D支出割合（GDP比2%） 環境保護、省エネ	内需拡大 コア技術競争力を強化 R&D支出割合 (GDP比2.2%)	新常态（ニューノーマル） 一帯一路 R&D支出割合 (GDP比2.5%)
知財計画 部分	有名ブランド、独自知財権 研究開発と知財保護 知財権侵害を罰する	独自知財権 (通信技術、省エネ車、 新薬の知財を特出し) 東部地域での研究開発主導 知財保護の独自章立て	1万人口あたりの発明専利 保有件数3.3件 ハイテク分野の知財創造 知財戦略立案、知財転換 国際知財協力	1万人口あたりの発明専利 保有件数12件 知財強国の建設 知財保護と独占禁止の 執行強化
知財状況	多発する模倣被害	模倣被害の深刻化 行政取締による対応	知財大国から強国へ (出願、模倣、紛争の増大)	品質面への意識 司法解決の増大 (模倣巧妙化)

中国における知財計画の沿革（2001年以降）



9

習近平総書記の発言からみる中国における知的財産の位置づけ

- ◆ 2020年11月30日、習近平総書記は自らが主宰する「中共中央政治局第25回集団学習会」において、**知的財産権保護の任務の強化**をテーマとして取り上げた。
- ◆ 同集団学習会における発言は、翌年1月発行の中国共産党の理論誌「求是」にも掲載。

中共中央政治局
第25回集団学習会
習近平談話



● **イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである。**

- 我々は不足を冷静に認識しなければならない。・・・知的財産権の全体的な品質と効果・利益は十分に高くなく、**高品質で高価値の知的財産権は比較的少ない**。・・・知的財産権分野では依然として**権利侵害が多発しやすく、権利侵害が容易で、権利を守ることが難しい**現象が存在し、・・・市場主体は海外の知的財産権紛争に対応する能力が明らかに不足しており、**中国企業の海外における知財保護が不十分**等である。
- 中国は知的財産権導入大国から、知的財産権創造大国へと転換しているところであり、知的財産権工作は、**数の追求から質の向上へと転換しているところである。**



2022年10月16日 第20回党大会報告

✓ 知的財産権への法的保障を強化し、全面的なイノベーション支援の基礎的体制を整える

知財分野における中期計画・長期計画

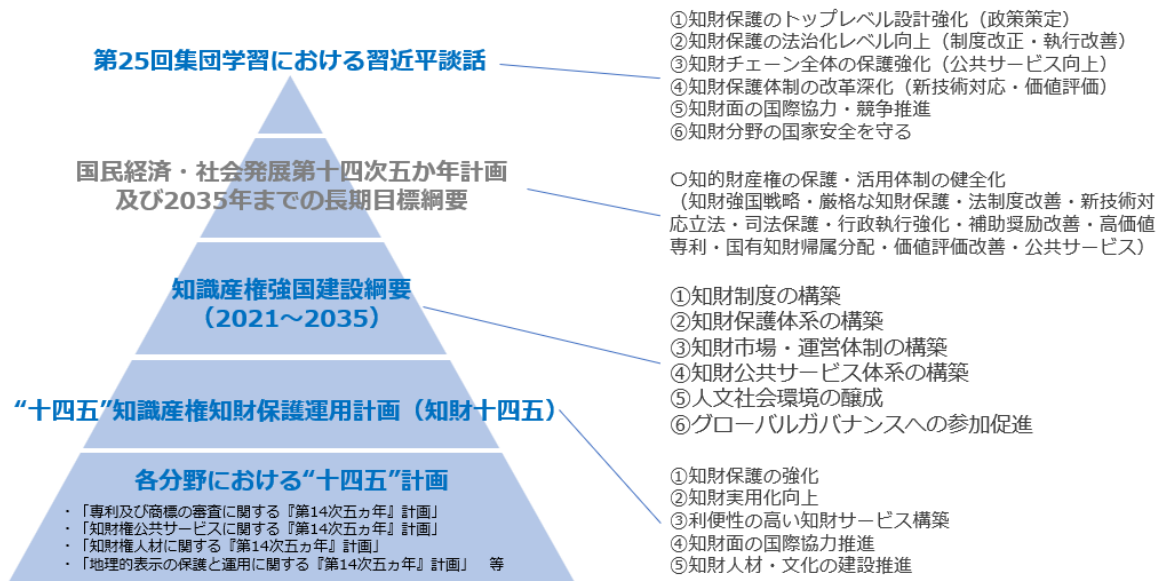
- ◆ 2021年3月に全人代は「国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要（十四五）」を採択。
- ◆ 同年9月に知財分野の長期計画である「知識産権強国建設綱要（2021～2035年）」を、同年10月に中期計画である「“十四五”知識産権知財保護運用計画」を相次いで公表。

公表年	公表組織	政策文書名
2008年	国務院	国家知識産権戦略綱要
2014年	国務院弁公庁	国家知識産権戦略行動計画（2014～2020年）
2015年	国務院	新情勢下の知財強国建設加速に関する若干意見
2016年	国務院	“十三五”知識産権保護運用計画
2019年	中共中央弁公庁、国務院弁公庁	知識産権保護強化に関する意見
2020年11月	中共中央政治局	第25回集団学習における習近平談話
2021年3月	全人代	国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要（十四五）
2021年9月	中共中央・国務院	知識産権強国建設綱要（2021～2035年）
2021年10月	国務院	“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）
2023年10月	国務院弁公庁	専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

11

各重要政策文書の位置づけ



Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

12

第14次5カ年計画（2021年3月）における知財政策の位置づけ

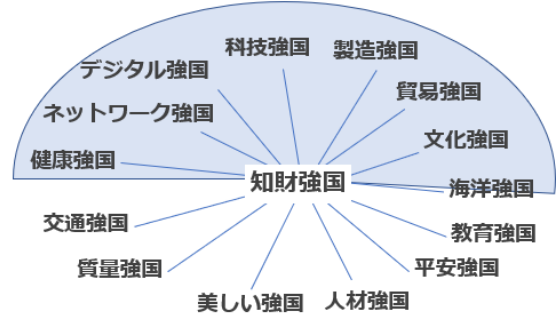
- ◆ 1953年以来、当時のソビエト連邦において採用されていた計画経済システムの導入を図り、5カ年計画の作成・数値目標の設定を行ってきた。
- ◆ 2021年3月の第13期全国人民代表大会（全人代）第4回会議において、「第14次5カ年（2021～2025年）計画と2035年までの長期目標綱要」が審議・採択された。
- ◆ 2021年から2025年までの5年間の経済・社会発展の主要目標を列挙するもので、同期間における20項目の主要目標が含まれる。
- ◆ 全体19編65章(146頁) からなり、第2篇第7章「科技创新のための制度構造改革」において、「知財保護・活用」に言及がある。

第14次5カ年計画における「知財保護・活用体制」に関する言及

第2篇第7章第2節 知的財産権の保護・活用体制の健全化（抜粋）

- 知的財産権強国戦略を実施し、厳格な知的財産保護制度を実施し、知的財産権関連法令を整備し、**新分野・新産業における法令の制定を推し進める。**
- 知的財産権の司法保護と行政執行を強化し、権利保護のための仲裁、調停、公証、権利保護支援のシステムを改善する。
- **知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を改善し、損害賠償の強度を高める。**
- **高価値特許をよりよく保護し、資金補助奨励政策や評価・査定に係るメカニズムの最適化を図り、専利集約型の産業を育成する。**
- 知的財産権の保護と活用のための公共サービスプラットフォームを構築する。

知財政策はイノベーション・クリエイティブ関連を中心に
中国政府が掲げるあらゆる「強国」政策に関連



〔出所〕 Science Portal China, 「中国の国家計画と政策制定プロセス—第14次5カ年計画と2035年長期目標の要点」及び知財強国綱要を基にJETRO作成 (https://spc.jst.go.jp/experiences/special/economics/economics_2126.html)

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

13

【参考】 高価値発明専利、専利集約型産業とは

高価値発明専利

- ✓ 戦略性新興産業の発明専利
- ✓ 海外ファミリーを有する発明専利
- ✓ 維持期間が10年を超える発明専利
- ✓ 比較的高い担保融資金額を実現した発明専利
- ✓ 国家科学技術奨あるいは中国専利奨を受賞した発明専利

- ① 次世代情報技術
- ② デジタル・クリエイティブ
- ③ ハイテク機器製造
- ④ バイオ
- ⑤ 省エネ・環境保護
- ⑥ 新エネルギー
- ⑦ 新エネルギー車
- ⑧ 新素材

専利集約型産業

- ✓ 知識産権（専利）集約型産業統計分類（2019）（※）において定義
- ✓ 国民経済産業分類（GB/T 4754-2017）に対応して知識産権（専利）集約型産業の統計範囲を確定

（※） http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5419213.htm

- ① 情報通信技術製造業
- ② 情報通信技術サービス業
- ③ 新装備製造業
- ④ 新材料製造業
- ⑤ 医薬医療産業
- ⑥ 環境保護産業
- ⑦ 研究開発、設計及び技術サービス業

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

14

知識産権強国建設綱要（2021～2035）

- ◆ 2021年9月22日、中国共産党中央委員会と國務院は、「知識産権強国建設綱要（2021～2035 年）」を公表した。
- ◆ 本綱要は、2008年6月に國務院から発表された「**国家知識産権戦略綱要**」を **13年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画**であり、「第14次5カ年計画」における長期目標年に合わせて2035年を目標年として設定している。
- ◆ 本綱要の個別項目は大きく6つの項目に分類され、さらに細分化された目標が示されている。全体として、概ね十四五綱要の知財関係箇所や習近平談話と重複又は詳細化する内容となっている。

中国が直面する知財面の課題に対応する「知識産権強国建設綱要」の各政策項目

個別課題	課題カテゴリー	政策項目
・ 出願の急増の弊害 ・ 依然として多い知財侵害 ・ 新技術・ビジネスの急成長 ・ 活用されない大学・中小の知財	①国内問題 （自立自強、自主創新）	①知財制度の構築 ②知財保護体系の構築 ③知財市場・運営体制の構築 ④知財公共サービス体系の構築
・ 中国企業の海外展開拡大・米中対立	②国際問題 （グローバルガバナンス、国際連携確立）	⑤人文社会環境の醸成 ⑥グローバルガバナンスへの参加促進

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

15

知識産権強国建設綱要（2021～2035）の進捗

- ◆ 中国政府の評価によると、**知財強国建設指数**は120.0に達し、2021年の基準値より年平均9.6%増加
- ◆ 6つのサブ指数のスコアはいずれもプラス成長を達成
- ◆ 各地域の知財発展指数は全体的に改善（平均値と中央値はいずれも上昇）

	2021年 (初年度)	2022年	2023年	増加幅
①知財制度構築指数	100	112.4	117.8	+5.4
②知財保護体系指数	100	119.3	122.1	+2.8
③知財市場運営体制指数	100	114.8	118.4	+3.6
④知財公共サービス体系指数	100	117.5	122.7	+5.2
⑤知財人文社会環境指数	100	121.3	125.5	+4.2
⑥知財グローバルガバナンス参加指数	100	114.1	115.3	+1.2
知財強国建設指数	100	116.3	120.0	+3.8

(出所) 国家知識産権局「2023年中国知的財産権強国発展報告」を基にジェトロ作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

16

“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）

- ◆ 2021年10月28日、国務院は、「第十四次五カ年計画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」を公表した。
- ◆ 本計画は、中期目標である「第十四次五カ年計画（2021年～2025年）」の知財特化版であり、2016年12月に作成された「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画（2016年～2020年）」の更新版となる。
- ◆ 知財十四五の5つの重点任务：①知的財産権保護を全面的に強化し、全社会のイノベーション活力を奮い立たせる、②知的財産権の移転・転化の効果を向上させ、実体経済のイノベーション発展を支える、③イノベーションを促進し、国民により良い利益をもたらすために、ユーザーフレンドリーな知的財産権サービス体系を構築する、④知的財産権の国際協力の推進、サービス解放型の経済発展、⑤知的財産権の権利者の人材と文化の建設を推進し、事業発展の基礎を固める

「十四五」期間の知的財産権発展に関する8つの主要指標

	2020年 (基礎値)	2021年 (実績値)	2022年 (実績値)	2023年 (実績値)	2025年 (目標値)
1.人口1万人当たりの高価値発明特許の保有件数(件)―①	6.3	7.5	9.4	11.8	12
2.海外発明特許授權量(万件)	4	4.6	5	—	9
3.知的財産権担保融資の登記額(億元)―②	2180	3098	4869	8540	3200
4.知的財産権使用量の年間輸出総額(億元)	3194.4	3784	3873	3765	3500
5.特許集約型産業の付加価値のGDPに占める割合(%)―③	11.6	11.97	12.44	12.71	13.0
6.版權産業の付加価値のGDPに占める割合(%)―④	7.39	7.39	7.41	7.41	7.5
7.知的財産権保護に対する社会満足度(分)	80.05	80.61	81.25	82.04	82
8.知的財産権民事第一審案件服判息訴率(%)―⑤	—	90.5	89.8	91.9	85

注：
①「人口1万人当たりの高価値発明特許の保有件数」とは、人口1万人当たりの本国の住民が所有し、国家知識産権局の授權を経て下記のいずれかの条件に適合する有効な発明特許の数量を指す：1.戦略的新興産業の発明特許；2.海外にファミリー專利權を有する発明特許；3.維持期間が10年を超える発明特許；4.比較的高い質權設定融資金額を実現する発明特許；5.国家科学技術賞、中国專利賞を獲得する発明特許。
②「知的財産権担保融資の登記額」とは国家知識産権局が登録した知的財産権担保融資の登記額を指す。
③④は前年の値である。
⑤「服判息訴率」は、判決に従い更なる訴えをしないことを意味し、第一審案件に対して上訴しない割合を指標化したものと考えられる。

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

17

專利及び商標審査に関する十四次五カ年計画（2021～2025年）

- ◆ 2022年1月20日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「專利及び商標の審査に関する『第14次五カ年計画』」を公表。
- ◆ 本計画は、「知財十四五」等に基づいて策定された第14次五カ年計画期間（2021～2025年）における專利・商標審査業務に関する中期計画として、2025年までの發展目標や主要な目標達成指標、CNIPAの主要任務等を示している。

主要な指標

	2020年の基礎値	2025年の予測値
特許審査周期（※1）	20 か月	15 か月
專利無効審判請求結審周期	6 か月	6 か月
專利審査の質に対する利用者満足度指数	85.4	85 以上
特許審査終了の正確率（※2）	92.2%	95%
一般的な状況での商標登録周期（※3）	8 か月	7 か月
商標譲渡の第一次審査周期	2 か月	1 か月
商標変更と更新の第一次審査周期	1 か月	15 日
商標異議申立案件の審査周期	14 か月	10 か月
商標拒絶審査不服審判案件の審理周期	6 か月	5.5 か月
商標無効審判請求の審理周期	10 か月	10 か月
商標登録実体審査の合格率（※4）	95%	97%

2025年までの發展目標

2025年までに專利・商標の審査業務が担うべき役割として、「新分野・新業態の發展に伴う需要に迅速かつ効果的に対応し、出願件数の合理的な増加に対する指導的な役割を効果的に發揮し、イノベーションに対する促進作用をさらに際立たせること」を挙げ、發展のための目標として以下を掲げている。

- ① 出願件数を合理的に増加させつつ、出願の質を持続的に好転させる
- ② 審査の質を着実に高め、審査の効率を絶えず高める
- ③ 審査サービスをさらに最適化し、基礎的な保障を絶えず強化する
- ④ 審査業務の国際協力を絶えず深化させる

※1：特許出願の実体審査の発効日から初回の權利付与決定の日までに要する平均審査期間
※2：抽出検査を行った発明終了案件のうち、終了が正確であった案件の割合が、抽出検査を行った案件の総数に占める割合
※3：一般的な状況に符合する商標登録出願について、商標登録出願日から商標登録公告日まで。一般的な状況とは、商標登録出願の手続きが整い、受理後に審査を経て法に基づき直接予備的査定公告又は拒絶がなされ、かつ拒絶審査不服審判、異議申立審査などの後続手続きのない場合をいう
※4：抽出検査で合格した商標案件の総数が、抽出検査を行った商標案件の総数に占める割合

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

18

知財活用活性化

- ◆ 2023年10月、国務院弁公庁が、「**専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）**」を公表。
- ◆ 専利の産業化の推進、イノベーション成果の現実的な生産力への転化の加速が目的。

一、全体要求

- ✓ 高価値専利の産業化を促進する。
- ✓ 大学や科学研究機関の専利の産業化率を大幅に上昇させ、専利を含む技術契約高を全国で8000億元に到達させる。
- ✓ ハードテクノロジーに重点を置き、専利を使いこなす多くの企業が成長・拡大し、重点産業分野における知的財産権の競争優位が加速され、届出認定された専利集約型製品の生産額が1兆元を突破する。

二、専利産業化を強力に推進し、専利価値の実現を加速する。

- (一) 大学と科学研究機関の既存専利を整理・活性化
- (二) 専利の産業化を通じて中小企業の成長を促進
- (三) 重点産業における知財権のチェーン強化・高効率化の推進
- (四) 専利集約型製品の育成と普及

三、転化の主な障害を取り除き、内発的動機の利用を刺激する。

- (五) 大学と科学研究機関における専利転化のインセンティブ強化
- (六) 専利の質を高め、専利専門化を促進する政策方向の強化(注)
- (七) 転化運用を促進するための知的財産権保護の強化

四、知的財産権の要素市場を育成し、良好なサービスエコシステムを構築する。

- (八) 高水準の知的財産権市場システムの構築
- (九) 知的財産権に対する多様な金融支援の促進
- (十) 専利転化運用のサービスチェーンの改善
- (十一) 知的財産権要素の国際流通の円滑化

五、組織保障の強化と良好な環境づくり。

- (十二) 組織実施の強化
- (十三) パフォーマンス評価の強化
- (十四) 投資保障の強化
- (十五) 良好な環境の構築

(注) 専利に関する評価において、各地域・関連部門は、専利の質と転化運用の方向性を強調し、専利出願件数に関する拘束力のある指標の設定を避け、財政援助・奨励政策は単純に専利件数と連動させてはならない、等。

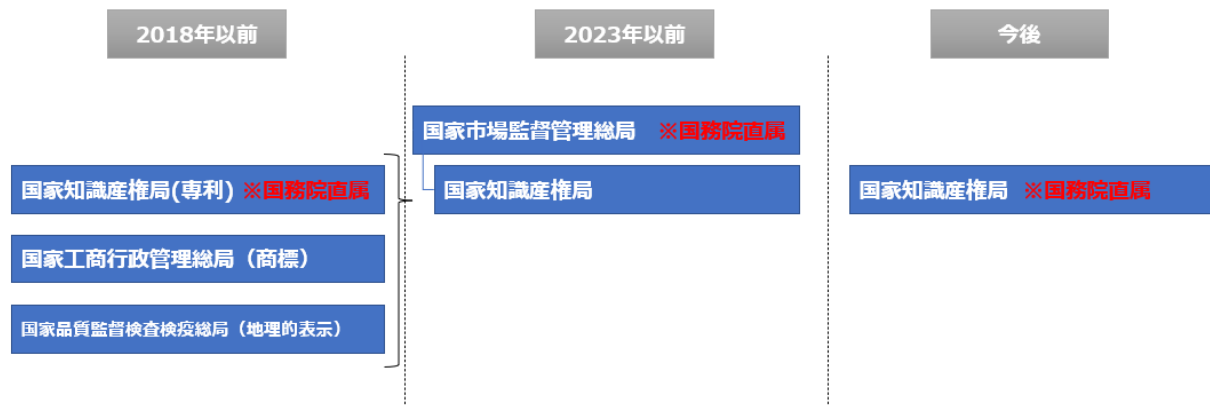
(出所) 国務院弁公庁「専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）」を基にシトロ作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

19

国家機構改革 ～国家知識産権局が国務院直属へ～

- ◆ 2023年3月、中共中央・国務院は、「**党・国家機構改革方案**」を発表。
- ◆ **国家知識産権局（CNIPA）は、国家市場監督管理総局（SAMR）の管理する「国家局」から、「国務院直属機構」へ、再編。**
- ◆ 専利や商標等の法執行は、市場監督管理局が引き続き担当（CNIPAの指導を受ける）。



Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

20

本日の内容

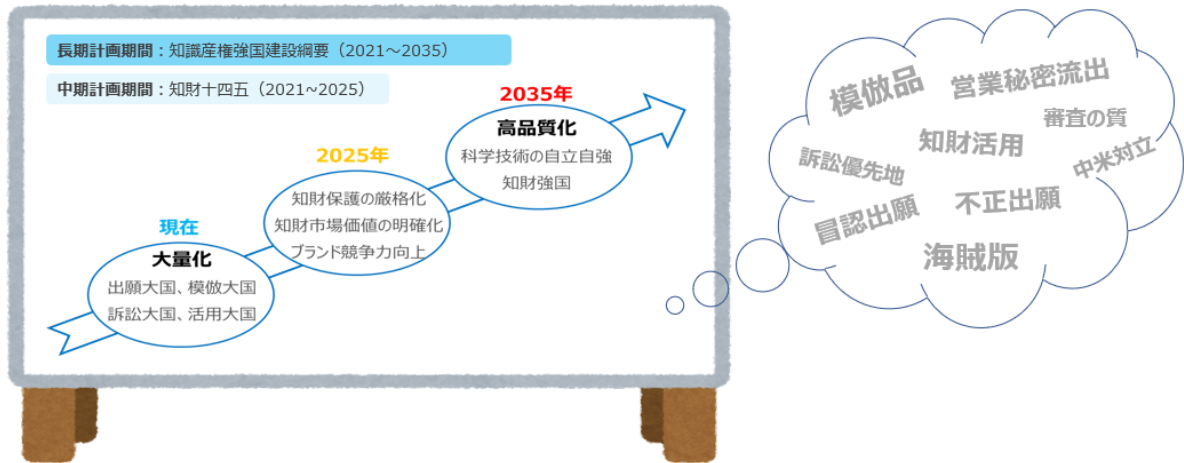
1. はじめに
2. 中国の知財政策
3. さいごに

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

21

中国知財の今後の方向性

- ◆ 習近平談話や中長期計画に基づき、**知財強国**や**知財保護**による**イノベーション支援**が実現・実施されていくと考えられる
- ◆ 不正出願や模倣品等の依然として存在する問題についても、どのように解決していくかには注目していく必要がある



Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

22

以上